

経済と経営 23-3 (1992. 12)

〈論 文〉

ホブズにおける・「契約 (Pact, Covenant)」, および, 「自然権」,

「自然法」, の諸概念の分析 (第 I 部・第 I 章 —— 第 XII 章)

第 X 章 (II —— F, 29) —— 31); II —— G, 1) —— 17))

鈴木秀勇

II —— F

29) a) 本稿・前・28) に見たように, Lev·E, Lev·L が, それぞれ, 『第三部』・『第三十七章』の終りで, ——「ところが, 事が信仰告白ということになれば, 個人の理性は, 公共の理性に, すなわち, 神の代理人に, 服ざるをえないものである」(Lev·E)。「もっとも, 事が信仰告白ということになれば, 個人の判断は, もはや, 余地をもたない。教会にあって, 神のもとで至高の権力を有する者に, 判断を求めるのでなくてはならない」(Lev·L), とし, そして, 「誰」が, その「神の代理人であるのか」, 「誰」が, 「神のもとで至高の権力を有する者であるか」については, 「のちに, しかるべき箇所で吟味されよう」——と述べた・その〈誰であるか〉という問題は,

b) マイア-タシがとらえたのと異なり, 「外面の信仰告白拘束」対「内面の・信仰の自由」という観点から扱われるべき性質のものではなく, マイア-タシが, 〈漫然と〉, 「支配者は, 世俗の権力と並んで, 至高の・聖職上の権威をも, 有している」と記するにすぎなかった事態の〈根拠〉, すなわち,

“Leviathan”なる著作の副題に見られるように、「教会国家」(A COMMON-WEALTH ECCLESIASTICALL/CIVITAS ECCLÉSIÁSTICA)と「政治国家」(A COMMON-WEALTH CIVILL/CIVITAS CÍVILIS)との、また、「カマン-ウェルス〔・国家〕」(Common-wealth)と「クリイーイストゥス信仰者のカマン-ウェルス〔・国家〕」(A Christian Common-wealth)との、——Lev·E, Lev·Lの表現を以てすれば——「合同」(consolidation/consolidatio [コーンソリダーツィオ]),あるいは、「カマン-ウェルス」・「国家」の「至高権力保持者」における・「政治上の権利」(the Right Politique)と「聖職上の権利」(the Right Ecclesiastique)との「合同」の〈根拠〉が、分析さるべき主題として、探究されなければならない問題なのである。

c) ア) この探究にあたって、分析の対象となる〈根拠〉は、前掲の「しかるべき箇所」——溯って、『第二部』・『第十八章』と『第三部』・『第四十二章』とに、——見いだされる。

イ) 予め、各々、独自の〈論理〉を含む・上記の「融合」の〈根拠〉を挙げれば。

それは、一つには、Lev·E, Lev·Lにあって、これまでに規定された・「カマン-ウェルス」・「国家」の「政治上の至高権力保持者」は、それが負う「責務」に基づき、「信教」の事項にたいする「権利」・「権力」をも有さざるをえない、という〈根拠〉であり、

二つには、〈史実〉に照らして、「異教徒」の「政治上の至高権力者」は、かかる「権利」・「権力」を有していた、とする〈根拠〉、

三つには、「クリイーイストゥス信仰者のカマン-ウェルス」・「国家」において、「クリイーイストゥス信仰者」たる「政治上の至高権力者」が、上記の「権利」・「権威」をそなえているのは、『新約』における・「クリイーイストゥス」の言葉に基づく、とする〈根拠〉、

四つには、少なくとも、ジョン・ウィクリフ(John Wyeliffe/Wyclif, ?1320—1380)以来の——「ローマ教会」の「教皇」ならびに「大司教」の「政

治上の権力」を、イングランド「国家」から〈排除〉せんとする——要求の基盤として、これまた『新約』の中に見出される〈根拠〉、

そして、最後に、五つには、『旧約』の時代には、「教会統治の権利」と「教会の儀式を、執行する権力」とは、「聖職者」には存せず、「政治上の至高権力保持者」たる「王」が、これを有していた、とする〈根拠〉——である。

d) そこで、まず、〈第一〉の〈根拠〉から、述べれば。

Lev・E は、『第三部』・「第四十二章」の第六十四パラグラフから次・第六十五パラグラフにわたり、Lev・L は、第五十九パラグラフから次・第六十パラグラフにかけて、つぎのように記している。

Lev・E 「さて、私たちが、つぎに吟味しなければならないのは、政治上の至高権力保持者 (Ciuill Soveraignes) であり、また、クリスチヤニストスにたいする信仰 (Christian Faith) をも奉じてきている者たちが、いかなる権能 (Office) を有するものであるか、という点である。

(第六十五パラグラフ) そこで、まず第一に、私たちが忘れてはならないのは、(既に、第十八章で示されているとおり)、いかなる・信教上の教説 (Doctrines) が、平和 (Peace) にふさわしいものであるか、また、服従者に説き教えられる (to be taught) べきものであるかを、決定する権利 (the Right of Judging) が、すべてのカマン-ウェルスにおいて、政治上の至高権力 (the Sovereign Power Civil) に密着している、ということであり、その至高権力が、ひとりの人間の手にあるか、人々の・ひとつの集合体の手にあるかは、問わない、ということである。なぜなら。低劣きわまる知能の持主にすら、自明であるのは、人間の行為というものは、当の行為から本人の身に戻ってくる・よい結果、ないし、悪い結果について、本人が抱く評価 (the opinions) から、生ずる、ということであり、そして、その帰結として、至高権力にたいして自分が服従することは、服従しないことに比べ、己れの救いにとり、より大きな害を齎すものである (more hurtfull to them)，という意見 (the opinion) に、いったん、とりつかれた人々は、法への服従をやめ、そして、

法への服従をやめることによって、カマン-ウェルスを顛覆させ、混乱と内戦とを惹き起こすことになる、ということである。かかる事態を避けるためにこそ、すべての・政治上の統治 (Civil Government) が、定められたのである」¹⁾。

ア) 上掲・第六十五パラグラフの立論の〈論理〉は、これを分析すれば、以下のとおりである。

i) 「人間」が、なにらかの「行為」をとるのは、その「行為」から当該「人間」に生ずる「結果」が、「よい」ものである、という「評価」に基づく。

ii) なぜなら、既に知られているとおり、当の「行為」の「結果」にかかる「秤量」から、「己れ」にとって「よい」「結果」の「評価」が生まれる場合に、その・「よい」「結果」にたいする「最後の欲求」である「情念」たる「意志」が、この「行為」をとらしめる「原動力」であり、

iii) 「己れ」にとって「悪い」「結果」の「評価」が生まれる場合に、この・「悪い」「結果」にたいする「最後の嫌惡」である「情念」たる「意志」が、当の「行為」をとらしめぬ「原動力」、ないし、その「行為」とは〈逆の〉「行為」をとらしめる「原動力」、であるからである。

イ) i) してみれば、一つの「カマン-ウェルス」の「服従者」に、ないしは、当該「カマン-ウェルス」の「至高権力」が「制定」した「法」に「服従する」、という「行為」とは〈逆の〉「行為」——「法に服従することをやめる」という「行為」——をとらしめるのは、

ii) そしてまた、上記の「行為」から、「カマン-ウェルス」を「維持」・「保全」する、という「行為」とは〈逆の〉「行為」——「カマン-ウェルスを顛覆させ、混乱と内戦とを惹き起こす」(「カマン-ウェルス」の〈破壊〉、「各人が各人に敵対する戦争」への復帰) という「行為」——をとらしめるものは、

iii) その「カマン-ウェルス」の「至高権力」に「服従する」「行為」が、

1) Lev · E, p. 567

「己れの救い」に「大きな害を齎す」すなわち、「己れ」にとり「悪い」「結果」を生ぜしめる、という「評価」であり、

iv) そして、その「評価」は、「至高権力」ならびに「法」にたいする「服従」と、「己れの救い」との関係にかかわる・「信教上」の「意見」・「教説」から、帰結する以外のものでないことは、明らかである。

ウ) しかるに、「各人が各人に敵対する戦争」という「事態を避けるためにこそ」、「カマン-ウェルス」が「設立」され、すなわち、「すべての・政治上の統治が、定められた」のであり、

エ) そして、それゆえ、「カマン-ウェルス」の「至高権力」の「責務」は、なによりもまず、「設立」された「カマン-ウェルス」を「維持」・「保全」し、「服従者」の対内・対外「平和」を〈確保〉するところにある。

オ) この「責務」から、当然〈帰結〉するのは、

i) 一つには、「至高権力」には、「どのような」・「信教上」の「教説」・「意見」が、上記の「維持」・「保全」、すなわち「平和」にとって、「ふさわしいもの」であり、また、〈いかなる〉ものが、「カマン-ウェルス」の〈破壊〉、「各人が各人に敵対する戦争」を招くものであるか、を「決定する権利」が、「密着している」のでなければならぬ、ということであり、

ii) 二つには、「どのような」・「信教上」の「教説」・「意見」が、「服従者」にたいして「説き教えられるべきもの」であり、また、〈いかなる〉ものが、「説き教えられる」べからざるものであるか、を「決定する権利」が、「密着している」のでなければならない、ということである。

カ) そして、もとより、「至高権力」とは、常に〈行使〉されるるべきものであるから、それに「密着している」・上記の「決定する権利」もまた、絶えず、〈行使〉されなければならない。

キ) 以上のようにして、—「カマン-ウェルス」の「至高権力」の「保持者」が、

i) 「カマン-ウェルス」の「維持」・「保全」のため、すなわち、「カマン

-ウェルス」の「設立」の「目的」たる「平和」の〈確保〉という・自らの「責務」の遂行のために、

ii) 「信教上」の「教説」・「意見」について、前述の・〈二つ〉の「決定する権利」をも、必然に「保持」する、——いう〈論理〉が、

iii) 「政治上のカマン-ウェルス」と「教会としてのカマン-ウェルス」との「合同」——のちに見るとおり、「政治上の権利」と「教会にたいする権利」との、また、「国政における統治」と「信教における統治」との「合同」——の〈第一〉の〈根拠〉である。

ク) そして以下に見るところから、予め言えれば、上記の〈論理〉の核心は、

i) 「平和」を〈維持・促進する〉「信教上の教説」が、「真実の教説」である、という規定と、

ii) かかる・「信教上」の「真実の教説」を「カマン-ウェルス」の全体にわたって行わしめる「責務」から、「至高権力」は、前記・〈二つ〉の「決定する権利」を有するのでなくてはならない、という規定と、である。

すなわち、

ケ) 前掲の・Lev・E の立論は、——「そこで、まず第一に、私たちが忘れてならないのは、(既に、第十八章で示されているとおり)」とあるように——、『第二部』・「第十八章」の・Lev・E (および、Lev・L) では、第九パラグラフにあって、「至高権力」に「密着している」「権利」・「権力」の〈第六〉 (Lev・L では、〈第七〉) が挙げられているさいの論述に基づくものであるから、両箇所の叙述を合して理解することが必要である。

「第十八章」の・当該・第九パラグラフの全文は、以下のとおりである。

Lev・E 「第六に、至高権力に密着しているのは、いかなる・信教上の意見と信教上の教説とが、平和に背く (averse … to Peace) ものであり、いかなるものが、平和に資する (conducting to Peace) ものであるか、の決定者 (Judge) であることであり、また、その帰結として、人が、人民の多数者に向かって語りかける場合に、その人に許さるべき (to be trusted with all)

は、いかなる機会に、であるのか、いかなる範囲まで、であるのか、そして、いかなる・信教上の意見と教説と、であるのか、の決定者であることであり、さらに、公刊に先立って、あらゆる書籍 (all books) につき、信教上の教説を仔細に点検する (examine) 者の決定者であることである。なぜなら、人間の行為は、その人間が抱く意見 (Opinions) から、発するものであり、意見を完全に統御することが、人々の平和 (Peace) と協和 (Concord) とへ向かって、人間の行為を統御することであるからである。ところで、信教上の教説にかんしては、真理 (the Truth) 以外のなにものも、目的として目指さるべきではないとはいえ、しかし、そのことは、平和のために (by Peace) 信教上の教説を制御すること (regulating) に、背反するものではない (not repugnant)。なぜなら、平和 (Peace) と協和 (Concord) とが、自然が定めていいる法 (the Law of Nature) に反する (against) ものではありえない以上、平和に背反する・信教上の教説 (Doctrine repugnant to Peace) は、真実な (True) 教説ではありえないからである。なるほど、統治者 (Governours) と教学者 (Teachers) との不注意と不手際とによって、誤謬の教説が、時たつにつれ、世上広く受け容れられていき、これに対抗する真理は、世間から反感を買うものである。だが、ある・新しい真理を、全く突然に・しかも無理矢理に拵める、ということはありうるが、それは、決して、平和を破壊することではないのであって、ただに、時として、戦争を目覚めさせる (awake) ことがあるにすぎない。というのは、そのように不用意な統治のもとにあるところから、ある意見を防衛し、ないしは、流布せしめるために、敢えて武器を執る者たちは、いまだ戦争をつづけているのであって、その者たちの身の上は、平和ではなく、たんに、相互にたいする恐怖ゆえに武器の行使を中止しているだけのことであるからである。すなわち、その者たちは、いわば、絶えず、戦闘の準備 (the procincts) に日を送っているのである。以上の理由で、至高権力を保持している者に属しているのは、平和にとって不可欠な (necessary) 事柄として、国内の争乱と内戦とを予め防止する

(prevent) ための手段の、すなわち、信教上の意見と教説との、決定者であることであり、ないしは、決定者の全員を任命することである」²⁾。

Lev・L (『第二部』・「第十八章」・第九パラグラフ) 「第七に、至高権力に密着しているのは、いかなる・信教上の意見 (*opīniōnēs* [オピイーニオーネース]) が、平和の維持に至るものであるか、ないしは、いかなる・信教上の意見が、平和の擾乱に至るものであるかを、決定する (*dēcérnere* [デーケルネレ]) 権力であり、また、多数者を前に公けに信教上の言説を述べることを許されるべきは、いかなる場合であるのか、いかなる範囲までであるのか、いかなる者にたいしてであるのかを、決定する権力であり、さらに、いかなる書籍が、公刊されるべきであり、書籍が、いかなる者によって仔細に点検されるべきであるかを、決定する権力である。なぜなら、[人間の] 行為は、意見から、生じてくるものであるからである。それゆえ、意見を統御することが、市民を統御することであり、その統御から、平和と協和とが、生ずるのである。ところで、信教上の教説 (*doctrīnae* [ドクトリイーナエ]) の・唯一の目標は、真理 (*vēritās* [ウェーリタース]) であることはいえ、信教上の教説は、真実な (*vērae* [ウェーラエ]) 教説である場合には、平和に背反するものではない (*nōn repūgnant* [ノーン・レプゥーグナント])。なぜなら、平和 (*pāx* [パーカス]) と協和 (*concórdia* [コンコルディア]) とが、自然にしたがう諸法 (*légēs nātūrālēs* [レエーゲース・ナートゥーラーレース]) に反する (*contrāriae* [コントラアーリアエ]) ものである、と言われてはならない以上、平和に反する・信教上の教説は、真実な教説ではありえないからである。もとより国家の中で、統治者と教学者との不注意と不手際により、信教上の謬説が、時のたつのにつれ、人々の間でひろく、真実の教説として受け取られることは、ありうるし、真理が、人々の気に入らないことは、ありうる。しかしながら、新しい真理の出現が、たとえいかに突然のも

2) Lev・E, p. 233

のであろうとも、それは、睡っている戦争を時として目覚めさせることがあるとはいえ、しかし、決して、平和を擾乱するものではない。なぜなら、余りに放慢な統治のもとにあるために、新しい教説の導入を機に、敢えて武器を執る者たちは、既にその時、戦争再開を意図してきていたのであるからである。ただし、攻撃の拳に出なかったのは、恐怖のしからしめるところであるとはいえ、その恐怖は、いわば、戦闘の準備に日を送っている者の恐怖である。以上の理由で、至高権力の要件をなす(ad … áttinet [アド…アッティネット])のは、あらゆる・信教上の意見と教説との審理(júdicátiō [ユウーディカーツィオ])であって、その理由は、かかる意見と教説とが、きわめて頻繁に、不和と内戦との原因と起因とであるのを常とする、というところにある」³⁾。

コ) i) 上掲の論述に現われているのが、「第四十二章」の立論の〈論理〉の核心の一つ——すなわち、「カマン-ウェルス」・「国家」の中に「平和と協和」とを〈維持・促進する〉「信教上の教説」が、「真実な教説」であるとする規定——である。

ii) そして、この規定の〈根拠〉は、以下のところにあることが、示されている。

α) 想起すれば、「カマン-ウェルス」・「国家」の「設立」の「目的」である・「服従者」・「市民」の「平和と協和」とが〈維持〉されるのは、

β) あの《根源的自然法》——「総じて人間」にたいし、「自らの生命」の〈破壊〉と、「自らの生命」が「最もよく保存」される「手段」の〈放置〉とを、「禁止」している「自然が定めている法」・「自然にしたがう法」——から帰結する・「第一」と「第二」との「自然が定めている法」・「自然にしたがう法」に立って、

γ) 「服従者」・「市民」の「各人」が有していた「自然にしたがう権利」の

3) Lev · E, pp. 135–136

〈行使〉を、

- δ) 〈全面的〉に「代行」するに至る者が、「至高権力保持者」として「設立」されることによるのであった。
- ε) 上記の「自然が定めている法」・「自然にしたがう法」は、「神」を「創出者」とする「人間の自然本性」の一つたる「理性」によって「見出された・なんぴともあてはまる指図・指針」であり、それゆえにまた、「神が定めている法」でもあるのであるから、
- ζ) かかる「自然が定めている法」・「自然にしたがう法」に「反する」(against/cóntrā) ものでない事柄、とりもなおさず、この「法」に〈したがう〉(according to/sécundum) 事柄が、「真実」な事柄である。
- η) してみれば、一つの「カマン-ウェルス」・「国家」における・「服従者」の「平和と協和」とに「資する」・「平和の維持に至る」「信教上の教説」は、上記の「法」に〈したがう〉ものであるがゆえに、「真実な教説」である。
- θ) そしてまた、「至高権力保持者」は、上記と〈同一〉の「自然が定めている法」・「自然にしたがう法」に〈したがって〉「設立」され、それゆえ、また、「平和のため」・「平和と協和とが、生ずる」ことにたいする「責務」を負うていることに基づいて、「信教上の教説」に「統御」を加える「決定者」たるの「権力」を、有し、かつ、有さざるをえないである。
- iii) さらにまた、上掲の叙述から、「人間の行為は、その人間が抱く意見から、発するもの」である、という所論の意味は、「第四十二章」にあって、敷衍せられていることが、知られる。
- iv) 加えて、「新しい真理」の〈早急な普及〉にかんする論述は、前記の〈論理〉の・いま一つ核心、——再言すれば、「至高権力」は、「真実の教説」の遍布のために、あの・〈二つ〉の「決定する権利」を有する所以ではない、という規定——の〈裏面〉として、「統治者」がこの「決定する権利」の〈行使〉において「不注意」・「不用意」を犯す時、「カマン-ウェルス」とは、その実、「虚偽の教説」を「防衛」・「流布」するために「武器を執る者た

ち」の〈休戦〉の状態にほかならないことを、語るものである。

サ) つぎに、〈第二〉の〈根拠〉を示す論述に進む前に、Lev・Eの・前掲の叙述に相当する・Lev・Lの記述を、見ておこう。

(Lev・Eの「第四十二章」・第六十五パラグラフに相当する論述)

Lev・L (同章・第六十パラグラフ) 「まず第一に、以前つぎのように示されたことを、忘れてはならない。すなわち、いかなる・信教上の教説が、平和を維持するために役に立ち、かつ、公けに説き教えられるべきであるかを、決定する権利 (jūs jūdīcandī [ユウース・ユウーディカンディー]) が、政治上の至高権力に密着している、ということである。なぜなら。愚鈍きわまる知能の持主にも明白であるのは、人間の行為というものは、当の行為からその本人の身に戻ってくるであろう・よいもの、悪いものについて、その人間が抱く評価から、生まれてくる、ということであり、そして、その帰結として、政治上の権力にたいする服従は、わが身に永劫の罰を伴う来世を招く、と思い込む人々は、法にたいする違反と、政治制度の顛覆と、内戦の再開とに、たやすく、駆り立てられる、ということである。これを回避するためにこそ、すべての国家が、設立されているのである」⁴⁾。

e) さて、「第四十二章」に戻れば。

あの「合同」の・〈第二〉の〈根拠〉は、上掲の〈論理〉が、〈史実〉によって裏書きされる、とするものである。

Lev・E 「第四十二章」・同・第六十五パラグラフ 「そして、それゆえ、異教徒 (the Heathen) の・あらゆるカマン-ウェルスにあっても、至高権力保持者は、人民の牧者 (Pastors of the People 「聖職者」) という名称をそなえていた。なぜなら、至高権力保持者の許可と権威とによらなくては、服従者はなんびとたりとも、人民にたいして、信教上の事柄を説き教えることは、合法には、できなかったからである」⁵⁾。

4) Lev・L, p. 396

5) Lev・E, pp. 567-568

Lev・L 前出・第六十同パラグラフ「なればこそ、異教徒の国家にあっても、あまねく、牧者と呼ばれているのは、それらの国家において、至高権力を有する者である。なぜなら、これらの者の権威によるのでなくては、市民は、なんぴとも、人民に説き教えることは、できなかったからである」⁶⁾。

ア) i) ‘the Heathen’なるイングランド語は、OEDによれば、ゴート語に発して、「荒野 (heath) の住人」を原意とし、「都市」の信教となった「クフリイーイストゥス信仰」に対置せしめられ、とくに未開化の「多神教信仰者」を表わし、それゆえ、「クフリイーイストゥス教信仰をもユダヤ教信仰をも、また、イスラーム教信仰をも、とらない個人、ないし、種族」にあてられる、とされる⁷⁾。

ii) したがって、‘the Heathen’の語は、クフリイーイストゥス教徒が、古代・ギリシャ人、ローマ人を呼ぶ場合にも、用いられることになる。

iii) ところが、‘the Heathen’に相当するラテン語・‘éthnici’ (pl. [エトフニキー] sg. は‘éthnicus’) の語意は、「古典ラテン語」では、「形容詞」として、「異教（徒）の」、‘éthnici’ という「名詞」として、「異教徒」を、「中世ラテン語」では、「聖書用語」の「名詞」であり、「異教徒」・「非ユダヤ人」を、表示した。

iv) この‘éthnicus’なる「ラテン語」は、さらに、「ギリシャ語」の「形容詞」・‘εθνικός’ ((m). [エトフニコオス])。語意は、「国民ノ」、「異邦ノ」、「異教ノ」に、由来するものであるが、

v) 『七十（二）人・ギリシャ語訳・旧約』、および『新約』では、ユダヤ人の翻訳者・執筆者により、その者たちから見ての「異邦人」、すなわち、「非ユダヤ人」を表示するのに、用いられた⁸⁾。

6) Lev・L, p. 396

7) OED, 2nd ed. 1989, Oxford. Vol. VII p. 75

8) Buck, Carl Darling : “A Dictionary of selected synonyms in the principal Indo-European Languages. etc”. Chicago U-P. Chicago, London, 1988. col. 1489

vi) 『新約』では、三箇所に、もっぱら、「非ユダヤ人」という語義の「名詞」（「異邦人」）としてのみ（複数形・‘εθνικοί’ ([オトニコイ])），現われている⁹⁾。

vii) 以上によってみると、「異教徒」(the Heathen ; éthnicī) は、一つには、古代・ギリシャ人、ローマ人を、二つには、「クリエイストゥス」を含む「ユダヤ人」以外の「個人」・「種族」を、意味したことになる。

イ) i) 一つの「カマン-ウェルス」・「国家」の「服従者」・「市民」にたいし「平和」の〈確保〉の「責務」を負う「聖職者」、の意味で用いられる「牧

9) „Griechisch-deutsches Wörterbuch zu den Schriften des Neuen Testaments und der übrigen urchristlichen Literatur. Von Walter Bauer. Nachdruck der 5ten Auflage.“ Walter de Gruyter. Berlin, New York, 1971. I-XV ; 1-1780 Kol. (以下、Bauerと略記). Kol. 432

『マタイにしたがう福音の書』・「第五章・第四十七句」("KATA ΜΑΘΘΑΙΟΝ." ("Sānctvm Iēsv̄ Chr̄stī Ēvāngēliūm sécvndvm Matthāevm.") 5, 47. NT, p. 12 (NTについては, cf. 後出・脚注・24))。

「⁴⁷汝らが、汝らの兄弟に挨拶しただけのことであるならば、汝らは、並外れた行いをしたことになるであろうか。異邦人 (*οἱ εθνικοί* [ホオイ・エトニコイ]) もまた、それと同じことをしているのではないか」。

同・「第六章・第七句」, NT, p. 13

「⁷汝ら、汝らの父 [神] に祈りを唱うる時、異邦人 (*οἱ εθνικοί*) の如く、口 ^(くちかず) 多くありてはならず。異邦人の・口 ^(くちかず) 多くして祈りを唱うるのは、已れの多弁を以てせば、祈りは聞き届けらる、と思い込みおる故なり。断じて、異邦人に等しかるべきらず」。

『ヨハネの書簡。第三』・「第五句」("ΙΩΑΝΝΟΤ Γ." ("Ep̄stola Béatī Iōannis Ap̄stoli Tértia.") 5. NT. p. 607))。

「愛する者 [ガイオー] よ、汝は、兄弟たちに行いたる場合と等しき誠実を、客人たちにも示せり。客たちは、会衆の前にて、汝の・神にたいする愛の証人となりたりき。汝は、神にふさわしく、これらの客人に旅支度せしめる時、親切を尽すべし。そは、もとより、イエースウースの御名のためなり。客人は、異邦人 (*οἱ εθνικοί*) たちより、なに物をも享けずして、旅に出でたるなり」。

者」・'pastor' の語源である・「古典ラテン語」の 'pāstor' ([パアーアストル]) は、一つには、諸種の家畜の「飼育者・保護者」・「牧人」を、意味し、二つには、ギリシャ語の 'ποιμῆν λαῶν' ([ポイメエーン・ラオーオーン])。「人民の牧者」。'ποιμῆν' ([ポイメエーン]) は、本来、「羊飼」) の訳語として、用いられた¹⁰⁾。

ii) ただし、ギリシャ語・'ποιμῆν λαῶν' という用法は、ホオメエーロス

10) クウェイーンティリアーアヌウス (Mārcus Fābius Quintiliānus, c. 35—c. 100) は、「一般教育論」でもある・著名な『弁論の教授』 ("Institūtio oratōria." ([イーンステイトゥツィオ・オーラトオーリア])。十二編) の「第八編」・「六」・「十七」から「十八」にかけて、「比喩」 (metāphora [メタプホオラ], < μεταφορά) の用法にかかわって、つぎのように述べている。

「しかしながら、最大の過誤は、以下のところにある。すなわち、一切を詩の楽しさに捧げ、詩を、能うる限り、韻律の要求に合わさざるをえない詩人たちには許されている手法 [比喩を含む] が、散文にも、適合すると、ある種の人々が考えているところに、ある。しかし、詩人には許されているとはいえ、弁論の道にたずさわる者としての私は、たとえホオメエーロスが作者なりとも、『人民ノ牧者』 (*pāstor pōpuli*) なる比喩を肯定するつもりは、断じてなく、また、翼あるものが、空ヲ泳グ (*per āera nāre* [ペル・アエラ・ナアーアレ]) なる比喩をも肯定するつもりは、断じてない。たとえ、ウェルギィリュウスが、蜜蜂やダエダロスについて、この比喩を、まことに見事に用いているにしても、である。なぜなら、比喩とは、適切なる表現を得ぬゆえに危く空白となるべき箇所を填めるものでなければならないか、ないしは、他の表現に取って替る場合には、排除した表現に比して、より力強いものでなければならないからである」。The Loeb Classical Library. Cambridge (Mass.), Harvard U-P. William Heinemann, London, 1959. Vol. III, p. 310

11) ホオメエーロス：『イリイアスの第一編』 ("Ομηρος：“Ιλιαδος Α.” ([イリイアドス・アルプッア])). 第 243 行、第 254 行。'Αγαμέμνων' ([アガメエムノオーン]) の面前での ·Θερσίτης ([トヘルスイテエース]) と 'Οδυσσεῖν' ([オデュッセエウス]) との会話中に、この語が、上記の二行に、ただし、'ποιμέν λαῶν' という・イオニア語形で、現われている。The Loeb Classical Library. Cambridge (Mass.), Harvard U-P. William Heinemann. London, 1978, Vol. I, p. 68

の“Ιλιάς”([イリイアス]。『イリアド』)「第二編」・「第二百四十三行」、「第二百五十四行」¹¹⁾、その他、に現われるよう、通常は、「イリオス」(「トロオイア」)攻撃のギリシャ軍の総指揮官・アガメエムノオーンを指すものであり、「ποιμῆν’ という・単独の語は、「指揮者」、「首長」、「主人」、「支配者」の意を持ったが、Lev·E の言うのと異なり、「信教」上の語意を以て用いられたことはない。

イ) ところが、ギリシャ語には、また、「牛飼」の意味での「牧者」を表示する‘βουκόλος’ ([ブウコロス]) なる語が、ある。

i) アリストテレースは、その著作『アトヘエーナイ人の国政』(“ΑΘΗΝΑΙΩΝ ΠΟΛΙΤΕΙΑ” [アトヘエーナアーアイオーン・ポリーテエイア]) の「第三編」(Γ ([ガムマ])) の中で、——往時、アトヘエーナイにあっては、権力者の・最大かつ最高のものは、統治者 (βασιλεὺς [バスィレウス]) と、軍司令官 (πολέμαρχος [ポレエマルクホス]) と、行政長官 (ἀρχων [アルクホーン]) とであり、そして、「これらの権力の第一に位するのは、統治者の権力」、「第二に位置するのは、軍司令官[の権力]」、「最後の権力が、行政長官の権力」であった、とし、さらに、「統治者は、行政官公邸に接した・現在、牧者の住居 (τὸ Βουκολεῖον [トオ・ブウコレエーエイオン]) と呼ばれている公邸を持ち」、「行政長官は、行政長官公邸 (τὸ πρυτανεῖον [トオ・プリュタネエーエイオン]) を持ち、軍司令官は、(当初、軍司令官公邸 (πολέμαρχεῖον [ポレマルクヘエーエイオン]) と呼ばれていたが、かつての軍司令官・エピイリュコスが建築し造作したところからエピイリュコスの住居 (Ἐπιλύκειον [エピイリュケイオン]) と呼ばれるに至ったエピイリュケイオンを、持った」¹²⁾。と記している。

ii) 上記の諸語の語形からも知られるとおり、‘-ειο-ν’を語尾とする語は、

12) “Aristótelis Athēniénsvm Rēspública.” Recōgnōvit breviq̄ue adnotatiōne críticā instrvxit F. G. Kenyon. Oxonii, Typogrāpheum Clarendoniānum. 1980, 3, 2, 21–24 ; 3, 5, 17–24. pp. 1–2

「しばしば、地点、場所、語幹語によって表示される人物の所在地、神ないし英雄に奉納された地域、道具、手段、報酬を、表示する」¹³⁾ ものであり、その語幹語の多くは、「-είς」を語尾とするものであるため、「-ε-ιον」の語尾形をとることがあるが、しかし、「-ειο-ν」・「-ε-ιον」という「類型は、「-είς」を語尾とする語類以外の語類にも、拡大されていった」¹⁴⁾。

iii) してみると、「統治者」の「公邸」たる「ブウコレエーエイオン」は、既に示したように、語幹語・‘βουκόλος’の「住居」（「牧者の住居」）を、原意とした^{14.a)}、と見ることができるのであって、

iv) この原意は、「統治者」とは、また、「人民の牧者」〔聖職者〕である、とする観念を、表現していた、と考えられる。

・ウ) はたして、アリストテレースの時代には、

i) アトヘエーエナイでは、「五百人長老協議会」(ἡ βουλὴ [ヘエー・ブウレエー]) が、合して二十名の「神殿と聖儀との監督者」(ἱεροποιοί [ヒエロポイオイ]) を「選出した」が¹⁵⁾、

ii) 「秘儀を執行する」(μυστηρίων ἐπιμελεῖται [ミュステエーリイオーン・エピメレエーエタイ]) 主宰者は、「統治者」¹⁶⁾ であり、また、「統治者」は、「神に捧げる祭礼行列 (πομπή [ポムペエー]) と松明競技」(λαμπάδων αγῶνες [ラムパードオーン・アゴオーネス]) と、父祖伝来の燔祭奉獻の儀

13) Kühner, Raphael ; Friedrich Blass : „Ausführliche Grammatik der griechischen Sprache.“ Hannover, 1978 Teil I. Bd. 2. S. 282

14) Kühner, Blass : loc. cit.

14· a) この語は、アリストテレースが、‘τὸ Βουκολεῖον’と「大文字」で記しており、「Βουκόλος」という人名もあった（紀元前一五世紀の喜劇詩人・ディオクレエース（Διοκλῆς）の作品中に、見える）ため、‘Επιλύκειον’とひとしく、「固有名詞」と解されるおそれがあるが、Liddell-Scott が、「小文字」で挙示しているところからすれば、「固有名詞」とは見ることができない。

15) Aristoteles : op. cit. 54, 6, 8. p. 53

16) Aristoteles : loc. cit. 57, 1, 1-2. p. 56

(*θυσία* [トュスィアー])の一切¹⁷⁾と, を掌り, かつ, 聖職者の職分 (*ἱερωσύνη* [ヒエロシュネエー])について物議が生ずる場合には, 「瀆神の訴追を行う権限 (*γραφαὶ … ἀσεβεῖας* [グラフアイ…アセベエイアス]) は, 統治者に属し」¹⁸⁾, また, 「聖式」 (*τὰ ἱερὰ* [タア・ヒエラア]) にかかわって, 市民と聖職者たち (*οἱ ἱερεῖς* [ホオイ・ヒエレエーエイス]) との間に生ずる・一切の物議を, 裁決する (*δικαικάζει* [ディアディカゼイ]) のは, 統治者である」¹⁹⁾と述べられている。

エ) ここには, 特に, Lev·E の言う「人民にたいして, 信教上の事柄を説き教える」ことにかんする記述は見られないが, しかし, その事柄は, 上掲の叙述のうち, 「聖職者」の行うべき「聖式」の中に含まれるものとすれば, 「異教徒」の「カマン-ウェルス」たるアトヘエーナイにあっては, 「聖職者」は, 政治上の「至高権力保持者」たる「統治者」・「人民の牧者」による「訴追」・「裁決」の権限のもとにあり, すなわち, 「統治者」の「許可と権威」とによって, 聖務を行ひえた, と言うことが許されよう。

オ) Lev·E にあっては, 「異教徒」の「カマン-ウェルス」に見られる・上のような〈史実〉が, 前述の「合同」の・〈第二〉の〈根拠〉である。

f) ところで, 〈第三〉の〈根拠〉となる・Lev·E, Lev·L の論述は, 前掲の・「統治者」・「王」と「聖職者」との一般的関係から, 「クフリイーイストゥス信仰者」たる「統治者」・「王」と「聖職者」ないし「教会」との特殊的関係に, 進んでいくことになる。

Lev·E (前掲につづいて。次・第六十六パラグラフ)。

「異教徒の王が持っていた・この権利は, その王がクフリイーイストゥスにたいする信仰に改宗することによって, その王たちから剥奪される, とは,

17) Aristoteles : loc. cit. 57, 1, 2-4. p. 57

18) Aristoteles : loc. cit. 57, 2, 1-2. p. 57

19) Aristoteles : loc. cit. 57, 2, 2-4. p. 57

考えられることができない。なぜなら、クフリイーイストゥスは、一度として、王は、クフリイーイストゥスを信ずるがゆえに、廃位されるべきである、換言すれば、自身以外の・他の者に服従せしめられるべきである、ないしは、(全く同じことであるが)、己れの服従者の間で平和を維持することと、外敵に対抗して服従者を防衛することにとって不可欠な権力を、奪われるべきであると、定めたことはなかったからである。それゆえ、クフリイーイストゥスを信仰する王は、現在にあってもなお、己れの人民の・至高の牧者であり、そして、自らがよしとする・どのような牧者〔聖職者〕にたいしてであれ、教会にたいして、すなわち、牧者の手に委ねた・己れの人民にたいして、説教を行うように命ずる権力を有しているのである²⁰⁾。

Lev・L (第六十一パラグラフ) 「異教徒たちの王が有していた・上記の権利が、それらの王が、クフリイーイストゥスにたいする信仰に改宗したのと同時に、払拭された、ということは、信じられない。なぜなら、クフリイーイストゥスは、王が自ら〔クフリイーイストゥス〕を信ずるじたことを根拠にして、王が、支配権を剥奪されることを、望みはしなかったし、また、王が、なんぴとであれ他の者に服従せしめられることも、自分の下にある市民の間に平和を保全し、外敵に対抗して市民を防衛する権力が、奪取されることも、望みはしなかったからである。それゆえ、クフリイーイストゥス信仰者たる王は、現在にあっても、自らの服従者の・至高の牧者であり、また、人民に信教上の事柄を教えるのにふさわしい、と王が判断した牧者を、自らのもとに立てる権利を、有しているのである」²¹⁾。

ア) ならば、「現在」において「クフリイーイストゥス信仰者」たる「統治者」・「王」である者に、「クフリイーイストゥス」が、かつて「異教徒」の「統治者」・「王」が有していた・前述の「権利」・「権力」を、依然として、持ち

20) Lev・E, p. 568

21) Lev・L, p. 396

づづけてさせている〈根拠〉——換言すれば、あの「合同」の・〈第三〉の〈根拠〉——は、いずこにあるのであるか。

Lev·E は、「第四十二章」・第十パラグラフ, Lev·L は、第八パラグラフにあって、その〈根拠〉を、つぎのように、示している。

Lev·E 「^(レモベ)クフリイーイストウスの僕たち [聖職者] が、この現世にあつては、支配権を持たない、ということの・いま一つの根拠は、クフリイーイストウスが、クフリイーイストウスにたいする信仰を知らない (Infidels) 君主とひとしく、クフリイーイストウス信仰者たる君主との・ことごとくにゆだねている・正当な權威 (the lawfull Authority) から、導き出されることができる。…君主にたいする服従について、聖パウロは、(ローマニアル信仰者タチニ宛テル書簡。第十三章。初めの六句), 上ニアル權力者 (*the Higher Powers*) ニ從ウ者タルベキことを勧めて、アラユル權力者ハ、神ニヨッテ定メラレテイルモノデアル (*is ordained of God*), トイウコト、また、私タチガ權力者ニ從ウベキデアルノハ、權力者の怒リヲ招クコトの恐怖ニヨルバカリデナク、マタ、從ウコトノ正シサノ自覺 (*conscience*) ニモヨル、トイフコトを、述べている。さらに、聖ペテロは、(第一の書簡。第二章。第十三、第十四、第十五句), 人間ガ下ス・イカナル命令ニモ、主ノタメニ、服セ。ソノ人間ガ、至高ナルモノトシテノ王デアレ、アルイハ、属州統督デアレ、主ニヨッテ (*by him*), 悪シキ行イヲナス者タチヲ罰スルタメ、マタ、行イ善キ者タチヲ賞賛スルタメニ、遣ワサレタ者タチトシテ、服セ。さらに重ねて、聖パウロは、(テトスニ宛テル書簡。第三章。第一句), 人々ノ心ニ想イ起コサセヨ。統治者ト權力者トニ服スル者デアルベキコトヲ、マタ、為政者ニ從ウベキデアルコトヲ、と述べている。聖パテロと聖パウロとがここで言う君主と權力者とは、ことごとく、クフリイーイストウスにたいする信仰を知らなかった (Infidels) 君主・權力者である。してみれば、ましていわんや、私たちは、神が、私たちの上に至高權力をふるうべく定めている (*hath ordained*) ・当の・クフリイーイストウス信仰者たる君主と權力者とに、服従す

るのでなくてはならないのである。しかりである以上、もし、クフリイーイ
ストゥスの・いざれの僕たち [聖職者] にもせよ、私たちに向かって、私たち
がその成員であり、私たちが、その人々によって防御されることを待望
している・カマン-ウェルスの王なり、その他の・至高権力を有する代表者の
命令に背いた事柄を、なにごとであれ、行え、と命令するとしても、私たち
が、この・クフリイーイストゥスの僕たち [聖職者] に服従しなければなら
ぬ理由が、ありうるであろうか。それゆえ、明白であるのは、クフリイーイ
ストゥスは、この現世にあって、自らの僕たち [聖職者] に、その僕たち
が、政治上の権威をも付与されているのでない限り、他の人間を支配する権
威を、なにら、ゆだねておいてはいない、ということである²²⁾。

Lev・L 同章・第八パラグラフ。「クフリイーイストゥスの僕 [聖職者]
が、この現世にあっては、支配する権利を有していない、ということの根拠
は、また、クフリイーイストゥスが、クフリイーイストゥス信仰者たる君主
にも、異教徒たる (éthnicí [エトニキー]) 君主にも、すべての君主にゆだ
ねてきた・正当な権威 (authóritás lègitima [アウトホオリタース・レー
ギティマ]) からも、引き出されることができる。…聖パウロは、さらに、
君主にたいして捧げられなければならぬ服従について、かく述べている。
(ローマにある信仰者に宛てる書簡。第四、第五句。ナントナレバ、君主ハ、
神ノ従者ニシテ、惡シキ業ヲ行ウ者ニタイスル・怒リノ復讐者ナレバナリ。
ナルガ故ニ、汝ラ、必ズ、君主ノ服従者タレ。ソハ、怒リヲ避ケンガ故ノミ
ナラズ、マタ、正シサノ自覚ノ故ナリ。また、聖ペテロは、告げている。(第一の書簡。
第二章。第十三—第十五句)。汝ラ、人間ノ下ス・スペテノ命ニ、
神ノ故ニ、服従スル者タレ。ソノ人間ガ、位高キ王ナルトモ、アルイハ、總
督ナルトモ。惡シキ業ヲ行ウ者ハコレヲ罰スルタメ、善キ業ヲ行ウ者ハコレ
ヲ賞賛スルタメニ、神ヨリ遺ワサレタル者トシテ、コレニ服従スル者タレ。

22) Lev・E, pp. 526—527

ナントナレバ、カカルガ、神ノ意志ナレバナリ。さらに、聖パウロは、言っている。(テトスに宛てる書簡。第三章・第一句)。人々ニ、君主ト権力者トニ服従スル者タルコトト、ソレノ命令ニ服スルコトトヲ、想イ起コサセヨ。ところが、ペテロとパウロとがここで述べている君主と権力者とは、ことごとく、異教徒であった。してみれば、ましていわんや、クフリイーイストウス信仰者は、自らの上にある・クフリイーイストウスの僕^(しもべ) [聖職者] が、いかなる事柄にせよ、王が下す訓命、および、その他の至高権力保持者が下す訓命に反する事柄を行え、と命じ、ないしは、説き教えたにしても、クフリイーイストウスの僕^(しもべ) に許された・はたしていかなる権利によって、私たちが、この僕^(しもべ) [聖職者] に服するよう、拘束を受けるであろうか。それゆえ、明々白々であるのは、クフリイーイストウスは、自らの僕たちにたいし、この現世では、僕たちが政治上の権威をも付与されているのでない限り、市民を支配する権利を、なにら、認めてはこなかった、ということである」²³⁾。

イ) 上掲の・〈第三〉の〈根拠〉は、つぎの〈論理〉によって、構成されている。すなわち、

i) Lev・E は、使徒・パウロの『ローマにある信仰者に宛てる書簡』(“ΠΡΟΣ ΡΩΜΑΙΟΤΣ.”) ([プロス・ルヲマアーアイス])。[“EPISTOLA BEATI PAVLI APOSTOLI AD ROMANOS.”] ([エピイストラ・ベアティー・パアウリー・アポオストオリー・アド・ローマアーノオース])) の・周知の「第十三章」・「第一句」から始まる教え、——すなわち、「なべての人よ、己れの上に位する (*ὑπερεχούσαι* [ヒュペルエクフウサイ]) 権力者 (*ἐξουσίαι* [エクスウスィアイ]) に、服従せよ (*ὑποτασσέσθω* [ヒュポタッセエストホオ一])。なんとなれば、神に因る (*ὑπὸ θεοῦ* [ヒュポ・トヘエウーウ]) にあらざれば、権力者ならずして、権力者たるは、神に因りて任じ

23) Lev・L, pp. 360–361

られたるもの (*τεταγμέναι* [テタグメエナイ]) なればなり。²ゆえに、権力者に逆う者 (*ἀντιτασσόμενος* [アンティタッソメノス]) は、既に神の定め (*ἢ τοῦ θεοῦ διαταγῆ* [ヘー・トウーウ・トヘエウーウ・ディアタゲエー]) に背きてあるなり (*ἀνθεστηκεν* [アントヘエステエーケン])。背きてある者は、わが身に、神より永劫の罰の裁き (*κρίμα* [クリイマ]) を受けずんばあるべからず。³もとより、統治者は、善き行いにとりては、恐れに非ずして、悪しき行いにとり、恐れなり。汝、権力者を恐れざらんと、願うか。ならば、善き業^(わざ)を行え。されば、権力者より賞賛を受くること、必至なり。⁴なんとなれば、権力者は、汝にとり、善き業^(わざ)へ向かわしめる・神の従者なればなり。しかるに、汝、悪しき業^(わざ)を行う時は、恐れよ。なんとなれば、権力者は、徒らに剣を帶びてあるにあらざればなり。なんとなれば、権力者は、神の従者なればなり。悪しき業をなす者にとりては、怒りを証しする復讐者なり。⁵このゆえに、権力者には、必ず、服従すべくして、そは、ひとり、怒りを避けんが故のみならず、また、服従することの正しきの自覚 (*ἢ συνείδησις* [ヘー・シュンエイデエースィス]) の故なり」²⁴⁾——の「なべての人」 (*πᾶσα ψυχή* [パアーアサ・プシュクヘエー])。語通りでは、「なべての魂」の中に、「クフリイーイストウスの僕」^(しもべ)、すなわち、クフリイーイストウスに仕える「聖職者」をも含ましめ、

- ii) そして、この「クフリイーイストウスの僕なるパアウロス」 (*Πάντος δοῦλος Χριστοῦ Ἰησοῦ* [パアウロス・ドウーウロス・クフリイストウーウ・イエースウーウ]) の教えは、
- iii) 「クフリイーイストウス」自身が、——「クフリイーイストウスにたい

24) “Nōvum Tēstāmentum Grāecē et Latinē. Útrumque tēxtum cum apparātū crīticō imprīmendum cūrāvit Eberhard Nestle. Nōvis cūris ēlabōrāverunt Erwin Nestle et Kurt Aland.” Éditio vicēsima sécunda. [22]. United Bible Societies. London, 1969. 1–110 ; I–XV ; (1–613) × 2 p ; 658–671p. 以下、NT と略記。pp. 417–418.

する信仰を知らなかった君主」にも、また、「クフリイーイストゥスの信仰者たる君主」にも、ひとしく、すなわち、「君主ことごとくにゆだねている・正当な権威」——換言すれば、「神に因りて^(よ)任せられ」、かつ、「なべての人」を「善なる業」^(わざ)に導く「神の従者」たる・「政治上」の「権力者」が有する・「聖職者」をも自らに「服従」せしめる「正当な権威」——を付与したことと、〈同一〉である、とした上で、

ウ) i) ——クフリイーイストゥスは、自らにたいする「信仰を知らなかった君主」にも、上記の「正当な権威」を「ゆだね」た以上、

ii) 「ましていわんや」、「クフリイーイストゥス信仰者たる君主」として、同一の「正当な権威」を「ゆだね」られている「君主の・ことごとく」にたいしては、

iii) 「クフリイーイストゥスの僕」^(しもべ)すなわち「聖職者」が、「服従」するのでなくてはならない、——とするのであって、

iv) そして、そのことが、ほかでもなく、——「クフリイーイストゥスの僕」たる「聖職者」は、「この現世にあっては」、「他の人間」にたいする「支配権」を、クフリイーイストゥスから、「ゆだねられてはいない」、したがって、「持つてはいない」——ことにはかならない、としているのである。

エ) 以上の〈論理構成〉が、「クフリイーイストゥス信仰者」たる「至高権力保持者」が、「カマン-ウェルス」の「統治者」であると〈同時に〉、「教会」の「統治者」もある、という「合同」の・〈第三〉の〈根拠〉である。

オ) i) 上掲の立論にたいして、当然、生ずる〈反論〉は、——この立論は、それが依拠する『ローマにある信仰者に宛てる書簡』・「第十三章」冒頭の句の論旨からすれば、「政治上」の「権力者」の「権威」を、《神授》のものたらしめるものであり、

ii) したがって、Lev·E, Lev·Lの〈基幹理論〉とは、〈相容れない〉、——とするものであろう。

iii) しかしながら、「使徒・パウロ」=「クフリイーイストゥス」は、——「政

治上」の「権力者」の「権威」は、「権力者」が、「神に因りて任じられたるもの」に基づくものであり、しかも、かく「任じられた」のは、「なべての魂」・「なべての人」を、「善き業に向かわしめる」ための「神の従者」としてである。ゆえに、「権力者」にたいする「服従」は、「権力者」からの「怒りを避け」るためのみでなく、「服従することの正しさの自覚」のゆえに、なされるべきである、——としているのであるから、

iv) そこで、「善き業」を、「カマン-ウェルス」・「国家」における「平和と協和」との〈維持・促進〉と、解し、

v) 「神」を、「神の定めている法」でもある「自然の定めている法」と見れば、

vi) 上記の立論が、さきに記した意味で、〈基幹理論〉と〈相容れない〉・「政治上」の「権力者」の「権威」の《神授》説である、——とすることはできない、と考えられる。

カ) なお、付言すれば。i) Lev·Eは、前掲の・〈第二〉の〈根拠〉の提示にあっては、「異教徒 (the Heathen) の王」という文言を用いていたのにたいし、この・〈第三〉の〈根拠〉の論述のさいには、「クフリイーイストウスにたいする信仰を知らない (Infidels) 君主」という表現をとり、

ii) これにたいし、Lev·Lは、ここでも、「異教徒たる (éthnici) 君主」と記述している。

iii) イングランド語・‘infidels’は、「古典ラテン語」の「形容詞」・‘infidēlis’ (m) [イーンフィデエーエリス]. < ‘in’ (<否定>を表わす) + fidēlis ('誠実ナ', '信頼シウル') に、由来する。

したがって、この ‘infidēlis’ の語意は、「信用ノオケナイ」、「不誠実ナ」であり、特に、ギリシャ語の ‘ἀπιστος’ ((m), (f). [アピストス]。「信頼サレナイ」、「信仰ヲモタナイ」。『新約』では、使徒・パウロの『コリントにある信仰者に宛てる書簡。第一』 (“Πρὸς Κορίνθους Α.” (“Epístola Beātī Pávlí Apóstolī ad Corínthiōs Prīma.” の「第六章・第六句」；「第七章・第十五句」；

「第十章・第二十七句」；「第十四章・第二十二句」，および，『ルカにしたがう福音の書』（“Κατὰ Λουκᾶν。”（“Sānctvm Iēsū Chrīstī Ēvangelīum sēcvndvm Līcām.”））の「第十二章・第四十六句」に「名詞」として用いられているが，語意は，「異邦人」，「不誠実な者」，「信仰をもたぬ者」，および，「クフリイーイストゥスにたいする信仰をもたぬ者」²⁵⁾である）に相当し，また，「中世ラテン語」では，「形容詞」としては，「信頼ニ値イシナイ」，「名詞」としては，「反逆者」・「裏切者」，就中，以下に見るように OED が‘infidel’の語意として挙げる意味を，もった。

すなわち，OED ‘infidel’ は， α) 「真実の信教を信奉しない者」， β) 特殊用法としては，「クフリイーイストゥス信仰の立場からすれば，クフリイーイストゥス信仰に対立する信仰の信奉者」， γ) 「非クフリイーイストゥス信仰の立場からすれば，異教者，不信者」。 δ) 「クフリイーイストゥス信仰の国土にありながら，この信仰の・信教上の起源と権威とを，拒否し，ないし，否定する者」²⁶⁾，を表示するとしている。

iv) α) ところで，Lev·L 自体は，『第三部』・最終「第四十三章」末尾の「第二十」，「第二十一」パラグラフにおいてのみ，‘infidēlis’ の語を用いているが，

β) 「設立」による「至高権力保持者」としての「…王は，クフリイーイストゥス信仰者 (chrīstiānus [クフリイーイスティアーアヌウス]) であるか，ないしは，クフリイーイストゥスにたいする信仰を知らない者 (infidēlis) であるか，である…」²⁷⁾，と「王」を〈二分〉しながら，

γ) しかし，後者の「王」も，前者の王とひとしく，「神」と，「神が定めている法」である「自然が定めている法」と，そして，「あらゆる・クフリイーイ

25) NT, p. 434 ; p. 436 ; p. 443 ; p. 450 ; p. 189

26) OED, 2nd ed. Vol. VII. p. 927

27) Lev · L, p. 447

ストゥス信仰者は、自らの上にある首長に、服従せよ、と教えている使徒たちの勧告」とに支えられている²⁸⁾「至高権力保持者」としているのである。

v) α) してみると、Lev·E, Lev·Lは、OED が示しているのとは異なる語意を、‘Infidel’; ‘infidēlis’ の語に、与えていることになる。

β) そして、この語をそのように用いた理由は、——「設立」による「至高権力保持者」は、「クフリイーイストゥスにたいする信仰者」であると否とを問わず、「設立」されたがゆえに、「神」と「神が定めている法」と、「クフリイーイストゥスの僕」たる「使徒たち」の・あの「勧告」とに基づき、「政治上の至高権力保持者」としての「正当な権威」を有する——と主張せんがためであった、と解さなければならない。

γ) それゆえ、Lev·Lが、〈第二〉と〈第三〉との〈根拠〉を述べるさいに、「異教徒 (éthnicī) の王」という表現を変えないにしても、〈第三〉の〈根拠〉の論述にあたっては、上記の ‘infidēli’ の意で、‘éthnicī’ の語を用いた、と見るほかはないであろう。

δ) ただし、前記・β) の主張は、ある〈論理上の難点〉を含む²⁹⁾ ゆえに、〈成立しえない〉のであって、

ε) したがって、「クフリイーイストゥス信仰者」たる「政治上の至高権力保持者」と、「クフリイーイストゥスにたいする信仰を知らない」それとに、〈同等に〉、「正当な権威」を認める立論は、〈削除〉されるべきである。

g) さて、上掲の・「合同」の・〈第三〉の〈根拠〉から、以下の事柄が、〈帰結〉せしめられる。

ア) その〈帰結〉は、

28) 本・脚注は、長文にわたるため、本稿・本・II——F, 本・29) の本文の末尾に、記した。

29) 本・脚注は、長文にわたるため、本稿・本・II——F, 本・29) の本文の末尾に、脚注・28) につづいて、記した。

i) ——既に、〈第一〉および〈第二〉の〈根拠〉たる論述の中にも示されていた事柄でもあるが、——「クフリイーイストゥスの僕」たる「聖職者」は、その「職分」を、当該「カマン-ウェルス」・「国家」の・「政治上」の「至高権力保持者」から〈付与〉されるものであり、とりもなおさず、この者によつて「任命」されるものであるから、

ii) 「聖職者」の有する諸「権利」は、「至高権力保持者」の「^(しもべ)僕」・「下級公僕」(Ministers)としての「権利」に「すぎない」、というものである。

Lev·E 第六十七パラグラフ 「それゆえ、どの・クフリイーイストゥス信仰者のカマン-ウェルスにあっても、政治上の至高権力保持者が、至高の牧者であつて、この者にたいする服従者といふ・羊の群全体が、この者の配慮にゆだねられ、そして、その帰結として、この者が有する権威によって、他の・あらゆる牧者が、任命され、また、説教を行う権力を与えられ、その他の・牧者としての・あらゆる責務を遂行するに至るのであるから、帰結するのは、他の・すべての牧者が、説教を行う・自分の権利、宣教を行う・自分の権利、および、当の責務に付属する・その他の・自分の権利を、引き出すのは、この・政治上の至高権力保持者からである、ということであり、また、他の・すべての牧者は、この・至高の牧者の下級公僕 (his Ministers) にすぎない、ということである。このことは、都市の首長、法廷の裁判官、軍隊指揮官が、ことごとく、カマン-ウェルス全体の首長、あらゆる訴訟の裁判官、全軍兵の指揮官である者、すなわち、必ず政治上の至高権力保持者である者の下級公僕であるにすぎないと、ひとしい。そして、そのことの理由は、政治上の至高権力保持者にたいする服従者が、他の・すべての牧者に、説教を施すのではなくて、服従者が、牧者から、説教を受ける、というところにある」³⁰⁾。

イ) i) 上記の論述について注解を施す必要がある、と思われるのは、末

30) Lev·E, pp. 568-569

尾の「そのことの理由は、…」以下の文言であろう。

ii) この文言の意は、——「牧者」が、「政治上の至高権力保持者」にたいする「服従者」・「市民」に「説教を施す」ことは、「聖職者」が、「カマン-ウェルス」・「国家」の「目的」たる・「服従者」の対内・対外の「平和」の〈確保〉に「資する」「信教上の教義」の「説教を施す」こととして、一つには、「聖職者」が「服従者」にとり「^(しもべ)僕」であることであり、しかし、二つには、その「服従者」は、「政治上の至高権力保持者」にたいする「服従者」であるのであるから、こうして、「聖職者」は、「服従者」にとっての「^(しもべ)僕」であることを通じて、「至高権力保持者」の「^(しもべ)僕」・「下級公僕」である——というところにある。

ウ) i) この文言は、それが、つぎに見る・Lev・L の論述にも現われているところからすれば、

ii) 前出・〈第一〉の〈根拠〉中の・「政治上の至高権力保持者」の「職責」論に基づく立論と相俟って、「聖職者」にたいする・「至高権力保持者」の「権威」の・新たな〈根拠〉を語る文言である、と見るべきである。すなわち、

Lev・L 第六十三パラグフ 「それゆえ、あらゆる・クフリイーイストウス信仰者の国家にあって、至高の地位に立って支配を行う者が、また、至高の牧者でもあり、他の牧者は、上記者の権威によって、牧者となるのであるから、帰結するのは、他の牧者は、上記の者の下級公僕(ministrī [ミイニストリー])であるにすぎないのであって、これらの牧者は、都市、州、ないし、町にあって、長に任じられる者たちと、異なるものではない、ということである。その理由は、あの至高権力保持者にたいする服従者が、これらの牧者に説教を施すからではなく、服従者が、牧者から説教を受ける、というところにある」³¹⁾。

h) つぎに、あの「合同」の・〈第四〉の〈根拠〉は、「ローマ教会」の「教

31) Lev・L, p. 397

皇」、「大司教」の「政治上の権力」を、イングランドの「カマン-ウェルス」・「国家」から、〈排除〉するための立論である。

ア) i) Lev·Lは、「第四十二章」・第七十五パラグラフにあって、
 「これまでに述べられたところが、完全に明白な所論と見做されるもので
 あり、すなわち、教会にたいする権力がクリイーイストウス信仰者たる王
 に所属するものであると言明されるのに、充分であるとはいえ、しかし、ロー
 マ人の大司教 (pontificēs [ポンティフィケス]) は、あらゆる国家における
 ・教会にたいする権力を、己れのものとして奪い取り、かつ、枢機卿ベッ
 ルラルミーノ (Bellarmīnus) が³²⁾、教皇ニツイテ (Dē Sūmmō Pontificē
 [デー・スウンモー・ポンティフィケエ]) なる論争書において、大司教の
 権利を、能う限り、擁護してきたのであるから、ベッルラルミーノの論拠と、
 根拠の力を、手短かに検討することが不可欠である、と私は考えるに至っ
 た」³³⁾として、

ii) 以下、この章の最終・第百二十五パラグラフに至るまでを、ベッラル
 ミーノの所論にたいする論駁に、あてている³⁴⁾。

イ) この枢機卿の著作は、五編から成り、多く、『旧約』・『新約』の記述を
 典拠とするものであるが、Lev·Lも、その記述の解釈を以て、各編の要旨一
 つ一つに反論を加えている。

ウ) i) Lev·Lは、第八十九パラグラフにおいて、ベッラルミーノの著作・

32) Bellarmino, Roberto, [Francesco Romolo], 1542–1621. イタリア人の神学者。

イエースウース会士 (1560 年から)。ローマ・カトリク教会の枢機卿 (1599 年から)。

後出の『教皇の権力について』なる著作は、“Tractātus dē potestāte Sūmmī
 Pontificis in rébus temporālibus, ádversus G. Barclaium.” Coloniae Agrippinæ.
 [Köln]. 1611. 8° (『世俗の事項における・教皇の権力に関する論作。ウィリアム・バー
 クリにたいする反論』。ケルンにて、1611 年 八折版), である。

33) Lev·L, p. 404

34) Lev·L, pp. 404–434

第四編が含む・三つの命題の・第三にかかわり、この著者が、「教皇(Pápa [パパ])は、外国の諸国家にあって、立法権力(pótestās lēgislātīva [ポテスター・レギスラーティーイウア])を有する、ということを立証するために」論拠としている「聖書の記述箇所」の挙示を開始するのであるが、

ii) 第九十四パラグラフで、その・「第六の記述箇所」は、前出の・使徒・パウロによる『ローマにある信仰者に宛てる書簡』・第十三章・第一句：ナベテノ魂ヨ，己レノ上ニ聳エ立ツ (superēmíntēs [スウペルエーミイネンテース]) 権力者 (potestātēs [ポテスター・テース]) ニ従ウモノ (súbjecta [スウブイエクタ]) タルベシ。ナントナラバ，神ニ因る (ā Déō [ア・デエオー]) ニアラザレバ，権力者タラザレバナリ，である³⁵⁾ とし、

iii) つづいて、「ベッルラルミーノは、この文言の趣意が、世俗の首長[君主]にかかわって理解されるべきにとどまらず、教会の首長[教皇]にかかわっても理解されるべきである、と言わんとしているのである。その意図に回答するために、私としては、以前しばしば述べられたところを、繰り返すことにしたい。それは、言うまでもなく、国家の首長以外には(præter [プラアエテル])，なんびとも，教会の首長ではないし，また，かつて一度も，教会の首長であったことがない，ということである。なぜなら，使徒[パウロ]が言わんとしたところが，もし，私たちは，私たちの[世俗の]首長にたいして服従者であるばかりでなく，外国人たる教皇にたいしても服従者である，ということであったとすれば，使徒は，私たちにとり，重い負担を課したことになるにとどまらず，また，クリイイストゥス自らが(マタイにしたがう福音の書。第六章・第二十四句。[本稿・次・エ)，参照])，それは，不可能事である，と断定した事柄，すなわち，二人ノ主人ニ，同時ニ，仕エルコトをも，私たちに課したことになるからである³⁶⁾ と，第一の論駁を

35) Lev・L, p. 415

36) Lev・L, pp. 415-416

加えている。

エ) ここに挙げられている『[使徒・] マタイにしたがう福音の書』・「第六章」・「第二十四句」は、「汝ら、神と財産とに仕うこと、能わず」で終るに先立って、「なんひとも、二人の主人に仕うこと、能わず」と述べており、いわゆる『山上の垂訓』をなす・クリスチ自らの言葉である。

オ) ところで、Lev・Lの・上掲の・第一の反論の〈論理〉は、つぎのものである。

i) ベッラルミーノの解するように、『ローマにある信仰者に宛てる書簡』・「第十三章」の初・五句に言われる「権力者」が、「政治上の至高権力者」を意味するばかりでなく、「教会の至高権力者」をも意味することに基づいて、

ii) 「ローマ教皇」が、「他の国家」において、「立法権力」すなわち、「政治上の至高権力」を有するとすれば、

iii) そのことは、当該「国家」の「政治上の至高権力保持者」にたいする「服従者」が、さらに、〈いま一人〉の「政治上の至高権力保持者」の「服従者」たらざるをえないこと、

iv) すなわち、一つの「国家」の「服従者」が、「二人の主人に仕える」ことを、要求されることであるが、

v) それは、まさに、「クリスチ自らが」、「不可能事」と「断定した事柄」である。

vi) 「使徒座」(sēdēs apostólica [セーデース・アポストオリカ]) にある「クリスチの僕」なる「教皇」について、ベッラルミーノが、「クリスチ自ら」が「不可能事」と「断定した事柄」を主張することは、やはりまた、〈不可能〉である。

vii) ゆえに、「教皇」は、「他の国家」において、「立法権力」を有する、とする論は、〈成立不可能〉である。――

カ) つぎに、Lev・Lが述べている・第二の反論は、以下のものである。

i) 「ローマ教皇」が、「使徒」の有していた「権力」以上の「権力」を、

持つことは、ありえない。

ii) 「使徒・パウロ」の『コリントにある信仰者に宛てる書簡。第二』・「第十三章」・「第十句」には、「主 [クリスチ] が私に与えた権力」なる文言が、見える。

iii) 「しかしながら、聖パウロは、自らに与えられた権力が、なんひとをあれ、死刑に処する権力である、とは理解してはいなかったし、ないしは、投獄する権力であり、ないしは、国外に追放する権力であり、ないしは、笞刑を加える権力であり、ないしは、罰金刑を課する権力である、とは理解してはいなかった。理解していたのは、自らに与えられた権力が、たんに、破門を行う権力、すなわち、破門された者を、政治上の権力によらずして、拒否する権力であるにすぎない、ということであった」³⁷⁾。

iv) すなわち、第二の反論の趣旨は、——「使徒・パウロ」が、「処罰」を伴う「立法権力」を有していなかった以上、「使徒座」にある「教皇」に「立法権力」があることは、〈不可能〉である、——というところにある。

キ) Lev·E もまた、「第四十二章」・第七十八パラグラフ以下、最終・第百三十二パラグラフまでを、ベッラルミーノにたいする反駁にあてているのであるが、ベッラルミーノが、「教皇は、法を立てる権力を有する、ということを立証するため」に挙げている論拠の一つについて、Lev·L と同じ論旨を、述べている。

「第六の・聖書の記述箇所は、ローマニアル信仰者ニ宛テル書簡。第十三章。ナベテノ魂ヲ、已レノ上ニアル権力者ニ服従スルモノタラレメヨ。ナントナレバ、神ノ定メザル権力ハ、存在セザルガユエニ、である。ベッラルミーノの言うところでは、この文言の意味は、世俗の首長についてのものであるのみでなく、また、教会の首長についてのものもある。これに、私が答えるのは、第一に、政治上の至高権力保持でもある人々以外に、教会の首長

37) Lev·L, loc. cit.

は、存在しない、ということであり、そして、さらに、教会の首長の有する首長権は、政治上の至高権力の範囲を超えるものではない、ということである。なぜなら、この限界が存在しなければ、教会の首長の首長権は、教学者たちにとっては、受け容れられることができるであろうが、[政治上の]君主にとっては、容認されることができないからである。というのは、使徒〔パウロ〕の意味するところが、私たちは、私たち自身の〔政治上の〕君主と、教皇との双方に服従するものでなくてはならぬ、というところにあったとすれば、使徒は、私たちに、クフリイーイストゥス自らが、私たちにたいして、不可能事であると教えた説、すなわち、二人ノ主人ニ仕エルコトを、教えていたことになるからである。…この言は、使徒が、なんぴとであれ、これを死刑に処し、投獄し、国外追放し、笞刑を加え、ないしは、罰金を課する、すなわち、処罰にたいする権力を要求したことでは、なく、ただ、破門する権力を要求したことであるにすぎない。そして、破門とは、(政治上の権力によらずに)，信仰者の仲間から離れることであるにすぎず、…」³⁸⁾。

i) 最後に、「合同」の・〈第五〉の〈根拠〉——『旧約』の時代、「王」であるソロモンが、「聖職者」に代って、「教会」の「儀式執行」の「権利」と「教会統治の権力」との・すべてを、有していた、とする〈根拠〉——は、Lev·E では、「第四十二章」の第七十五パラグラフ、Lev·L では、第七十二パラグラフに、それぞれ、つぎのように示されている。

Lev·E 「すなわち、旧約の時代には、至高権力が高位聖職者 (the High Priest. [弟・モーゼと共にイスラエルの民の指導者で、のちに主・ヤハウェにより聖職者 [祭司] とされたアロンを、指す]) の手中にあった間は、聖職者 (the Priest. [アロンと、その子息たちを、指す]) のみが、聖なるものとなす [聖別する] 権利 (right to Consecrate) を有していたけれども、しかし、至高権力が王 (the King. [ソロモンを、指す]) の手にあった場合には、

38) Lev·E, p. 589

そうではなかった。なぜなら、私たちが読むところでは、[列王記・第一。第八章]³⁹⁾、[王なる] ソロモンは、[イスラエルの] 民を祝福し (Blessed the People), [主・ヤハウェの] 神殿を聖なるものとなし ([聖別し]。Consecrated the Temple), そして、会衆と共に [主・ヤハウェに] 祈願を唱えた (pronounced that Publique Prayer) からである。…このことによって明らかになるのは (it appears), ソロモンは、教会統治の権利 (the right of Ecclesiastical Government) を有していたにとどまらず、また、教会の祭式を執行する権利 ([the right] of exercising Ecclesiasticall Functions) をも有していた、ということである⁴⁰⁾。

Lev・L 「旧約の時代にも、至高権力が聖職者 (sacerdos [サケルドオス]。[アロンを、指す]) の手にあった間は、聖なるものとなす [聖別する] 権利 (jūs cōsécrandum [ユウース・コーンセクランドゥム]) は、ひとり聖職者のみが有していたにしても、しかし、[イスラエルの] 民 (pópulus [ポプルス]) が王たち (rēgēs [レーゲス]) の統治下に入り (sub rēgibus ésse [スゥブ・レギブス・エッセ]) 始めた後は (pōstquam [ポストクアム])、事態は変った。なぜなら、(列王記・第一。第八章)、[王] ソロモンは、[イスラエルの] 民を祝福し、[主・ヤハウェの] 神殿を聖なるものとなし [聖別し]、会衆と共に [主・ヤハウェに] 祈願を唱えたからである。それゆえ、[王] ソロモンが、教会を統治する・充全な権力 (rēgendī ecclēsiām pōtestās plēna [レエーゲンディー・エックレエースィアム・ポテスター・プレエーナ]) を、有していたにとどまらず、教会の・あらゆる儀式を執行する・充全な権力 (functiōnēs ómnēs ecclēsiāsticās exēcendī pōtestās plēna [ファンクツィオーネス・オームネス・エックレエースィアスティカース・エクスエルケンディー・ポテスター・プレエーナ]) をも、

39) この鉤括弧は、原文による。

40) Lev・E, pp. 574–575

有していたことは、動かぬところである」⁴¹⁾。

ア) 『七十〔二〕人・ギリシャ語訳・旧約』(LXX) の記述にしたがえば、

i) イスラエル人が、エジプトの地に入り、エジプト人の奴隸となって苦しむに至った⁴²⁾のは、かつて、ヨルダン川流域の・カナンの地に住んでいた⁴³⁾アブラハム(以前は、アラムと呼ばれた。アダムの第十九代目の末裔⁴⁴⁾)の子イサクの子息・ヤコブ(のちに、神によって、「イスラエル」の名を与えられた⁴⁵⁾)が、一家を挙げて、エジプトに旅立ったに始まる⁴⁶⁾。

ii) しかし、この時、神は、「イスラエル」に向かい、「我は、汝を、そのところにて、大いなる民となす。我は、汝と共にエジプトに下り、最後には、我が、汝を、必ず連れ戻す」⁴⁷⁾と約した。

iii) 年を経て、ヤコブ・イスラエルの・十二人の子息⁴⁸⁾の一人・レウィの家に生まれ・羊飼となっていたモーゼ⁴⁹⁾の前に、神が現われ、——我は、汝を、ファラオ [エジプトの王の一般的呼称] のもとに遣わして、わが民・イスラエルを、エジプトから、連れ出さしめん——と語った⁵⁰⁾。

iv) そして、神は、モーゼと、その・三歳年長の兄・アロンとを、イスラエルの民の指導者となして⁵¹⁾、この民を、エジプトに入ってから「四百三十

41) Lev · L, pp. 401–402

42) 『出エジプト記』。「第三章・第七句」; 「第六章・第五句」。“ΕΞΟΔΟΣ.” 3, 7 ; 6, 5, LXX, p. 89 ; p. 94

43) 『創世記』。「第十三章・第十一～第十二句」。“ΓΕΝΕΣΙΣ.” 13, 11～12, LXX, p. 18

44) “ΓΕΝΕΣΙΣ.” 5, 1–32 ; 9, 18 ; 10, 1 ; 10, 10–27, LXX, pp. 7–8 ; p. 13 ; pp. 13–14

45) “ΓΕΝΕΣΙΣ.” 35, 10, LXX, p. 56

46) “ΓΕΝΕΣΙΣ.” 45, 3～46, 7, LXX, p. 75–76

47) “ΓΕΝΕΣΙΣ.” 46, 3–4, LXX, p. 76

48) “ΕΞΟΔΟΣ.” 1, 1–4, LXX, p. 86

49) “ΕΞΟΔΟΣ.” 1, 1～3, 1, LXX, pp. 86–89

50) “ΕΞΟΔΟΣ.” 3, 9～11, LXX, p. 89

51) “ΕΞΟΔΟΣ.” 4, 14～16, LXX, p. 91

年」後に、その地から導き出さしめた⁵²⁾。

v) さらに、神は、モーゼにたいし、「我に仕える聖職者〔祭司〕たらしめんために、イスラエルの子らの中より、汝の兄・アロンと、その子息たちとを、すなわち、アロン、および、アロンの子息たるナダフ、アビフ、エルアザルとイタマルを、汝の近くにおけ」と命じ⁵³⁾、

vi) 「これらの者を我に仕える聖職者たらしめんため、これらの者を聖なるものならしめる〔聖別する〕上に、汝が行うべき」祭式を、モーゼに指示した⁵⁴⁾。

vii) そして、モーゼの命によって、「聖職者」たるアロンが最初に執行した祭式は、一つには「主・ヤハウェの前に」「献げ物」をすること⁵⁵⁾、二つには、「手を上げて、民を祝福する」こと、であった⁵⁶⁾。

viii) Lev·E, Lev·Lが、——『旧約』にしたがえば、教会における聖職者たる資格と、その他の職分を行う資格とを有していたのは、ひとり、レウイの支族のみであった⁵⁷⁾——と述べているのは、モーゼとアロンとが、前述のように、レウイの支族の者であったことによる。

イ) i) しかし、肝要な点は、アロンが、神によって、モーゼと共にイスラエルの民の〈指導者〉とされ、したがって、この民にたいして「至高権力」を有していたのと同時に、さらに、神から「聖職者」〔祭司〕として「聖なるものなら」しめられた〔聖別された〕がゆえに、「主・ヤハウェ」の前で、前

52) “ΕΞΟΔΟΣ.” 12, 40–41, LXX, p. 107

53) “ΕΞΟΔΟΣ.” 28, 1, LXX, p. 133

54) “ΕΞΟΔΟΣ.” 29, 1, LXX, p. 136

55) 『レウイ記』。「第九章・第1~21句」。“ΑΕΤΙΤΙΚΟΝ.” 9, 1~21, LXX, pp. 171–172

56) “ΑΕΤΙΤΙΚΟΝ.” 9, 22, LXX, p. 172

57) Lev·E, p. 563; Lev·L, p. 392

記・二つの「祭式」を「執行」することをえた、というところにある。

ii) このことが、「旧約の時代には、至高権力が高位聖職者の手中にあった間は、聖職者のみが、聖なるものとなす〔聖別する〕権利を有していた…」、と述べられている経緯である。

ウ) i) だが、イスラエルの民には、初め、「王」(βασιλεὺς [バスイレウス] 「統治者」)なるものは、存在しなかった⁵⁸⁾。

ii) のちに、「士師」(χριτής [クリテエース])。「(さばきつかさ)裁司」)が、民を裁いた⁵⁹⁾とはいえ、「その当時、イスラエルには、王なかりき。人は各々、おのが目に正しとするところを、行いおれり」⁶⁰⁾。

iii) イスラエルの民に、初めて「王」が現われたのは、イスラエルの「神」・「主・ヤハウェ」が、「王」を立てることを求める「民」の要求を容れ、「神の人」・「先見者」・サムエルをして、ベニヤミン支族の若者・サウルに膏を注がしめ、これを「王」たらしめたことによる⁶¹⁾。

iv) しかし、王・サウルは、アマレク人との戦にあって、「主・ヤハウェの命に背い」たため、「主・ヤハウェ、サウルを、イスラエルの王位より、斥けぬ」⁶²⁾。

v) 主・ヤハウェの靈は、サウルをイスラエルの上に王として立てたこと

58) “ΓΕΝΕΣΙΣ.” 36, 31, LXX, p. 58

59) 『士師記』。「第十章・第一～第二句、第三句」。「第十二章・第七句、第八～第九句、第十一句、第十三句」。「第十五章・第二十句」。「第十六章・第三十一句」。“KPITAI.” 10, 1-2 ; 10, 3 ; 12, 7 ; 12, 8-9 ; 12, 11 ; 12, 13 ; 15, 20 ; 16, 31, LXX, p. 450, p. 459, p. 468, p. 469, p. 474

60) “KPITAI.” 21, 25, LXX, p. 495

61) 『列王の治政。第一』(『サムエル記・上』)。「第八章・第四～第二十一句」。「第九章・第一、第二句」。“ΒΑΣΙΛΕΙΩΝ Α'.” 8, 4～21 ; 9, 1-2 ; 9, 4～10 ; 9, 14～17, LXX, pp. 516-517

62) “ΒΑΣΙΛΕΙΩΝ Α'.” 15, 1～9 ; 15, 26, LXX, pp. 529-531

を、悔い⁶³⁾、ベツレヘムに住むエッサイの第八子・ダウイトの上に、激しく降るに至った⁶⁴⁾。

vi) のちに、このダウイトが、初め、「ユダの家により膏を注がれて、ユダの家の王となり」、

vii) ついで、イスラエルの全部族が、ヘブロンにダウイトのもとに来て、「主・ヤハウェは、汝に、言い給う。『わが民・イスラエルを牧するは、汝なり。汝が、イスラエルの指導者となる』と」と述べ、また、イスラエルの長老衆全員も、ヘブロンで、ダウイトに膏を注ぎ、イスラエルの王とした⁶⁵⁾。

viii) ダウイトは、七年六か月の間、ヘブロンでユダを、三十三年の間、イエルサレムでイスラエルとユダとの全土を、統治した⁶⁶⁾。

ix) ダウイトには、イエルサレムで、十一人の子息が生まれ⁶⁷⁾、バテシバに生まれた第四子が、ソロモンである⁶⁸⁾。

x) ダウイトは、バテシバと預言者・ナタンとの願いを容れ、バテシバに向かい、「汝の子・ソロモンが、わが跡を継ぎて王となり、我に代りて王座につく、とイスラエルの神・主・ヤハウェにかけて汝に立てし誓いを、我は、今日、実行す」、と述べ⁶⁹⁾、

xi) 「しかして、十二歳の子息・ソロモン、父・ダウイトの王座につき、その王位は、ゆるぎなきものとなれり」⁷⁰⁾。

63) “ΒΑΣΙΛΕΙΩΝ Α'.” 15, 35, LXX, p. 531

64) “ΒΑΣΙΛΕΙΩΝ Α'.” 16, 13, LXX, p. 533

65) 『列王の治政。第二』(『サムエル記・下』)「第五章・第一～第三」。“ΒΑΣΙΛΕΙΩΝ Β'.” 5, 1～3, LXX, p. 574

66) “ΒΑΣΙΛΕΙΩΝ Β'.” 5, 4～5, LXX, p. 574

67) “ΒΑΣΙΛΕΙΩΝ Β'.” 5, 14, LXX, p. 575

68) “ΒΑΣΙΛΕΙΩΝ Β'.” 12, 24, LXX, p. 588

69) 『列王の治政。第三』(『列王記・上』)。第一章・第一～第二十八句、第二十九～第三十句。“ΒΑΣΙΛΕΙΩΝ Γ'.” 1, 1～28; 1, 29～30, LXX, pp. 623～625

70) “ΒΑΣΙΛΕΙΩΝ Γ'.” 2, 12, LXX, p. 628

エ) i) さて、イスラエルの民の主にして神なるヤハウェは、民をエジプトから導き出した時以来、自らの名を留めるための家〔神殿〕を、ヤコブの・十二人の子息をそれぞれ祖とする・十二の支族のいずれか一つの都を選んで、建てることは、してこなかった。がしかし、王・ダウイドの時に至って、ヤコブの第四子ユダに発する支族の都・イエルサレムを選び、ダウイドの心に、主・ヤハウェの家〔神殿〕を建立せんとする想いを、起こさしめた。

ii) しかし、主・ヤハウェは、ダウイドに向かい、汝は、神殿を建つるなれ。汝の妻より生まれたる・汝の息・ソロモン、わが名のために、神殿を建つべし、と告げた⁷¹⁾。

オ) 『列王の治政・第三』(“ΒΑΣΙΛΕΙΩΝ Γ'.” [バスィレエイオーオン・ガムマ])・「第六章」は、つぎのように、書き始められている。

i) 「¹イスラエルの子らの・エジプトを出でしより四百と三十年、イスラエルを統治する王たるソロモンの治世・第四年、二月のことなりき。^{1c}王・ソロモン、治世・第四年、ニソオ一の月、すなわち、二月に、主・ヤハウェの家〔神殿〕の礎を、据えたりき。^{1d}第七年、バアルの月（すなわち、八月）に、神殿は、王・ソロモンの意に寸分たがわず、王・ソロモンの計画そのままに、竣工せり」⁷²⁾。

ii) ついで、ソロモンは、自らの宮殿の建築に移り、「第七章」。⁷³⁾しかして、王・ソロモンは、十三年を費し、自らの家〔宮殿〕を、築きたりき」⁷³⁾。

カ) さて、i) 「第八章」。¹ソロモン、二十年を経て、主・ヤハウェの神殿と、自らの宮殿とを、建て終りぬ。その時、王(ο βασιλεὺς [ホオ・バスィレウス])・ソロモン、イスラエルの長老衆を、シオンに召集せしむ。こは、

71) “ΒΑΣΙΛΕΙΩΝ Γ'.” 8, 16~20, LXX, pp. 646–647

72) “ΒΑΣΙΛΕΙΩΝ Γ'.” 6, 1~6, 1^d, LXX, pp. 638–639

73) “ΒΑΣΙΛΕΙΩΝ Γ'.” 7, 38, LXX, p. 645

主・ヤハウェの契約の櫃を⁷⁴⁾、ダウイドの都(すなわち、シオン)より移して、新たなる・主・ヤハウェの神殿に、奉納せんがためにして、²時は、アタニンの月なりき。³聖職者ら (*οἱ ἱερεῖς* [ホイ・ヒエレエーエイス]), 契約の櫃 (*ἡ κιβωτός* [ヘエー・キボオートオス]), ⁴および、聖櫃の幕屋、ならびに、幕屋の中なる聖器のことごとくを、運び上ぐ。⁵また、王と全イスラエルとは、

74) 『出エジプト記』・「第二十章・第三句」以下に、いわゆる「十戒」(*δέκα λόγοι*) ——「汝[イスラエルの民]には、我のほかに、他の神々あるべからず」に始まり、モーゼとアロンとに告げられる「主・ヤハウェの言葉」——が、「第十七句」までに、挙示されている。(LXX, pp. 119–120)

さらに、(「第二十章・第二十二句」)「主・ヤハウェ」は、「モーゼに向かい」、「汝は、ヤコブの家に、かく言うべく、イスラエルの子らに、かく、告ぐべし」として、「第二十一章」から「第二十三章」にわたって記されている・いくつかの「捨て」を示す。(LXX, pp. 121–126)

そして、これをうけて、「第二十四章」、「第三句」以下に、つぎのように述べられている。「³モーゼ、民の前に現われ、民に、神の告げし・すべての言葉と、捨てとを、語り聞かせたりき。民は、ことごとく、声を一つにして、応えて言いけるに、我ら、主・ヤハウェが言いける言葉のすべてを、行わざんばあるべからず、かつ、これに従わざんばあるべからず、と。⁴モーゼ、主・ヤハウェの言葉のことごとくを、文字にて書き記したりき。しかして、モーゼ、夜明くる前に起き、正午前、山麓に祭壇を築き、イスラエルの・十二の部族に応じ、十二の石柱を建つ。⁵モーゼ、イスラエルの子らの若者を遣わして、燔祭を祭壇に捧げしめ、救いの供物として、神に、^(こうし)櫃の血の半ばをとりて鉢に移し、他の半ばを祭壇に捧ぐ。⁷モーゼ、契約の書(*τὸ βιβλίον τῆς διαθήκης* [トオ・ビブリイオン・テエーエス・ディアトヘエーケエース]。[前記の・「十戒」を「文字にて書き記した」もの])を、民の耳に読み聞かせ知らしめ、しかしして、民、我ら、主・ヤハウェの言いしことの・ことごとくを、行わざんばあるべからず、かつ、従わざんばあるべからず、と言えり。⁸モーゼ、^(こうし)櫃の血をとりて、これを民に振りかけ、しかしして、言う。見よ、こは、契約の血 (*τὸ αἷμα τῆς διαθήκης* [トオ・ハアーアイマ・テエーエス・ディアトヘエーケエース])にして、主・ヤハウェは、かの言葉の・すべてにつきて、この契約を、汝らと交したるなり」。(LXX, pp. 126–127)。

そして、「第二十五章」・「第十句」には、モーゼにたいする・「主・ヤハウェ」の指

契約の櫃の前に、數う能わざる羊、牛を、燔祭として捧げたりき」⁷⁵⁾。

ii) 「⁶しかして、聖職者らは、契約の櫃を、そを置くべき場所、すなわち、神殿の至聖所 ($\tauὸ δαβὶρ$ [トオ・ダビル]), 聖所に冠たる至聖所 ($\tauὰ ἀγίᾳ τῶν ἀγίων$ [タア・ハギア・トオーオン・ハギイオーン]) なるクヘルウーブ ($χερούβ$ 。[主・ヤハウエの王座を守る守護靈]) の翼のもとへ、納む。⁷そは、クヘルウーブが、翼もて、契約の櫃の場所を蔽いて、クヘルウーブが、契約の櫃と、契約の櫃の置かれたる最聖所とを、上方より、まるく包めばなり」⁷⁶⁾。

iii) 上記の・「契約の櫃」の・「神殿」への「奉納」、および、以下に見る・ソロモンの・イスラエルの「民」にたいする「祝福」、「会衆と共に」「主・ヤハウエ」に向かいて「唱える」「祈願」とからなる「聖式」が終ったのち、

iv) 「第九章」。「主・ヤハウエ」が、ソロモンに現われて、「³…我は、汝が、わが名をここに永遠に打ち樹てんがため建立せし・この神殿を、聖なるものとなしたり[聖別したり] ($ἥγιακα$ [ヘエーギイアカ])。わが眼とわが心、日ある限り、ここにあるべし。⁴しかし、汝、われに面して歩み、…我の捷てと命とを守らば、⁵我、イスラエルにたいする・汝の王位を、永遠ならしめん」⁷⁷⁾、と語るのであるが、

示が、「¹⁰また、汝は、十戒を納める櫃を、腐りがたきアカシア材もて、造るべし」と記され、(LXX, p. 128)

さらに、同章・「第二十一句」に、「²¹…しかし、汝、その櫃の中に、我が汝に与えたる十戒を記せる刻板を、納むべし」と書かれている。(LXX, loc. cit.)。

ここに言われている・「十戒を記せる刻板を、納」めた「櫃」が、——「十戒」は、「主・ヤハウエ」が、「イスラエルの民」と「交した」「契約」の内容であるところから——、「契約の櫃」と言われるのである。

75) “ΒΑΣΙΛΕΙΩΝ Γ'.” 8, 1~4, LXX, pp. 645–646

76) “ΒΑΣΙΛΕΙΩΝ Γ'.” 8, 6–7, LXX, p. 646

77) “ΒΑΣΙΛΕΙΩΝ Γ'.” 9, 3~5, LXX, p. 651

v) これが、Lev・E, Lev・Lに、「[主の] 神殿を、聖なるものとなした[聖別した]」、と記されている経緯である。

キ) i) さて、前掲の「聖式」の進行の記述につづき、(「第八章」)¹⁰しかし、聖職者ら、聖なる・契約の櫃の前より退きし時のことなり。雲、神殿を充たしたりき。¹¹聖職者ら、雲の中より離れ出でて祭式を執り行うこと(*λειτουργεῖν* [レイトウルゲエーエイン]), 能わず(*οὐκ ἤδυναντο* [ウク・エーデュナントオ])。そは、主・ヤハウェの栄光(*δόξα κυρίου* [ドオクサ・キュリイウ]), 神殿を充たしたればなり⁷⁸⁾。

ii) 「主・ヤハウェの栄光、神殿を充たした」るしるしとして、「雲、神殿を充たし」、ために、「聖職者ら」が「祭式を執り行うこと、能わず」とは、「主・ヤハウェ」が、「聖職者ら」には、「祭式を執り行う」「権利」なし、としたことを、表わすものである。

ク) i) ならば、「祭式を執り行う」「権利」は、なんぴとに、あったのであるか。

ii) その「権利」のみならず、「イスラエルの全会衆」(『旧約』にあっては「会衆」を表わす *ἐκκλησία* ([エックレエースィア])の語は、また、「教会」をも意味するに至る)にたいし「祝福を与える」「権利」——換言すれば、「教会統治」の「権利」もまた、「聖職者」から離れて、「王」すなわち「政治上の至高権力者」たるソロモンに、あったことは、つづいて、(第12, 第13句は、欠落), つぎのように記されているところから、明らかである。

iii) 「¹⁴王[ソロモン]、自らの^(おもて)面を、神殿より、民へとふりむけ、王、全イスラエルに祝福を与える (*εὐλόγησεν* [エウロオゲエーセン]), イスラエルの[聖式に参集せる]全会衆 (*πᾶσα ἐκκλησία* [パアーアサ・エックレエースィア]) は、既に起立しおれり」⁷⁹⁾。

78) “ΒΑΣΙΛΕΙΩΝ Γ.” 8, 10–11, LXX, p. 646

79) “ΒΑΣΙΛΕΙΩΝ Γ.” 8, 14, LXX, p. 646

iv) この・「イスラエルの全会衆は、既に起立しおれり」との記述は、——下記に見るとおり——、王・ソロモンが、「[・][・][・][・][・]会衆と共に、[主・ヤハウェに]祈願を唱える」(Lev·E, Lev·L) ためであった、と解すべきであろう。

v) すなわち、王・ソロモンは、まず、「¹⁵主・ヤハウェ、イスラエルの神、今日、贊美さる」として、前述のように、「神殿」が建立され、「主・ヤハウェ」の「^(はこ)契約の櫃」が、「至聖所」に奉納・安置された経緯を、述べたのち（第十五—第二十一句）⁸⁰⁾,

vi) 「²²しかして、ソロモン、主・ヤハウェの祭壇の前に、イスラエルの全会衆に面して立ち、両の腕を天に向かいて拡げて」⁸¹⁾,

vii) イスラエルの民と、自らとにつき、「汝に面して歩める僕にたいし、契約を守り、かつ、慈み深く」、罪を犯す民は、これを罰するとも、のちには、正して許し、民の・苦難に遭うことあらば、救いを与えよ、と「祈願と懇願との・ことごとくを、唱え終り」⁸²⁾、そののち、「⁵⁴…ひざまづきおりし・主・ヤハウェの祭壇の前より立ち上がり、両の腕を天にさしのべ、しかし、身じろがずに、大声にて、イスラエルの全会衆に祝福を与え」⁸³⁾、「⁶¹我らの心は、あげて、今日・この日の如く、我らの主・ヤハウェ、神に向かいて動かず、うやうやしく、主・ヤハウェの捷ての道を歩み、主・ヤハウェの命を守りて動かざるべし」⁸⁴⁾と唱えたのである。

ケ) Lev·E, Lev·Lが、イスラエルの民が、「王」を持つに至ったのちは、「政治上の至高権力保持者」に、「教会統治の権利」と「教会の祭式を執行する権利」とがあったことを、ソロモンを挙げて立論するのは、上掲の『旧約』史書の記述に基づくものである。

80) “ΒΑΣΙΛΕΙΩΝ Γ.” 8, 15~21, LXX, pp. 646–647

81) “ΒΑΣΙΛΕΙΩΝ Γ.” 8, 22, LXX, p. 647

82) “ΒΑΣΙΛΕΙΩΝ Γ.” 8, 22~53 · a, LXX, pp. 647–650

83) “ΒΑΣΙΛΕΙΩΝ Γ.” 8, 54–55, LXX, p. 650

84) “ΒΑΣΙΛΕΙΩΝ Γ.” 8, 61, LXX, p. 650

コ) i) そして, Lev·E, Lev·Lが, 「王」・ソロモンが有した・上記・二つの「権利」は, 当然, 『新約』にしたがう「クリイーイストウス信仰者」たる「政治上の至高権力保持者」もまた, 有するところである, とするのであって,

ii) ここに, あの「合同」の・〈第四〉の〈根拠〉があるのである。

j) ア) さて, そこで, Lev·Eは, 前掲の論述につづく「第四十二章」・第七十六パラグラフで, Lev·Lも, 次・第七十四パラグラフで, 以上に挙示した・四つの〈根拠〉に基づいて, つぎのように〈総括〉している。

Lev·E 「今や, クリイーイストウス信仰者たる至高権力保持者 (Christian Sovereigns) にあって, 政治上の権利 (the Right Politique) と, 聖職上の権利 ([the Right] Ecclesiastique) とが合同していること (this consolidation) から, 自明であるのは, かかる至高権力保持者が, 国政 (Policy) と信教 (Religion) との双方の面で, 人々の・外部に現われる動きを統御することを目的に, 自らにたいする服従者の上に, およそ人間に与えられうる・あらゆる種類の権力を有している, ということであり, また, 自分自身にたいする服従者を統治するためには, その服従者が, カマン-ウェルスをなすにせよ, 教会をなすにせよ, いずれの場合にも, 至高権力保持者たる自らが判断して最適と考える法を立てることを, 許されている, ということである。なぜなら, 国家 (State) と教会とは, 同一の人間たち [服従者] であるからである」⁸⁵⁾。

Lev·L 「今や, 政治上の権利 (jūs cīvile [ユウース・キーウィーイレ]) と, 聖職上の権利 (jūs ecclēsiāsticum [ユウース・エックレエースティアスティクム]) とが合同していること (hāec cōsolidātio [ハエク・コーンソリダーツィオ]) からすれば, クリイーイストウス信仰者たる王 (rēgēs Chrīs tiānī [レエーゲエース・クリイースティアーニー]) は, 信教 (relīgio [レ

85) Lev·E, p. 575

リイギオ])に属する事項にあっても、国政 (*polītīa* [ポリイーツィーイア])に属する事項にあっても、自らの服従者にたいし、およそ、人が、わが身を支配する権力として、他人に与えうる限りの・あらゆる権力に匹敵するものを、有しているのである」⁸⁶⁾。

イ) この〈総括〉は、言うまでもなく、

i) 既に知ったとおり、一つには、「至高権力保持者」が、「国家」の「目的」たる・「服従者」の「平和」の〈確保〉という「責務」の遂行のため、「国政」にかかわる事項に加えて、「信教」にかんする事項についても、「あらゆる種類の権力」を有さざるをえない、という意味と、

ii) 二つには、「クフリイーイストゥス信仰者」としての「至高権力保持者」は、「服従者」を「二人の主人に仕える」という〈分裂〉の中に置かぬためには、「ローマ教会」の「大司教」ならびに「教皇」の「権力」を「服従者」の間から〈排除〉しうる・「教会」にたいする「あらゆる権力」を行使せざるをえない、という意味とを、持つものである。

k) ところで、こうした意味を持つ・上記の〈総括〉から、いくつかの事柄が、〈帰結〉する。

ア) ここでは、その〈帰結〉の一つのみを挙げるにとどめれば、それは、——「クフリイーイストゥス信仰者」たる「政治上の至高権力保持者」は、「王」・ソロモンとひとしく、「クフリイーイストゥス信仰者」の「教会」の「祭式」を「執行する権利」を、有している、——ということである。

Lev・Eは、「第四十二章」・第六十九パラグラフ、Lev・Lは、第六十五パラグラフで、各々、つぎのように、上記の事柄を述べている。

Lev・E「しかしながら、クフリイーイストゥス信仰者たる至高権力保持者の・いずれもが、自分自身にたいする服従者の・至高の牧者であるとすれば、至高権力保持者は、また、宣教を行う (Preach) のみならず、…洗礼を施し

86) Lev・L, p. 403

(Baptize), 聖餐式を執行し (Administer the Sacrament of the Lord's Supper), かつ, 聖堂と牧者たちとの双方を, 神のために, 聖なるものとなす [聖別する] (Consecrate) 権威をも, 有している, と思われる」⁸⁷⁾。

Lev·L 「そこで, クフリイーイストゥス信仰者たる王の・いずれもが, また, 自らにたいする服従者の・至高の牧者でもあるとすれば, 王は, 宣教を行い, …, 洗礼を施し, 聖餐式を執行し, かつ, 聖堂と牧者たちとを聖なるものとなす [聖別する] 権利をも, 有している, と思われる」⁸⁸⁾。

イ) であるとするならば, i) 「聖書」が「救済」・「永遠の救済」にとつて「不可欠」としている「唯一の信仰箇条」, すなわち, 「イエースウースハ, 救イ主デアル」という「信仰箇条」⁸⁹⁾を,

- ii) 「自らにたいする服従者」が守るべきもの, と定め,
- iii) この「信仰箇条」を, 「服従者」に, 「説き教える」こともまた,
- iv) 「宣教を行う」ことの中に含まれる事柄として,
- v) 「クフリイーイストゥス信仰者」たる「至高権力保持者」・「王」の「権威」・「権利」に属するものであり,
- vi) 換言すれば, それが, 「信仰告白」にたいして「至高権力保持者」・「王」が有する・聖職上の「権威」・「権利」であるのでなくてはならない。

ウ) i) それゆえ, 「信仰告白」という事柄は, マイア-タシの理解するのと異なり, 「支配者」の「聖職上の権力」による「外面の信仰告白拘束」対「内面の信仰の自由」という次元で把握るべきものでは, ない。

- ii) α) 再言すれば, マイア-タシは, <漫然と>, 「支配者は, 世俗の権力と並んで, 至高の・聖職者の権威をも, 有している」と述べるにとどまって,
- β) <なにゆえに>, <聖俗おのおのの全権力>を持つか, を<問う>ことに《気付かなかった》。

87) Lev·E, p. 579

88) cf. 前出・脚注・28), エ), ii)

γ) しかし、ここには、Lev·E, Lev·Lの《根本主題》——すなわち、「政治上の権利」と「聖職上の権利」との「合同」、および、そこから〈帰結〉する・「至高権力保持者」における〈聖俗・両権力の至高性〉という主題——が控えているのであって、

δ) ——「信仰告白」については、「個人の理性」は、「神の代理人」に「服さざるをえない」(Lev·E), 「教会にあって、神のもとで、至高の権力を有する者に、判断を求めるのでなくてはならない」(Lev·L) ——とされるのは、この主題の一環にほかならないのである。

iii) ここにもまた、Lev·E, Lev·Lの中に、「政治上」と「聖職上」との双方の「権力」の「合同」と、各々の「権力」の〈至高性〉との構想と、および、「ローマ教会」の「政治上の権力」をイングランド「カマン-ウェルス」・「国家」から〈排除〉する意図とを、〈看取しえなかつた〉マイア-タシの《論理的思考能力の薄弱》が、露呈されている、と言わざるをえない。

28) ア) 「政治国家」と「教会国家」との「合同」、ないしは、「政治上の権利」と「聖職上の権利」との「合同」は、当然のことながら、「市民」の「神にたいする服従」と「設立」による「王〔政治上の至高権力保持者〕にたいする服従」との「両立」に、ほかならない。

イ) この「両立」を論証すべく、Lev·Lは、「第四十三章」・「第二十パラグラフ」を、つぎのように、書き始める。

「神にたいする服従と、王にたいする服従とを両立させることは、困難ではない」¹⁾。

ウ) ところで、「設立」による「王」は、「クリエイティストゥス」にたいする「信仰」の点から見て、〈二種〉のみ、とされる。

「…、王は、クリエイティストゥス信仰者(Christiānus [クリエイティスティアーアヌス])であるか(aut)，それとも、クリエイティストゥスにたいする信仰を知らぬ者(infidēlis [イーンフィデエーリス])であるか，そのいづれか(aut)である…」²⁾。

エ) i) ところで、この「第四十三章」の表題は、Lev·Lでは、「天の王国に受容するために不可欠である事柄について」となっており³⁾、

ii) 論述の核心は、以下のところにある。(第十一パラグラフ)

「不可欠ナ一事 (*Unum Necessarium* [ウーヴヌウム・ネケッサリュウム]), 言うまでもなく, 聖書が, 永遠の救済 (*sálūs æterna* [サアルウース・アエテルナ]) にとって不可欠としている・唯一の信仰箇条 (*únicus artículus fídei* [ウーニクウス・アルティクルウス・フィデイ]) は, イエースウースハ, 救イ主デアル (*Jésus est Chrístus* [イエースウース・エスト・クリイーイストゥス]), という・その信仰箇条である」⁴⁾。

iii) そして, 「救イ主」という名辞によって理解されるのは,

α) 「神」が, 「旧約の予言者たちを通じて」, 「ユダの民, および, クラリイーイストゥスを信するに至るであろう・他の民」を, 「統治する」ために, 「地上に遣す」, と「約束していた」・かの「王」のことであり,

β) また, 私たちが「アダムにおいて失ってしまった」・「永遠の生命」を「復活せしめる」・かの「王」のことである⁵⁾。

iv) α) こうして, 「救イ主」は, 「神」が, 「遣す」と「約束していた」「王」であるから,

β) 「政治上の至高権力保持者」たる「王」が, この「救イ主」・「クラリイーイストゥス」の「信仰者」である場合には, その「王が, [市民の]なんぴとにたいしても, イエースウースハ, 救イ主デアル, という・上記の信仰箇条を, 否定するように, 強要することは, ない」⁶⁾のは, もとよりであり,

γ) それゆえ, いかなる「市民」も, 「神」の「約束」を〈無視〉せしめられることなく, すなわち, 「神にたいする服従」の中にあることになる。

オ) i) 他方, 「設立」による「政治上の権力保持者」であるところの「王」が, 「市民」の「共同の平和」の〈確保〉を命じている・「神が定めている法」でもある「自然が定めている法」を, ことごとく含んでいる「国家法」に, 「服従するよう」, 「市民」を「強要すること」は, 「正当であり, 法にかなっている」⁷⁾ことは, 言うを俟たない。

ii) したがって, 「市民」は, すべて, 「王にたいする服従」の中にある。

カ) i) こうして, 「王」が「クラリイーイストゥス信仰者」である場合, 「市民」にあって, 「神にたいする服従」と「王にたいする服従」とは, 「両立」するのである。

ii) Lev・Lは, この「両立」を, 「ゆえに, 自らの上にある・クラリイーイストゥス信仰者たる王にたいし, 服従を証しする者 [市民] は, 神に服従することを, 妨げられてはいないのである」⁸⁾, と述べている。

キ) では, この「両立」が, 「クラリイーイストゥスにたいする信仰を知らない」・「設立」による「王」の場合に, いかにして, 立証されうるか, である。

i) まず、Lev・Lは、こう述べる。(次・「第二十一パラグラフ」)

「だが、王が、クフリイーイストゥスにたいする信仰を知らない者 (infidélis) であるにしても、しかし、その王にたいする服従者の・なんぴとであれ、王に抵抗する者は、神に背く罪を、犯しているのである。なぜなら、その者は、神が定めている法である・自然が定めている法に背く罪を、犯しているからである。また、その者は、すべてのクフリイーイストゥス信仰者は、自らの君主に…服従すべし、と命じている・使徒たちの勧告に背く罪をも、犯していているからである」⁹⁾。

ii) この論述は、以下の〈論理〉に立っている。

α) 「クフリイーイストゥスにたいする信仰を知らない」「政治上の至高権力保持者」・「王」の「設立」は、それにたいする「服従者」・「市民」各自の「平和」の〈確保〉を命ずる・「神が定めている法」でもある「自然が定めている法」の〈帰結〉である。

β) それゆえ、かかる「王」に「抵抗」する「服従者」は、上記の「法」を「定めている」「神」に「背く罪を、犯している」のであり、

γ) 他方、「王」に「服従」する者は、〈同時に〉、「神」に「服従」する者もある。

δ) ここに、まず、「神にたいする服従」と「王にたいする服従」との「両立」がある。

ε) さらに、「王」に「抵抗」する「服従者」は、使徒・パウロの『ローマにある信仰者に宛てる書簡』(第十三章)、その他の「勧告」にあるように、「神に因る」「^(よ)権力者」に「抵抗」する、という意味でも、「神に背く罪を、犯している」のであって、

ζ) これにひきかえ、「王」に「服従」する者は、ここでも、「神」に「服従」しているのである。

η) これもまた、「神にたいする服従」と「王にたいする服従」との「両立」である。

κ) 以上のようにして、「神」と「設立」による「王」(「クフリイーイストゥスにたいする信仰を知らない者」をも含んで)との両者にたいする「服従」は、「両立」する、という立論は、〈成立する〉。

(上掲の・Lev・Lの叙述に相当する・Lev・Eのそれを、記しておく)。

i) (上記にあって、脚注・1), 7), 8) を付した叙述に相当するもの)。

Lev・E (「第四十三章」・第二十一パラグラフ) 「神にたいする・私たちの服従と、クフリイーイストゥス信仰者であれ、ないしは、クフリイーイストゥスにたいする信仰を知らない者であれ、政治上の至高権力保持者にたいする・私たちの服従とを、両立させることは、困難ではない。政治上の至高権力保持者が、クフリイーイストゥス

信仰者である場合には、この者は、イエスゥスハ、救イ主デアル、という・この信仰箇条にたいする確信を、容認し、また、この信仰箇条に含まれている・あらゆる信仰箇条にたいする確信、ないしは、自明な帰結によって、この信仰箇条から引き出される・あらゆる信仰箇条にたいする確信を、容認するものである。なぜなら、この確信が、救済にとって不可欠な信仰のすべてであるからである。そしてまた、この者は、至高権力保持者であるから、自分自身が定めた・すべての法、すなわち、国家法のすべてにたいする服従を、要求する。なぜなら。自然が定めている法と、国家法の部分である・教会が定めている法（というのは、法を立てることができる教会とは、カマン-ウェルスであるからである）との以外には、神が定めている・別の法は、存在しないからである。…それゆえ、神が定めている法と、クリイーイストウス信仰者のカマン-ウェルスが定めている法との間には、撞着は存在しないからである」¹⁰⁾。

ii) (脚注・4) を付した叙述に相当するもの)。

Lev·E 「第四十三章」・第十一パラグラフ 「聖書が、救済 (Salvation) にとって、ひたすらに不可欠なものとしている・唯一の信仰箇条 (The … Onely Article of Faith), (不可欠ナ一事 (*Unum Necessarium*) は、イエスゥスハ、救イ主デアル (JESUS IS THE CHRIST), という・この信仰箇条である」¹¹⁾。

iii) (脚注・9) を付した叙述に相当するもの)。

Lev·E 第二十二パラグラフ 「また、政治上の至高権力保持者が、クリイーイストウスにたいする信仰を知らぬ者である場合、この者自身の服従者でありながら、この者に抵抗する服従者の各人は、神が定めている法に背く罪を、犯しているのであり、(なぜなら、神が定めている法は、自然が定めている法であるからである)、また、すべてのクリイーイストウス信仰者にたいして、自らの上にある君主に服従するよう戒めている…使徒たちの勧告を、拒否しているのである」¹²⁾。

1) Lev·L, p. 447

2) Lev·L, loc. cit.

3) Lev·L, p. 434

4) Lev·L, p. 439

5) Lev·L, loc. cit.

6) Lev·L, p. 447

7) Lev·L, loc. cit.

8) Lev·L, loc. cit.

- 9) Lev · L, p. 448
- 10) Lev · E, pp. 624–625
- 11) Lev · E, p. 615
- 12) Lev · E, p. 625
- 29) 前・脚注・28) に記した・「両立」の立論は、〈成立する〉が、しかし、下記の点では、〈論理上の難点〉に伴われている。
- ア) i) 「クリイーイストウス信仰者」たる「王」は、「クリイーイストウス信仰者」である「服従者」・「市民」にたいし、前掲の「信仰箇条」を「否定するように、強要することは、ない」のであった (Lev · L)。
- ii) では、「クリイーイストウスにたいする信仰を知らない」「王」は、「クリイーイストウス信仰者」である「服従者」との関係にあって、「イエスウースハ、救イ主 [クリイーイストウス] デアル」という「信仰箇条」に、いかに対処するのであるか。
- iii) Lev · L も、(Lev · Eとともに)，この問題に直面し、前掲「第二十一パラグラフ」で、下記のように答えている。
- 「しかしながら、クリイーイストウスにたいする信仰を知らない王であるにしても、いかなる王が、愚鈍のあまり、自らにたいする服従者が、もうひとりの王 [クリイーイストウス] の、現世に (nunc [ヌンク]) ではなく、地上界 (mūndus [ムンドゥス]) の終末後に (post finem [ポスト・フィーイネム])、来たるのを待ち望んでいることを、承知しながら、その・待ち望んでいることを理由に、服従者を刑死せしめようと、意志することがあるであろうか」¹⁾。
- iv) この論述の意味は、つぎのところにある。
- α) 「クリイーイストウス信仰者」たちと、「クリイーイストウスにたいする信仰を知らぬ」者たちとを問わず、かかる「政治上の至高権力保持者」・「王」が「統治」するのは、「この現世の王国」 (*ai βασιλείαι τοῦ ἀιώνος τούτου*²⁾ [ハイ・バスイレエーエイアイ・トウーウ・アイオーオノス・トウーウトウ]) であって、「われらの主にして・救い主たるイエスウース・クリリストオスの・永遠の王国」 (*ἡ αἰώνιος βασιλεία τοῦ κυρίου ημῶν καὶ σωτῆρος Ἰησοῦ Χριστοῦ*³⁾ [ヘー・アイオーオニオス・バスイレエイナー・トウーウ・キュリイウ・ヘーモオーオン・カイ・ソオーテエーエロス イエスウーウ・クリリストウーウ]) では、ないのである。
- β) これに反して、クリイーイストウスは、後者の「王国」を「統治」する「王」

ではあれ、前者の「王国」の「王」ではない。

γ) ところで、「クリイーイストゥスにたいする信仰を知らない」「王」の「服従者」といえども、「クリイーイストゥス信仰者」である以上、「この現世の王国」の「王」にたいして、「神が定めている法」である「自然が定めている法」によって、「服従」し、「使徒たちの勧告」により、「服従することの正しさの自覚」に基づいて、「服従」しているのである。

δ) してみれば、「この現世の王国」の「王」にすぎず、同時に、「クリイーイストゥスにたいする信仰を知らない」者たる「王」として、とるべき・〈理にかなった〉・〈賢明な〉道は、——「クリイーイストゥス信仰者」たる・自らの「服従者」のすべてが、「現世」・「今」において、ではなく、「地上界の終末後」、「永遠」にわたり、「救イ主」が「来た」り「統治」するのを、「待ち望む」ことにたいして、(「服従者」が、「現世」の・「地上界」に属する・他国の「王」が「来た」り「統治」するのを、「待ち望む」時に、「服従者」を「刑死せしめる」のとは、全く異なり)，なんらの《迫害》をも加えないこと——以外にありえない。——

ε) α) だがしかし、「イエースウースハ、救イ主デアル」という「信仰箇条」は、「聖書が、永遠の救済にとって、不可欠としている・唯一の信仰箇条」である以上、

β) のちに見るとおり⁴⁾、「至高の牧者」でもあり、また、「他の牧者」を「任命」する「権利」を有する「政治上の至高権力保持者」は、この「信仰箇条」を、自ら、あるいは、「他の牧者」を通じて、「人民」に「説き教える」「権威」を持つのであって、

γ) そのことが、「公共の理性」・「神の代理人」が、「信仰告白」を掌る、ということである。

δ) α) けれども、「クリイーイストゥスにたいする信仰を知らない」「至高権力保持者」・「王」とは、「イエースウースハ、救イ主 [クリイーイストゥス] デアル」という「信仰箇条」を「知らない」者にはかならぬことは、自明である。

β)かかる「至高権力保持者」・「王」は、上記・iv), δ) のように、自らにたいする「服従者」が、あの「信仰箇条」に基づいて、「救イ主」たる「王」・「クリイーイストゥス」の・「地上界の終末後」における〈到来〉を「待ち望む」ことにたいし、なんらの《迫害》を加えぬ、という点においては、「愚鈍」を免れるとはいえ、

γ) あの「信仰箇条」を「知らない」者であるがゆえに、「最高の牧者」たる「政治上の至高権力者」・「王」が有すべき・上記「信仰箇条」を「説き教える」「権威」を、〈欠いている〉ものであり、

δ) 「クリイーイストゥス信仰者」たる「至高権力保持者」・「王」と異なり、Lev.

E, Lev·L が規定する・〈真実〉の「至高権力保持者」・「王」では、〈ありえない〉のである。

vii) 以上の根拠により、「設立」による「至高権力保持者」・「王」の中に、「クカリイーイストゥスにたいする信仰を知らない」者を加える立論は、〈論理上の難点〉ゆえに、〈成立しえない〉、したがって、《削除》されるべきである。

(上記・Lev·L の 脚注・1) を付した叙述に相当する・Lev·E のそれを付記しておく)。

Lev·E (第二十二パラグラフ) 「しかしながら、クカリイーイストゥスにたいする信仰を知らぬ王の・いったい・なんぴとが、かくも理に合わぬ (unreasonable) ことをするであろうか。すなわち、自らの有する服従者が、現世が燃え尽きたのちの・クカリイーイストゥスの再来を待ちつづけていることを、承知し、また、その時、クカリイーイストゥスに服従しよう、と意図していることを、承知し、(それが、イエースウースは、救い主である、ということを信ずる意図なのである)、そして、それまでの間は、自分は、クカリイーイストゥスにたいする信仰を知らない王の命ずる法に、服従せざるをえないものである、と考えていること (クカリイーイストゥス信仰者は、すべて、服従することの正しさの自覚の中で、かく服従するように、拘束されているのである) を、承知していながら、そうした服従者を死刑に処し、ないしは、これに迫害を加える、というような・理に合わぬことをするであろうか」⁵⁾。

1) Lev·L, p. 448

2) 通常行われている『新約』聖書には収められていない・アンティオケアのイグナチオ (*Iγνάτιος* [イグナアティオス]) が残した諸編のうち、『ローマにある信仰者に宛てる・イグナチオの書簡』・「第六章」・「第一句」に見える、と言われる。(Bauer, Kol. 268)

3) 『ペテロの書簡・第二』・「第一章」・「第十一句」。NT, p. 593

4) 本・II——F, 本・29), k), ア), イ)

5) Lev·E, p. 625

30) a) マイア-タシが、その著作の「第二部。抵抗権」(„TEIL II DAS WIDERSTASDSRECHT“)¹⁾の記述を、「A. 精神史面の後背地」(„A. DER GEISTESGESCHICHTLICHE HINTERGRUND“)²⁾の叙述を以て開始しているのは、「ホブズの国家論が成熟していったのは、時代の・焦眉の急をなす・政治上の諸思想が交錯する地点で、(am Schnittpunkt der aktuellsten politischen Strömungen seiner Zeit) であり、すなわち、絶対主義の理論と、宗教改革の思想所産³⁾ならびに自然権思想所産⁴⁾に根ざしたモナルヒオマアヘン (die Monarchomachen. 「反・単独統治者・抗戦論者」)⁵⁾の教説とが交錯する地点で、であった」⁶⁾とする・その思想情況に即して、「ホブズの抵抗論の諸特性」(die Besonderheiten der Hobbes' schen Widerstandslehre)⁷⁾を、摘出するためであって、

すなわち、著者としては、「ホブズの抵抗論」は、その「国家論」が、いわゆる「絶対主義」の政治思想の流れに属するとはいえ、「国家」と、とりわけ「至高権力保持者」(マイア-タシの言う「支配者」)とを「設立」する「契約」の〈特有性〉ゆえに、「モナルヒオマアヘン」の「抵抗」論ないし「抵抗権」論とは異なる「特殊性」を、有するに至った消息を、示そうと意図しているのである。

b) ア) しかし、マイア-タシは、上記の意図に導かれた叙述に進む前に、

1) Mayer-Tasch : op. cit., S. 63—125

2) op. cit., S. 63—82

3) 後出の・Calvin, Knox の所論を、指す。

4) マイア-タシは、後出のように、「人民主権」思想と「支配・服従契約」概念とから成る政論を、「自然権思想」と呼んでいる。これも後出の「モナルヒオマアヘン」(「反・単独統治者・抗戦論者」(cf. 次・脚注・5)) の所論も、「自然権思想」に属する。

5) 本・脚注は、長文にわたるため、本・II——F, 本・30) の本文の末尾に、記した。

6) op. cit., S. 63

7) loc. cit.

イングランドの「永代土地保有制」(いわゆる feudalism) の・思わざる所産たる「国王の諮問会議」⁸⁾(のちの「議会」)と、これに接合した“*The Common Law*” / “*jūs commūne*” / *lēx commūnis*”⁹⁾ とが生み出した・『大憲章』の容認 (“*Mâgna Cárta / Chárta*” [マアーアグナ・カアルタ／クハアルタ])。1215年、イングランドの大領主たちが、王・John に署名せしめた・領主権限の制度化。これにより、John は、“Lackland”(「領地無シ」)の添え名を受けた。マイア-タシは、この『大憲章』を指して、「イングランドにおける・抵抗権の・最初の法典化」¹⁰⁾と呼ぶ), ならびに、イングランド王・Edward II. と Richard II. との廃位 (前者は、1327 年、後者は、1399 年) をも、——これらの事態は、「精神史」に属するものではないはずであるが、——挙示する必要を感じて、これを、上記・「A」の「一. イングランド制度法にしたがう・王権にたいする抵抗」(,,1. *Der Widerstand gegen die Krone nach englischem Verfassungsrecht*) の項目のもとに略述し¹¹⁾,

イ) しかるのち、『ドイツ人の神聖ローマ帝国』における皇帝権力の衰滅に相反して、西ヨーロッパ諸国にあって興隆するに至った「絶対・単独統治制／絶対君主制」に呼応する政治思想を、「二. 絶対主義の教説」(,,2. *Die absolutistische Doktrin*) の項目のもとに、a) – d) の四つの分節を設けて、イタリア、フランス、イングランドにつき概観し¹²⁾、ついで、「三. モナルヒオマニアの教説」(,,3. *Die monarchomachische Doktrin*“ a), b), aa), bb), c), d) の・六つの分節から成る) にあって、「教説の根源」と、大陸、および、

8) cf. 本稿・前出・「第 I 部」・「第 I 章」, 4)。「経済と経営」。第 17 卷・1 号。1986 年 6 月。7 ペイジ

9) cf. 前出・脚注・8) と同じ・「第 I 部」・「第 I 章」, 4)。7 – 8 ペイジ

10) op. cit., S. 63

11) op. cit., S. 63 – 65

12) op. cit., S. 66 – 71

イングランドにおける・この諸教説とを、素描している¹³⁾。

c) ここで指摘しておくべきは、上掲・「一.」、「二.」、「三.」の叙述が、一、二の例外を除き、ことごとく、関係する研究文献にのみ依拠して、行われているにすぎない、ということである。

d) さて、前記・「三. モナルヒオマアヘンの教説」の記述にあたり、マイア-タシは、再言すれば、ホブズにあっては、「国家論」の・一方の要素たる・「絶対主義」の理論が、「国家」と「支配者」とを「設立」する「契約」の〈特有性〉に基づいているところから、「b) 教説の根源」(,,b) Die Wurzeln der Doktrin“) に、力点をおく。

この「b)」は、「aa) カルヴァンの抵抗論」(,,aa) Die Widerstandslehre Calvins“) と、「bb) 人民主権と支配契約」(,,bb) Volkssouveränität und Herrschaftsvertrag“) とから、成る。

e) 本稿の論述にとって、とりわけ重要であるのは、後者・「bb)」の叙述であるが、これを示す前に、前者・「aa)」の要旨を記しておく。

f) ア) マイア-タシは、ジャン・カルヴァン (Jean Calvin, 1504–1564. 本名、ジャン・ショヴァン, (Jean Chauvin / Chaulvin)) の『クフリイ-イストゥス信仰綱要』("Institūtio religiōnis christiānae." [イーンスティトゥーツィオ・レリギオーオニス・クフリイースティアーナエ]) の改訂・第五・最終版をとり、——カルヴァンは、君主にたいしては、神の代理人として、服従が捧げられるべきである、というところから、出発する。》為政者にたいする抵抗は、行われることができない。なぜなら、それは、同時に、神にたいして抵抗が行われることであるからである《。 (》Résistī magistrātuī nōn pōtest, quia sīmul Déō resīstatur. 《([レスイステー・マギストラアートゥイー・ノーン・ポテスト, クウイア・スイムウル・デエオー・レスイスタトゥル]))¹⁴⁾。しかしながら、支配者が、神からの命令を無視し、したがつ

13) op. cit., S. 71, seqq.

14) op. cit., S. 73 カルヴァンの・この文章は、マイア-タシが、Wolf, Ernst : Das

て、専制統治者となる場合には、支配者は、神から己れに付与された職務を、報復として喪失する。カルヴァンにしたがえば、かかる事態にあっては、もとより、個々の服従者が、ではないが、しかし、当然、君主の恣意を制約するためには設けられている領民裁判権保持者たる領主身分が、自らの義務を忘失した支配者に抵抗する権利を、有するのである。もっとも、この・カルヴァンの説は、実際には、晚期中世国家にあって、しきりに文書を以て既得権として保証された・領主身分の抵抗権の・教理上の誇張以外のなにものでもない。この説は、自然権に依拠するよりは、時代の実定権に直接に依拠しているのである——としている¹⁵⁾。

イ)マイア-タシが、このように、カルヴァンの中に「抵抗権」の説あり、と示すのは、前掲のとおり、「モナルヒオマアヘン」の「抵抗」論の「根源」の一つが「宗教改革の思想所産」であることを証するためであるが、

ウ)しかし、「カルヴァンの説」は、「実際には」、「晚期中世国家」において公認された「領主身分の抵抗権」を「教理」上「誇張」した「以外のなにものでもない」、とするのであっては、カルヴァン主義の「宗教改革の思想所産」なる語は、なんらの意味ももたなくなる。

エ)上に連関して言えば、マイア-タシは、同じ「三.」の「d) イングランドでの共鳴」(,,d) Das englische Echo“) の中で、つぎのように述べている。

「スコト人の宗教改革者・ジョン・ノクス (John Knox) は、カルヴァンを基盤に、さらに、遙かに歩を進めた地点に立った。ノクスは、スコトランドの貴族と平民とに向けた声明 (1560 年頃) の中で、信仰において過てる支配者の・神の言葉に違反する行為に反抗することは、ひとりひとりの信仰者

Problem des Widerstandsrechts bei Calvin, in : Pfister-Hildmann, Widerstandsrecht und Grenzen der Staatsgewalt. S. 45 ff. から、〈孫引き〉したものである。

15) op. cit., S. 72—73

が有する権利と負う義務とですらある, と言明した」¹⁶⁾。(傍点は, 原文・イタリク)

オ) しかし, ノクスの・この「抵抗」論が, ほかならぬスコトランドにおける「宗教改革」の内容・性格と, どのような関係を有するものであるかについて, 著者が, なに一つ, 触れていないこともまた, 「モナルヒオマアヘン」の「抵抗」論の「根源」の一つが「宗教改革の思想所産」である, とする所論が, なにらの《論拠》をも伴っていない, という批判を招かずにはいない。

カ)マイア-タシの叙述が含む・こうした《欠陥》は, 再言すれば, 叙述が, ことごとく, 関係研究文献に基づいていること, ——カルヴァンの著作からの引用文すら, しかり¹⁷⁾, であることに, よるものである。

g)さて, そこで肝要な論点に進めば。

ア)マイア-タシは, 同じ「三.」の「bb) 人民主権と支配契約」にあって, 「モナルヒオマアヘンの諸著作に現われているのは, カルヴァン主義の立論, および, 実定一領主身分の権利への示唆と並んで, 人民主権および支配 [・服従] 契約なる自然権思想の・絶えざる援用」¹⁸⁾である, とし, またも, ある研究文献に依拠して, 中世ドイツの修道士・ラウテンバハのマネゴルト(Manegold von Lautenbach)の筆になる・1085年頃の著述『ゲベハルドゥスに与うるの書』("Liber ad Gebehardum.")に示されている理論は, 「すべての国家権力は, 人民から発し, 王は, 人民のために, 人民の道具として, 統治を行う」, とするものであった, と記し¹⁹⁾,

16) op. cit., S. 75

17) cf. 前出・脚注・14)

18) op. cit., S. 73

19) op. cit., S. 63 Manegold von Lautenbach. c. 1030年にLautenbachに生まれ, c. 1105年に死去。Marbachに在るアウグスティーノ修道院の修道院長代理(1094年から)。「叙任権闘争」(11世紀後半から12世紀にかけて, 高級聖職者の任命権をめぐり, ローマ教皇と, ヨーロッパ諸君主, とくに『ドイツ人の神聖ローマ帝国』皇帝との間

また、別の研究文献に依拠して、パードゥアのマルスィーリュウス (Marsilius von Padua) が、その著作『平和の防衛者』 ("Defensor pacis." [デーフェーエンソル・パニアキス]) にあって、——「人民」を、「自らの上に位する権威者を有さざるもの」 (superiore carēns [スウペリオーオレ・カレーンス]), 「王」を、「統治を行う市民」 (cīvis pīncipāns [キィイイウィス・プリーンキパーンス]), と名づけている——と述べている²⁰⁾。

に生じた紛争) にあって、教皇・グレゴーリュウス七世の側に立ち、皇帝・ハインリヒ四世に対抗し、この皇帝の廃位を、『ゲベハルドゥスに与うる書』で主張した。この著述は、時代の・最も重要な論作の一つである。

上掲・著述は、下記の著者名により、つぎのようにして、刊行された。

Mānegaldus, dē Lūtenbach : "Mānegoldī ad Gebēhardum līber." Édedit K. Francke. [Hannōver]. 1891. *Gesellschaft für ältere deutsche Geschichte. Monūmenta Germāniae histórica, etc. Lībellī dē līte imperatōrum et pontīficū. tom. I. 1877, etc. 4°* (マネガルドゥス, デー・ルウーテンバハ : 『ゲベハルドゥスに与える・マネゴルドゥスの書』。K. フランケ編集。[ハノーファ], 1891年。古ドイツ史学会[1816-1935] ゲルマニア史記録文書集。[これは, G. H. Pertz, その他の・当時第一級の史料学者によって編集され, 1826年から1956年まで, 20部門構成で刊行された]。[第11部門]『皇帝と教皇・司教との争いに関する小著述』。第一巻。1877年, 以降。四折版。

20) op. cit., S. 73 Marsilio da Padova ([マルスィーリオ・ダ・パードヴァ])。本名は, Marsilio dei Mainardini ([マルスィーリオ・デエイ・マイナアルディーニ])。パードヴァに c. 1275 年に生まれ、ミュンヘンで c. 1342/43 に処刑される。イタリア人の政論家、神学者。パードヴァで医学、哲学を研究ののち、パリ大学に移り、後年に、学長となる。アヴェロエス (Averroës, 1126? - 1198. 在エスパニャの・アラブ人哲学者。本名、イブン-ルシド) 主義者のヨーハン・フォン・ヤンドゥム (Johann von Jandum) から影響を受け、『平和の防衛者』を、1324 年に執筆。この著作は、「人民主権」論に基づく・反教会権力の国家論を展開し、かつ、国家権力の・教会権力からの自由、司教の・教皇および公会議からの自由を、要求したものである。マルスィーリオがこの著作の著者であることが知られた(1326年)のち、著者は、ニュルンベルクの・バイエルン大公・ルートヴィヒ四世のもとに逃れ、大公の顧問となった。しか

イ) しかしながら、マイア-タシは、
 なにゆえに、また、いかにして、「人民」から「すべての国家権力」が「発する」のであるか、ないしは、なにゆえに、「人民」は、「自らの上に位する権威者を有さざるもの」であるか、——言い換えれば、「モナルヒオマアヘン」は、「人民」を、いかなる存在として把握していたのか、

他方、「統治を行う市民」であり「人民の道具」である「王」とは、いかなる「支配者」であるのか、——について、なんら、《分析》を施すところがなく、たんなる叙述に、終始しているにすぎない。

ウ) これもまた、関係研究文献に依拠するのみのところから生じた《欠陥》であるが、上記の諸点の《分析》なきため、マイア-タシ自身にとっても、言うところの「自然権思想」の一要素たる「人民主権」論とは、いかなる内容・性格・構造を有するものであるかが、《不明》となる。

エ) マイア-タシ自身にとって、上記の事柄が《不明》であることの証左は、つぎのところにある。

i) この著者は、前掲の叙述につづいて、
 「人民の至高権の論に緊密に結合しているのが、支配〔・服従〕契約の理論である。この理論にしたがえば、人民は、条件の付された契約を通じて、王に、版図の統治を委任するのである」²¹⁾、と記している。

し、1327年、『平和の防衛者』の・五つの命題が、異端である、と公表され、マルスィーリオは、異端者として処刑された。

上掲・著作は、のちに、下記の著者名と表題とのもとに、刊行された。

Menandrīnus (Marsilius) *Patavinus* : “Ópus insigne cūi titulum fecit auctor Dēfēnsōrem Pācis, quod questiōnem illam jam olim contrōversam, Dē potestāte Pāpae et Imperatōris … tráctat, etc.” [Basle], 1522. fol. (パードオヴァのメナンドリイ-イヌス (マルスィーリュス) : 『著者が平和の防衛者なる表題を付した・耳目を欹たしめた著作。教皇の権力と皇帝の権力とについてなる・かの・長きにわたり争われし論点を…扱うもの、云々。』 [バーゼルにて], 1522年。二ツ折版)

21) op. cit., S. 73

ii) しかし、ここには、「支配〔・服従〕契約」締約の・一方の「当事者」たる「人民」に発する「国家権力」・「人民の至高権」から、他方の「当事者」たる「王」にたいする・「支配」・「統治」の「委任」の「契約」が、いかにして、〈帰結〉するのであるか、についても、

換言すれば、「すべての国家権力」がそこから発し・「至高権」を持ち・「自らの上に位する権威者を有さざる」「人民」が、なにゆえに、「支配者」に〈服従〉する「契約」を締結する「当事者」とならざるをえないか、についても、

iii) また、それゆえ、とりわけ、「支配」・「統治」の「委任」の「契約」が、いかなる〈内容〉のものであるのか、についても、

論示が、全く《欠落》しているのであって、

この《欠落》は、筆者自らにも、前記の諸点が《不明》であることを、端的に物語るものである。

オ) i) そして、本稿・次・h) に見るとおり、マイア-タシが、「抵抗権」対「絶対主義」を核に、「モナルヒオマアヘン」にあっての「支配〔・服従〕契約」の性格と、ホブズにおける・「支配者」を「設立」する「契約」の性格とを対比させる時、

ii) 「モナルヒオマアヘン」の「人民主権」論の〈分析〉の《欠如》と、これに由来する・「支配〔・服従〕契約」論の・「人民主権」論からの〈帰結〉過程・「契約」〈内容〉の提示の《欠落》とが、相俟って、

iii) マイア-タシによる・ホブズの「契約」論理解に、《重大な誤謬》を齎すことになる。

カ) さらに加えて、著者の叙述が示す《論理上の難点》を指摘しておけば。

i) 「支配〔・服従〕契約」についての・前掲の論述につづいて、こう記されている。

「この契約が、人民に、王にたいする服従の義務を課するのは、王が、正義 (die Gerechtigkeit) が下す命令を尊重する限りにおいて、であるにすぎない。とはいへ、王が、契約に違反する場合には、王は、自らの職権 (sein Amt)

を失うのである」²²⁾。

ii) しかし、「人民」が「王にたいする服従の義務」を負うことと、「王」が「自らの職権」を保持することとは、もとより、〈同一〉の事柄である。

iii) しかるに、マイア-タシは、「王」が、上記の両者を「失う」〈原因〉として、一つには、「正義が下す命令を尊重する」ことの放棄と、二つには、「支配契約」への「違反」とを、挙げている。

iv) ここにある〈難点〉は、

いざれが、真の〈原因〉であるか、にかんする〈疑問〉であり、

「正義」とは、「人民」と「王」との関係にあって、いかなる事柄であるか、についての〈不明〉であり、

「王が、自らの職権を失う」のは、「契約に違反」した「王」の「統治」にたいする・「人民」の「抵抗」と〈同義〉であるか否か、にかんする〈疑問〉である。

v) かかる〈難点〉を含む・前掲の論述は、きわめて《空疎》なものと、言わざるをえない。

h) さて、マイア-タシは、「A.」の「三.」、上掲・「d)」の論述を終り、「四. ホブズの・政治上の立場」(„4. Hobbes' politischer Standort“)に移り、その「b. 第一段階：原契約〔「国家」と「至高権力保持者」とを「設立」する「契約」〕」(„b) Die erste Etappe : Der Urvertrag“)にあって、DC・Lのみを典拠とし、上記「契約」を締結する〈当事者〉の関係に基づいて、この「契約」からは「抵抗権」は〈帰結しない〉こと、すなわち、ホブズの「絶対主義」理論について自らがとらえた根幹を、つぎのように示している。

(本稿で付した傍線と、その番号とは、マイア-タシの叙述にたいする分析の便のためである)。

「原契約論は、国家全能の教説に至る・ホブズの道程の第一段階となる。」

22) op. cit., S. 73

[原契約において] 融合協約 (pactum unioonis [パクトゥム・ウニオニス]) と服従協約 (pactum subjectioonis [パクトゥム・スゥブイエクツィオニス]) とが相会する²³⁾ ことにより、支配 [・服従] 契約を含む自然権思想は、ほぼ完全に覆される。[すなわち] ①人民と支配者とは、ともに、この支配 [・服従] 契約の当事者 (Partner) では、ない。契約当事者は、正しく言えば、個人であり、②個人が、各人対各人の関係で、自分たちが有している・万事にたいする自然権を、支配者に移譲する義務を、[契約によって] 負うのである。人民は、支配者にたいする・この権利移譲によって初めて、成立するのであるから、③人民は、もとより、契約当事者であることは、できない。しかし、④それゆえ (Damit)，同時に、自然権[思想]に基づく契約論の・本来の核心、すなわち、人民主権の思想と、契約違反者となった支配者を廃絶することの不当化ともまた、消失する」²⁴⁾。――

つづいて、――「⑤支配者は、[各人の] 相互の服従契約の・単なる収受者として (Als bloßer Destinatär der wechselseitigen Unterwerfungsverträge)，まったく、[契約による] 拘束を受けることがない (bleibt … völlig ungebunden)。――人民にたいする関係で、まったく、拘束を受けることがない理由は、⑥支配者が人民を体現しているからであり、個人にたいする関係で、まったく、拘束を受けることがない理由は、⑦支配者が個人とは契約を締結していないから (weil er [der Herrscher] mit ihnen [den Individuen] keinen Vertrag geschlossen hat.)，である。⑧支配者による [支配・服従] 契約違反の可能性が消失するのとともに (Mit der Möglichkeit einer Vertragsverletzung durch den Herrscher)，しかし、同時に、生起しうる抵抗の・法的基

23) マイア-タシの念頭にあるのは、EoL および DC・L の「單一体」(union/Únio) 論である。

cf. 本稿・前出・「第 I 部」・「第IX章」(VII.) 「経済と経営」。第 19 卷・1 号。1988 年 6 月。108-126 ペイジ。

24) op. cit., S. 78

礎もまた、消失する (entfällt aber zugleich auch die rechtliche Grundlage eines etwaigen Widerstandes.)」²⁵⁾。——

ア) 見られるとおり、マイア-タシは、——

i) 一面で、「モナルヒオマアヘン」にあっては、前掲のように、「至高権」を有する「人民」を一方の「当事者」として、「支配〔・服従〕契約」を「締結」する・他方の「当事者」が「支配者」・「王」であるから、「契約違反」を犯した「支配者」は、「人民」による「抵抗」・「廃絶」の対象となるが、

ii) 他面で、これに反し、ホブズの理論にあっては、「契約」締結の両「当事者」としての「人民」と「支配者」とは、〈存在しない〉のであって、「支配者」は、ただ、「各人」が「当事者」として「相互」に締結し合う・「支配者」にたいする「服従」の「契約」を、「收受」する〈第三者〉にすぎない。

iii) したがって、「契約」の「当事者」ならざる「支配者」が「契約違反」を犯すことは、〈ありえない〉・「不可能」であり、

iv) それゆえ、およそ、「支配者」にたいする「抵抗」の「権利」なるものは、「契約違反」という「法的基礎」を有せず、それゆえ、成立しえない、——と解しているのである。

イ) マイア-タシは、上掲の叙述につづくパラグラフの冒頭で、「上記の・構想された・契約の構造の中には、明白に、モナルヒオマアヘンの抵抗論にたいする・ホブズの反撃の姿勢が、映っている」²⁶⁾として、「支配者」を締結の「当事者」としない「契約」の「構想」が、「抵抗」の生起の「不可能」、すなわち、いわゆる「絶対主義」の論を、ホブズに構築せしめたもの、と見ている。

ウ) i) しかしながら、——「支配者」が「契約」締結の「当事者」ならざ

25) op. cit., S. 78-79

26) op. cit., S. 79

るゆえに、「契約違反」は生起しえず、したがって、「支配者」にたいする・「法的基礎」を有する「抵抗」（「抵抗権」）は、存在しえない——とする・マイア-タシの〈論法〉からすれば、

ii) ホブズにあっての「支配者」は、なんらの「契約」にも〈拘束されることのありえぬままに〉、「各人」相互間で締結される「服従契約」を「收受する者」であり、すなわち、《恣意的・専制的》という意味での「絶対」かつ「全能」権力保持者にほかならなくなる。

iii) しかるに、既に知られているとおり、ホブズにおける「至高権力保持者」は、「契約」〈内容〉に基づいて、「契約」締結の「当事者」たる「各人」の〈自然権〉の〈行使〉——〈行使〉の「目的」は、ひたすらに、「各人」にとり、対内・対外の「平和」の〈確保〉である——の・「各人」を「本人」とする「全面的代行者」としての「絶対」権力保持者である。

iv) こうして、「モナルヒオマアヘン」の「支配〔・服従〕契約」の性格との対比のみに心を奪われていたがゆえに、マイア-タシは、ホブズの「契約」論を理解するさいに、《重大な誤謬》を犯していることになる。

v) そして、その《誤謬》の由ってきたる所以は、マイア-タシが、「モナルヒオマアヘン」の「人民主権」論と「支配〔・服従〕契約」論について叙述するさいに、前述のように、当然に施すべき《分析》——「契約」締結「当事者」たる「人民」および「支配者」とは、各々、いかなる存在であるか、両「当事者」間の「契約」の〈帰結〉過程、とりわけ、「契約」〈内容〉についての《分析》——を、《欠落》せしめた（それは、関係研究文献のみに依存した結果である）ところに、ある。

エ) さきに述べたように、マイア-タシの〈論法〉からは、ホブズにあっての「支配者」の〈絶対性〉は、「権力」の《恣意性・専制性》にほかならぬ、という《誤謬》が〈帰結〉するのみであることの証左は、以下のところにある。

i) 既に見たとおり、マイア-タシは、ホブズの「契約」理論によれば、「生

起しうる抵抗の・法的基礎」は、「消失する」、としていた。

ii) ならば、マイア-タシとしては、ホブズの中に、「抵抗権」容認の〈論拠〉を《見いだしえないはず》である。

iii) しかるに、マイア-タシは、「第二部。抵抗権」の「B. 抵抗権」(„B. DAS WIDERSTANDSRECHT“)にあって、ホブズの「抵抗権」論を論述し始める「二. 自己防衛の権利」(„2. Das Recht auf Selbstverteidigung“)の第二パラグラフで、つぎのように述べている。

「個々人の・相互の約定は、本質にあっては、國家権力に転化された・支配者の・万事にたいする権利 (jūs ad ómnia [ユウース・アド・オムニア])にたいする・[個々人の] 抵抗の放棄を、意味する。しかし、国家産出の目的と責務とは、万人にたいする・万人の防衛 (prōtēctio ómninm cóntrā ómnēs [プローテークツィオ・オムニュウム・コントラー・オムネース]) であり、平和の保障である。ところで (nun), 国家 [産出] 契約を交す・ある市民が、(最少限、擬制的な) 共同締結を通じて免れんと求めた・その同じ危険が、支配者、ないしは、支配者の下僚から、その市民に迫ってくる場合には、当の市民にとっては、服従の意味は、失われる。この市民は、隣人から加えられることのありうる攻撃にたいする・わが身の安全を得るためにのみ、自らの力を、国家に委譲したのであった。ところで (nun), 隣人の代りに、比類なく強力なレヴィアータンが、この市民に脅威を加える場合には、当の市民は、小難を避けて大難に遭う、というものである²⁷⁾。(傍点は、引用者による)。

iv) しかし、本稿で既に知られたとおり、ホブズにあっての「契約」の〈内容〉からすれば、——「支配者」を、自らの〈自然権〉の〈行使〉の「全国的代行者」とする「各人」は、その〈自然権〉を「代行」せしめる「本人」として、「自分自身に侵害を加えることは、ありえない」のであり、

v) それゆえ、「全面的代行者」にあっても、「本人」が行うことの「ありえない」・「本人」に「侵害を加える」ことを、行うことは、これまた、「あり

27) op. cit., S. 86

えない」のである。

vi) したがって、ホブズにおける「契約」<内容>からは、各「服従者・市民」が、「支配者」から「侵害」を加えられることを根拠にして、「抵抗」し、ないしは、「抵抗権」を有する、ということは、<論理上>、<帰結> することが、<不可能> である。

vii) しかるに、マイア-タシは、この・ホブズの「契約」<内容>を、ついに《理解することができず》，ために、「モナルヒオマアヘン」の「契約」論との対比において、ホブズにあっては「支配者」が「契約」締結の「当事者」ではない、という点《以外を見ることができなかつた》ところから、既述のように、ホブズの場合の「支配者」を《恣意的・専制的》という意味での「絶対」権力保持者と《誤解》し、それゆえ、一方では、「抵抗の・法的基礎」は「消失する」としながら、他方では、前掲の・「ところで (nun) …場合に」という表現に見られるとおり、「支配者」の権力行使の《恣意性》にたいする「抵抗」を語る、という《矛盾》に陥るのである。

オ) それゆえ、この著作で、マイア-タシが、ホブズについて「抵抗論」ないし「抵抗権」論を主題としたのは、ただ、以上に指摘した・ホブズ「契約」理論の理解における《誤謬》・《誤解》に、発するにすぎないのである。

カ) 本稿・前出・II——F, 16) に記した・マイア-タシの立論の《不成立》について、当該箇所への脚注・31) に述べたように、ここで《不成立》の根拠を示せば、それは、上記・オ) に帰着するのである。

キ) さらに加えれば。マイア-タシは、その著作の『第二部。抵抗権』の「B. 抵抗権」・「二. 自己防衛の権利」・「a) 決疑論」の第二パラグラフで、

i) 「ところが、しかし、支配者が、己れの下す命令を、暴力を用いて貫こうとする場合、その脅威にさらされている者には、自由と身体と生命とに加えられる・あらゆる攻撃から、暴力をふるって、わが身を防御する権利が、存続している。受動の抵抗権から、能動の抵抗権が、生ずるのである」²⁸⁾、と

28) op. cit., S. 88

述べたのにつづいて、

ii) あの・Lev・E, Lev・Lの『第一部』・「第十四章」の立論——ある種の「権利」の「移譲」の〈不可能〉の立論——を、引用している。すなわち、

「》総じて人は、自分の生命を奪うために、実力をもって襲いかかってくる者たちに、抵抗する権利を、[相手方に]手渡すことは、できない。その理由は、人は、その手渡しによって、わが身にとっての・なにらかの・よいものをを目指している、とは理解されえないというところにある。同じことは、身体に加えられる傷害、拘禁、投獄についても、言われることができる。その理由は、そうしたことを許容することから帰結する利益が、当人に存在しないからでもある《。」²⁹⁾

iii) しかしながら、ここに引用されている・Lev・Eの立論の〈論理〉は、——「自分の生命」の〈奪取〉、自分の身柄に加えられんとする「傷害」、「拘禁」、「投獄」にたいし、「抵抗する権利」を、他人に「手渡し」することは、「なにらかの・よいものをを目指している、とは理解されえない」し、「手渡し」による・上記の事態の「許容」からは、「利益」が本人に「帰結」しないのであるから、かかる「権利」の「手渡し」は、〈生ずること〉が、〈ありえない〉——というところにある。

iv) 確かに、この立論は、『第二部』・「第二十一章」において、——「支配者」にたいする・「服従者」・「市民」の「抵抗権」の〈根拠〉とされているにしても、(もとより、その所論は、いずれも、〈成立しえない〉ものであったが)、

v) しかし、この立論と、上掲・i) の論旨、——「支配者が、己れの下す命令を、暴力を用いて貫こうとする場合」、「その脅威にさらされている者に

29) loc. cit. この・Lev・Eからの・マイア-タシによる引用は、末尾の部分に、原文の欠落がある。

は」、「暴力をふるって、わが身を防衛する権利が、存続している」、——とが、〈論理〉の上で、《全く無縁》であることは、余りに明らかである。

vi) こうして、i) の論旨を〈根拠〉づけんがために、〈論理〉上《全く無縁》な・あの引用文を呈示することは、マイア-タシの〈思考能力〉に疑念を抱かしめる以外のものではない。

ク) いな、そればかりではない。マイア-タシは、上掲の引用文につづいて、つぎのように述べている。

「まさにホブズにしたがえば、死にたいする恐怖という根源情念にたいしては、法に基づく抑制はなに一つ、加えられないでのある。死にたいする恐怖という根源情念は、国家を生じさせるのとひとしく、国家のうちでも力を発揮する。この根源情念は、[国家の]創出者として、創出されたもの[国家]の規範には、服することがないのである」³⁰⁾。

i) この叙述は、——「各人」を「死にたいする恐怖」から逃れさせ、すなわち、各「服従者」・「市民」のために、対内・対外の「平和」を〈確保〉することを、己れの「責務」として負っている「支配者」とは、各「服従者」・「市民」に、「死にたいする恐怖」なる根源情念を抱かしめて、「法に基づく抑制」を超えさせ、「国家」の「規範」に「服すること」ながらしめるものである——という《背理》を語っているものであり、

ii) マイア-タシは、自らの犯している・その《背理》を、いささかも自覚していないのである。

30) loc. cit.

5) „die Monarchomachen“なるドイツ語は、本稿・次・31), c) に挙げられる著作——Barclay, William : “Guilélmī Bárcraiī … Dē régnō et rēgálī potestāte ádversus Buchánanum, Brútum, Bouchérium, & réliquōs monarchómachōs, líbrī sex.” 1-16 ; 1-542 [548]p. 1-18. Parisiis, Apud G. Chaudière, 1600. (『ウィリアム・バークリの・統治者と統治権力について、ブキヤナン、ブルゥーウトゥス、ブッシュ、および、他の・反・単独統治者・抗戦論者にたいする反論、六編』。本

文・542 [548] ペイジ。パリにて、G. ショディエール刊行。1600年。) ——に初めて現われる (OED) ‘monarchómachī’ ([モナルクホオマクヒイー] (‘monarchómachōs ([モナルクホオマクホオース])’は、pl. 第四格形)) という・造語・ラテン語に、由来する。

‘monarchómachī’ (pl., sg. は、‘monarchómachus’ ([モナルクホオマクフウス]) の語は、つぎのようにして、合成された。

まず、‘monarchus’(6世紀に現われた「中世ラテン語」) < 古ギリシャ語・‘μονάρχος’ ([モナルクホオス]) < ‘μόνος’ ((m). [モノス]。「単独ノ」) + ‘ἀρχός’ ([アルクホオス])。「支配者」、「指導者」。‘ἀρχός’ < ‘ἀρχεῖν’ ([アルクヘエイン]。「支配スル」、「統治スル」)。

つぎに、‘machus’。古ギリシャ語に、‘μάχη’ ([マアクヘエー])。「戦闘」、「争闘」、「戦法」、「戦場」なる語があった。「動詞」の・現在・不定法形は、‘μάχεσθαι’ ([マアクヘエストハアイ])。「戦ウ」、「敵対スル」、「争ウ」、「抗戦スル」であり、「現在分子」は、‘μαχεόμενος’ ([マクヘエオメノス]) であり、これが、「戦闘者」を表示した。

しかし、バークリは、上掲・‘μάχη’ (‘máchee’) から、直ちに ‘máchus’ (‘戦闘者」、「抗戦 (論) 者」) なる語を、造ったのである。

ところで、バークリによって、‘monarchómachī’ と目されている政論家の著作は、以下のものである。

Buchanan, George : “Dē jūre rēgnī apud Scótōs, diālogus.” 104 p. Iohánnes Rósseum, prō Hēnricō Chárteris. [Edinburgh]. 1579. 4° (ブキヤナン、ジョージ：『スコト人版図における統治者の権利について。対話』。104ペイジ。ジョン・ロス印刷、ヘンリ・チャータ刊行。[エディンバラ]、1579年。四折版)。

Brütus, Stéphanus Június. [= Philippe de Mornay ? Hubert Languet ?] : “Vindíciae cóntrā týrannōs : sive, Dē príncipis in pōpulum, pōpulīque in príncipem lēgitimā potestātē.” 1-12, 1-303 p. Monteliard, 1580. (ブルゥーウトゥス、ステファンヌス・ユウーニュウス [筆名。執筆者は、フィリップ・ドゥ・モルネか、ないしは、ユベル・ランゲ]。『専制統治者に対する断罪：別名、人民に対する君主の、また、君主にたいする人民の・正当な権力について』。本文、303ペイジ。モントリアール、1580年)。

[Boucher, Jean] : “Dē iūsta Hénricī tértī abdicatiōne ē Francōrum rēgnō lībrī quātuor.” 288 p. Apud N. Nivellium, Parīsiis, 1589. 8° ([ブッシュ、ジャン]：『[フランス王] アンリ三世の・フランス人統治からの・正当な追放について。四編』。288ペイジ。N. ニウェルリュウス刊行。パリにて。1589年。八折版)。

31) a) 想起すれば、マイア-タシは、「抵抗」論および「抵抗権」論の「精神史面の後背地」の・主たるものとして、「モナルヒオマアヘン」の「人民主権」論と「支配〔・服従〕契約」論とを、おいていた。

b) しかるに、「モナルヒオマアヘン」を論駁する・ある論者が、したがつて、「人民主権」論にも「支配・服従契約」論にも無縁に、しかも、〈武装蜂起〉をも含む・「人民」の〈抵抗権〉論を、開陳しているのである。

c) その論者とは、本稿・前・30) の・脚注・5) に、その著作を挙示した・ウィリアム・バークリ (1545/1546-1603) である。

ア) バークリは、ジョン・ロク (John Locke) により、「王が有する権力と神聖位との大固執者」¹⁾、「絶対・単独者統治制の大擁護者」²⁾と目されたにも拘らず、

イ) 同じロクの言にしたがえば、「人民が、ある事態のもとでは、自らの王に抵抗することは、合法である、ということを、告白せざるをえない」³⁾のであったし、「王が、抵抗を受けることは、ありうること、また、王が王たるを止めることを、認めざるをえない」⁴⁾のであって、

ウ) すなわち、「人民」、「平民」には、「暴政」を行う「王」に「抵抗する権能」・「わが身を侵害から防衛する」「自然にしたがう権利」がある、と容認するにとどまらず、「蜂起し」「武器を執り」「王に攻撃を加え」、「死刑に処する」・〈武力蜂起〉の「権利」・「権威」もまたある、と容認しているのである。

d) ロクは、『統治についての二論文』("Two Treatises of Government."

1) Locke, John : "The Works of John Locke. A new edition, corrected. In ten volumes." London, Printed for Thomas Tegg., etc. 1829. Reprinted by Scientia Verlag. Aalen. 1963. "Two Treatises of Government." Vol. 5. pp. 206-485. p. 476, § 232

2) Locke, op. cit., p. 482, § 239

3) Locke : op. cit., p. 476, § 232

4) Locke : op. cit., p. 482, § 239

副題は省略。Lond., 1689.) の「第二論文」の最終「第十九章。政府の解体について」の第二三二節から第二三八節にわたり、バークリーの前掲・著作の「第三編」・「第八章」と同「第三編」・「第十六章」中の論述を、ラテン語で引用し、これに、「イングランド語では、以下のとおり」として、訳文を付している。ただし、ロクによる訳文は、ラテン語原文に忠実とは言いがたいので、ロクの引用にかかる原文⁵⁾にしたがって、バークリーの立論を、以下に示す。

5) ロクが使用した・バークリーの著作の刊本は、本稿・前・30) の脚注・5) に示した・1600年 の初版本ではなく、下記のように、『教皇の権力について。…』と合本で刊行された・1612年・ハノーファ刊本である、と思われる。

この推測の理由は、"The Library of John Locke. By John Harrison and Peter Laslett." Published for The Oxford Bibliographical Society by the Oxford University Press, 1965 の p. 80 に、

Barclay, William

203. De potestate Papæ … Liber posthumus … 8°, Hanoviæ, 1612.

204. De regno et regali potestate … 8°, Hanoviæ, 1612. *Forms pt. of 203.* の記載があり、

これが、前出・"The National Union Catalogue Pre-1956 Imprint." の p. 186 に記載の

Barclay, William.

… De potestate papae : an & quatenus in reges & principes seculares ius & imperium habeat. Liber posthumus. Eiusdem de regno et regali potestate : adversus Buchananum, Brutum, Boucherum, & reliquos monarchomaches, libri VI. Editio nunc primum in Germania adornata emendatior. Hanoviae, impensis ac typis Willerianis, & consort. 1612. 8 p. 1., 825, [21]p. に合致するのであって、ロクは、所蔵の・上記・刊本を閲讀したもの、と考えられるところにある。

(なお、『教皇の権力について』のフル・タイトルは、上記のとおり、『教皇の権力について：教皇は、世俗の王および君主にたいし、権利と支配権とを有するか否か、また、その範囲。遺著』であり、この初版本は、British Museum の "General Catalogue", No. 329 に、——[Edited by John Barclay.] 343p. F. Du Bois & I. Garnich : Mussiponti, 1609 4°——と記載されている)。

e) まず、「第三編」・「第八章」。

「もし、人あって、つぎのように言うとすれば、すなわち、しかば、人民 (*pópulus* [ポプルウス]) は、専制統治者 (*týrannus* [テュランヌウス]) の狂暴と凶暴とに、常時、生命をさらしていなければならぬのであるか、しかば、平民 (*multitûdo* [ムゥルティトゥードオ]) は、自らの都市が、飢餓と剣と焰とによって荒廃せしめられ、わが身と配偶者と子らとが、運命の戯れと、専制統治者の貪欲とにさらされ、すなわち、王 (*rêx* [レークス]) により、生命の・あらゆる危険と、あらゆる悲惨と、あらゆる苦難との中に突き落されるのを、忍ばねばならぬのであるか、人民、平民には、生あるもの・ことごとくの類に自然から賦与されているもの (*quod … à nâtûrâ tribûtum* [クオド…ア-ナートゥーラ-トゥリブウ-トゥム]), すなわち、実力を、実力によって突き戻し (*vîm vî répellant* [ヴィーム・ヴィー・レペラント]), わが身を侵害から防御する (*sésē ab injûriâ tuéantur* [セーセー・アブ・インユウ-リヤー・トゥエアントゥル]) ことは、拒絶されなければならない (*dênegârî débet* [デーネガリー・デベト]) のであるか、と言うとすれば、その人には、簡潔に、以下のように答えなければならない。人民全体 (*Pópulus uníverus* [ポプルウス・ウニ-ウエルスウス]) には、防衛 (*dêfênsio* [デーフェンスイオ]) は、拒否されてはならない。なぜなら、防衛は、自然にしたがう権利に属する (*jûris nâtûrâlis est* [ユウ-ウリス・ナートゥーラ-アリス・エスト]) からである。だが、王にたいする報復 (*últio* [ウルツィオ]) は、自然に逆らう事柄であるゆえに (*quæ præter nâtûram est* [クワエ・プラエテル・ナートゥーラム・エスト]), 許容されるべきではない、と。したがって、もし王が、たんに、個々の人物の中に、なんらかの・個人的な反感を抱かしめるにとどまることなく、王自らがその首長たる国家の総体 (*côrpus … reipùblicaे* [コルプス…レイ-ブリカエ]), スナワチ、人民の全体 (*tôtus pôpulus* [トオ-オトウス・ポプルウス]), ないしは、人民の・なにらか相当な部分を、著しく・かつ耐えが

たい凶猛 (immānis et intoléranda s̄ævītia [イムマーアニス・エト・イントレランダ・サエウイツィア]) すなわち専制統治 (týrannis [テュランニス]) をもって、虐待することがあるならば (dīvexet [ディーウェクセエト]), かかる場合には、言うまでもなく (quídem [クウイデム]), 抵抗する権能 (resistēndī … pōtestās [レズイステンディー…ポテスター]) と、わが身を侵害から防衛する権能 (tūendī sē ab injūriā pōtestās [トゥエンディー・セー・アブ・インユウーリー・ポテスター]) とは、人民の意のままとなる (cōpetit [コムペティト])。しかし、この権能は、わが身を防衛するのみの権能であって、もとより、首長 (prīnceps [プリーンケプス]) に攻撃を加える (invādendī [インヴァーデンディー]) 権能ではない。…」⁶⁾

f) ならば、「人民」、「平民」の「全体」に、一方では、専制統治」をほしいままにする「王」に「抵抗する権能」、「わが身を侵害から」「防衛・防御する」「権能」、「自然にしたがう権利」に属する「防衛」が「意のままとなる」ことが容認されながら、他方で、かかる「統治者に攻撃を加える権能」が、許容されない〈根拠〉は、どこにあるのか。

その〈根拠〉は、上掲につづいて、こう示される。

「また、この権能は、加えられた侵害が回復されるための権能ではあるが、侵害を蒙ったが故に、捧ぐべき敬意を放棄する権能ではない。さらに、人民は、現にふりかかっている暴力を払いのける権利 (jūs [ユース]) は、有するが、過ぎ去った実力行使に報復する権利は、有しないのである。なぜなら。上記の事柄のうちの一方、すなわち、私たちが、生命と、そして、もとより身体とを、防御することは、自然に基づいている (à nātūrā est [ア・ナーテウーラー・エスト])。がしかし、他方の事柄、すなわち、下級の者 (inférior [インフェリオル]) が、上級の者 (supérior [スウペリオル]) を、死刑に処することは、自然にそむいている (cóntrā nātūram [est] [コントラ・ナ-

6) Locke : op. cit., p. 476, § 232

トウーウラム [・エスト]]) から、である」⁷⁾。

ア) 上記の論述のうち、マイア-タシの言う「モナルヒオマアヘン」の「人民主権」論と「支配・服従契約」概念と相異する・重要な分岐点は、「人民」は「下級の者」、「王」は「上級の者」である、という規定である。

イ) この規定は、後に見る「第三編」・「第十六章」中の「王」は、「王国にあっては、神について至高の者であり、すなわち、神にたいしてのみ下級にある者」である、とする規定に基づくものである。

ウ) してみると、「王」が「上級の者」であり、「人民」が「下級の者」であるのは、マイア-タシが「モナルヒオマアヘン」の所論の中に見たのとは異なり、「支配 [・服従] 契約」から派生した関係では、なく、

エ) したがって、「契約」の当事者たる「人民」が、「契約」の以前には、「至高権」を持ち、「自らの上に位する権威者を有さざるもの」である、とする「人民主権」論に、相反する関係であることも、明らかである。

g) こうして、バークリの立論は、——「人民主権」論にも「支配 [・服従] 契約」概念にも依拠せずに、——もっぱら、「専制統治者」たる「王」にたいする・「人民全体」の自己「防衛」は、「自然にしたがう権利に属する」、「私たちが、生命と、そして、もとより身体とを、防御することは、自然に基づいている」、という〈根拠〉のみから、「人民」・「平民」の「抵抗する権能」を〈帰結〉させるものである。

h) バークリの・この立論によって、マイア-タシが、「抵抗権」の「精神史面の後背地」を、主として「モナルヒオマアヘン」の「人民主権」論と「支配 [・服従] 契約」概念とおく見解は、その妥当性を失うことになる。

i) つぎに、バークリは、上掲「第八章」では、「人民」に、「王に攻撃を加える権能」を拒否したにも拘らず、「第十六章」に至ると、

ア) i) 「王が、正当に王であることを已める根拠たる事柄を、犯す場合」、

7) Locke : op. cit., pp. 476-477, § 232

すなわち、「王」が「権力保持者の地位から離脱し」「力を失って私人の間に身を置く」場合には——そのことの「根拠」は、後出・ウ)に見るとおり、「二つ」である——、バーカリは、「人民」にたいし、前記の・自己「防衛」の「自然にしたがう権利」に基づき、

- ii) 「専制統治を行っている王」に向かって「蜂起し」・「武器を執り」「攻撃を加える」・〈武装蜂起〉を、
- iii) 「人民自らの権利」、かつ、「人民自らの権威」として、容認しているのである。

すなわち、つぎのように言われる。

「しかば、いかん。人民にとり、蜂起し (*sésē ērígere* [セーセー・エーリゲレ])、専制者として (*impoténtius* [イムポテンツィウス]) 統治を行っている王にたいし、武器を執り (*árma cápere* [アルマ・カペレ])、人民自らの権利として (*jūre súo* [ユゥーウレ・スゥオー])、かつ、人民自らの権威として (*suâ [súā] authōritâte* [スゥアー・アウトホーリターテ])、王に攻撃を加える (*invādere* [インヴァーデレ]) ことが許される (*līceat* [リケアト]) 事態は、なにら生じえないのであろうか。もとより、王が王たる限りは、生じえない。なぜなら、預言者に発する・王を崇めよ、の掟でが、それを妨げているからである。すなわち、権力保持者に抵抗する者は、神の定めに抵抗しているのである⁸⁾。それゆえ、王に刃向う権能が人民にあることは、ひとり、王が、正当に王であることを已める (*ípsō jūre rēx ésse dēsinat* [イプソー・ユゥーウレ・レークス・エッセ・デースィナト]) 根拠たる事柄 (*id … própter quod …* [イド…プロプテル・クウオド…]) を犯す場合以外には、存在しない。なぜなら、かかる場合には、王は、権力保持者の地位から、離脱してしまったのであり、すなわち、力を失って私人の間に身を置いてしまったのであるからである。この條件の下では、人民たりとも、王が戴冠を受け

8) *cf.* 本稿・前出・II——F, ·29), f), イ) に引用された・パウロの『ローマにある信仰者に宛てる書簡』。第十三章。第一句、以下。

る以前の・先王の死去から新王の選出までの空位期に人民が保有していた・前述の権利が、人民に復帰したことによって、力において優位に立つ結果となるのである」⁹⁾。

iv) 上掲で、「空位期に人民が保有していた・前述の権利」と言われるのは、

α) 「空位期」にあっては、「王」すなわち「上級の者」は存在せず、存在するのは、ひとり「人民全体」のみであるが、「人民全体」は（「上級の者」が不在ゆえに）、もはや、「下級の者」ではなくなる。

β) しかも、「人民全体」のみが存在するのであるから、「国家」の「支配権」は、「人民全体」がこれを「保有」する以外にない——という意である。

v) α) そして、「王が、正当に王であることを已め」、「王は、権力保持者の地位から、離脱してしまった」、すなわち、「力を失って、私人の間に身を置いてしまった」とは、上述の「空位期」に〈ひとしい〉事態であるから、

β)かかる場合には、「国家」の「支配権」は、上記・iv), β)と〈ひとし〉、〈ひとし〉、「人民全体」に「復帰」するのであり、

γ) これが、すなわち、これまで「下級の者」であった「人民たりとも」、「力において優位に立つ結果となる」と言われる所以である。

イ) さて、では、「王」が、「正当に王であることを已める根拠たる事柄を、犯す」とされる・その「根拠」とは、なにであるのか。すなわち、王が「権力保持者の地位から離脱」し、「力を失って私人の間に身を置く」のは、いかなる「根拠」によってであるのか。

ウ) これが、さきに「二つ」として挙げた「根拠」である。

すなわち、

「王が、自らの所業によって、王たることを已め、自らを非王とし、すなわち、あらゆる栄位と、王たるの地位と、および、臣下にたいする権力とを

9) Locke : op. cit., p. 479, § 235

失う事態」は、つぎの「二つのみ」¹⁰⁾である。

i) 「その一つ」は、王が、「人民に向けるべき・統治上の配慮 (cūra [クウーラ]) と熱意 (ánimus [アニムス]) とのことごとくを、投げ棄て、それゆえ、臣下にたいする支配権 (impérium in súbditōs [イムペリュウム・イン・スウブディトース]) を喪失する (āmíttit [アーミッティト])」¹¹⁾という根拠、から発し、すなわち、既に「第三編」・「第八章」に述べられたように、王国の都市を、剣と焰とともに荒廃せしめ、人民を、その配偶者、子らとともに、自らの貧欲の餌食とすることを「根拠」とする〈支配権の喪失〉であり、

ii) 「いま一つ」は、「王が、自らを、いずれかの王の下僕 (clientēla [クリエンテエーラ]) たらしめ、父祖と人民とから自由な王国として伝えられ受領した王国を、国外の権力の所有たらしめた」¹²⁾という「根拠」に基づく〈支配権の喪失〉である。

すなわち、「王」が、「人民の自由を尊重し、貴重なるものとして保全すべきであった (cūjus libertātem sártam et téctam cōservâre dēbuit [クウーユス・リベルターアーテム・サルタム・エト・テクタム・コーンセルウアーアレ・デーブウイト]) にも拘らず、人民の知らぬ間に、ないしは、人民の意に逆って、人民を、他国民の支配を権力とのもとに引き渡してしまった (in altérius géntis ditiōnem et potestâtem dedídit [イン・アルテリュウス・ゲンティス・デツィオーオネム・エト・ポテスターアーテム・デディデイト])」¹³⁾ことにより、「王国にあっては、神について至高の者であり、すなわち、ひとり神にたいしてのみ下級に立つ者である、という・王としての地位なる特権を喪失してしまった」¹⁴⁾、また、「王国の・こうした・いわば売り渡

10) Locke : loc. cit.

11) Locke : op. cit., pp. 479–480, § 235

12) Locke : op. cit., p. 480, § 236

13) Locke : loc. cit.

14) Locke : loc. cit.

しによって、自らが王国にあって保持していた統治権を維持することも得ず、また、その王国の引き渡しを願っていた・国外の王にたいして、なにらの権利を移譲することも得ぬ情況を惹起せしめ、そして、こうした所業により、人民を、もはや自らの権力から自由なものたらしめてしまった」¹⁵⁾ という「根拠」による〈支配権の喪失〉である。

iii) この・「いま一つ」の「根拠」に言われる —— α) 「王」が、自らの「人民」を、「他国民の支配と権力とのもとに引き渡してしまった」 —— とは、

β) 「人民」が〈自国〉において〈享受〉すべき・〈被統治者〉としての「自由」 —— この「人民の自由を尊重し、貴重なるものとして保全す」ることこそ、「統治者」たる「王」の《責務》である —— を、「王」が「他国民」に「売り渡し」たことであり、

γ) すなわち、「王」が己れの《責務》を〈放棄〉する事態の一つである。

δ) そして、この〈放棄〉は、「王」が、「人民」にたいする自らの「統治権」を「維持」しないことであるから、

ε) 「王」が、「人民」を、「自らの権力から自由」ならしめるものにはかならない。

iv) α) そこで、要約すれば。上掲・〈二つ〉の「事態」を生ぜしめることによって、「王」が、「統治権」と「王としての地位なる特権」とを「喪失」し、「王国にあっては、神について至高の者」であるがゆえに「上級の者」であった「地位」から「離脱」し、「力を失って私人の間に」、すなわち、「下級の者」の間に「身を置く」「非王」に転落したにも拘らず、自らがもはや有しないはずの「統治権」を用い「専制者」として行動する時、

β) この「王」の「権力」から今や「自由」なる「人民」には、「わが身を侵害から防衛する権能」、「自然にしたがう権利」に基づく「自らの権利として」、かつ、「自らの権威として」、「蜂起し」て「武器を執り」、「王に攻撃を

15) Locke : loc. cit.

加え」、これを「死刑に処する」¹⁶⁾「権利」と「権威」とを有することになる。

エ) i) 上記に照せば、かかる内容の・「人民」の《抵抗権》の〈根拠〉は、要するに、「王」が、自らの《責務》である・「人民」にたいする「統治上の配慮と熱意のことごとく」と、および、「人民の自由」の「尊重」と「保全」とを、《放棄》することに、帰着するのであって、

ii) マイア-タシが、主として「モナルヒオマアヘン」の「人民主権」論と「支配〔・服従〕契約」概念とに、「抵抗権」の「精神史面の後背地」を見た・その見解は、いよいよ、妥当性を失うに至るのである。

オ) さらに加えれば、i) マイア-タシは、「モナルヒオマアヘン」の「教説の根源」について論述を開始するにあたり、脚注¹⁷⁾に、第一に「モナルヒオマアヘン」に「反論」するバークリの上掲・著作を挙げており、

ii) その脚注の全文は、

⁴⁵Der Name [Monarchomachen] wurde von William Barclay geprägt, der eine Polemik mit dem Titel »De regno et regali potestate aduersus Buchanan, Brutum, Boucherium et reliquos Monarchomachos libri sex« (1600) verfaßte. ²⁾Vgl. Braun. S. 17, Fußnote 34 sowie Ernst Wolf, Das Widerstandsrecht bei Calvin, S. 53. である。

しかし、本稿執筆者が傍線を付した・1) の Buchanan は、当然のことながら、Buchananus の第四格・語尾の語形 Buchananum であるべきである。

British Museum. "General Catalogue of Printed Books to 1955." Compact edition. Volume 2. New York, Readex Microprint Corporation 1967. No. 329 によっても、

— Guilielmi Barclaii [i.e. H. Languet] … De regno et regali potestate aduersus Buchananum, Brutum, Boucherium, & reliquos Monarchomachos, libri sex. pp. 542. G. Chaudière : Parisiis, 1600. 4°. であり、

16) cf. 本・II——F, 本・31)・前出・f), 脚注・7) を付した・バークリの文章。

17) Mayer-Tasch : op. cit., S. 72

“The National Union Catalog Pre-1956 Imprints.” Vol. 35 Mansell, 1969. p. 186 によっても,
Barclay, William, 1545 or 6–1608.

Guilielmi Barclaii … De regno et regali potestatae adversus Buchananum, Brutum, Boucherium, & reliquos monarchomachos, libri sex. Parisiis, Apud G. Chaudière, 1600. [16], 542 (i.e. 548), [18]p. 24cm. である。

さらに、傍線・2) の部分は、マイア-タシが、バークリの上掲・著作に関する研究文献が、

Braun, Erich, Widerstandsrecht. Das Legitimitätsprinzip in Shakespeare's Königsdramen, Bonn, 1960. と,

Wolf, Ernst, Das Problem des Widerstandsrechts bei Calvin, in : Pfister-Hildmann, Widerstandsrecht und Grenzen der Staatsgewalt. とであることを、示している。

iii) そこで、上に指摘した・バークリの著作の表題の《誤記》と、参照された研究文献が、バークリの論敵たるブキヤン、ブルウートウス、ブウシェ、その他の「モナルクホオマクフヒー」にかかわるものではないことと、および、前述のように、「人民」の《抵抗権》という「教説の根源」は、「モナルクホオマクフヒー」の「人民主権」思想と「支配〔・服従〕契約」概念とにのみあるものではないことが、「モナルクホオマクフヒー」にたいする〈反論者〉・バークリの立論から、明らかであることとからすれば、

iv) マイア-タシが、バークリの著作を、脚注に挙げながら、しかし、自らは披見しなかった、という疑いを受けても、已むを得ないであろう。

h) ア) 付言すれば。 i) ジョン・ロクが、バークリの「抵抗」論を、ラテン語文とイングランド語文とをもって引用するほどに重視したのは、

ii) 上掲・引用の終った・次・第二三九節の冒頭に述べられているとおり、「絶対・単独者統治制の大擁護者」たるバークリが、上記の事態にあっては、「王が抵抗を受けることは、ありうること、また、王が、王たるを已めること

を、認めざるをえない」¹⁸⁾ ところに、

iii) しかし、そのバークリーが、「自らの・この教説の由ってきたる原理を欠落させている」¹⁹⁾ ところに、あった。

iv) その「原理」とは、ロクによれば、「すなわち、信託への違反(the breach of trust), 「政府」と「共同社会」との間で] 合意された統治形態を維持せず、統治それ自体の目的である・公共の利益と所有権の維持とを、[政府が] 意図しないことにおける・信託への違反」²⁰⁾ である。

イ) i) さきに見たように、バークリーにあっては、「王」は、「政治上の配慮と熱意との・ことごとくを」、「人民に向けるべき」であり、このことは、「下級の者」としての「人民」が、「上級の者」たる「王」に寄せる《信頼》である。

ii) この《信頼》の〈破棄〉が、〈武装蜂起〉を以てする「抵抗」の「権利」と「権威」とを、「人民」に与えるのである。

iii) しかし、ロクは、バークリーの「教説」については、この・《信頼》の〈破棄〉は、いまだ、「抵抗権」の「教説」の「原理」たるに足りない、と考えた。

ウ) なぜなら、ロクの政治哲学の理論構成は、略記するにとどめれば、下記のものであるからである。

i) ロクは、「個々人」の生命、身体、自由、所有権、等にたいする「自然にしたがう権利」(natural right) の「保存」にとって、「自然の状態」(the State of Nature. ホブズの言う「自然のままの身の上」、「自然のままの状態」、「自然にしたがう状態」、「自然が定めた状態」、に相当する) が、多くの点で〈不都合〉である、とし、

ii) それゆえ、「個々人」が、「自然にしたがう権利」の「保存」を「目的」とする「手段」として、「カマンウェルス」(the commonwealth) ないし「政

18) Locke : op. cit., p. 482, § 239

19) Locke : loc. cit.

20) Locke : loc. cit.

治社会」(Political or Civil Society) (いすれも、「国家」の意) を「設立」するという「同意」(the consent) を交し,

iii) これによって、「個々人」は、まず、いわば〈国民社会〉とも言うべき「共同社会」(the community), ないし「社会」(the society), 「国民」(the people) として、「融合」する。(しかし、この「同意」は、〈撤回可能〉であり、ここに、「国籍自由」の原則が現われた、と言いうる)。

iv) ついで、この「共同社会」が、〈母体〉となり、自らの内部から「選出」した人々にたいし,

α) 「立法権力」の「信託」によって、「立法部」を,

β) 「法」の「執行権力」の「信託」によって、「執行部」を,

γ) 自らの上に「設立」し,

v) この「立法部」と「執行部」とが、「統治」(government) を行う「政府」([civil] government) を、形づくる。

vi) そして、あの「共同社会」と、この「政府」とが、「カマンウェルス」・「政治社会」(「国家」) を、成すのである。――

vii) このように、ロクは、「同意」と「信託」との〈二概念〉により、「共同社会」と「政府」との〈重層構造〉の理論を、構築したのである。

viii) それゆえ、ロクは、「政府」、ないしは、上記の・二つの「部」のいずれかが、「信託への違反」(the breach of trust) を重ねる時には (すなわち、「政府」の「設立」の「目的」に反する「行動」をとりつづける時には)、――この事態が、バークリにあっては、「統治上の配慮と熱意との・ことごとくを」、「人民に向けるべき」「王」が、その《信頼》を〈破棄〉することである――「もはや、信託は持続しえない」、とする。

ix) それは、「国民が政府の手中に委ねてきていた権力」を、「政府」が「放棄」することにほかならない。

x) かかる「政府」と、「信託」の〈母体〉たる「共同社会」とは、「再び戦争する (rebellâre) 状態」に突入しており、「共同社会」は、「自らを防衛

する権利と、攻撃者に抵抗する (to resist) 権利」とを獲得する。

xi) この「抵抗」が、ロクにあっては、「革命」(revolutions) と同義であり、したがって、「攻撃者」たる「政府」に「抵抗する権利」は、「共同社会」が有する〈革命権〉である。

xii) そして、上記の「抵抗」・「革命」は、ほかならぬ、「政府」の「解体」(dissolution) であって、

xiii) この時、「共同社会」(「社会」, 「国民」) は、自ら「統治」を行うか、ないしは、「新しい」「政府」を「設立」するのである。

i) ア) 「抵抗」論、ないし、「抵抗権」論なるものは、上に略記した・ロクの〈理論構築〉における・「統治権力」を「政府」に「信託」を通じて付与する〈母体〉たる「共同社会」(「社会」, 「国民」) の・「政府」にたいする「抵抗」という概念によってのみ、《成立しうる》にすぎない。

イ) ホブズの Lev·E, Lev·L にあっては、「国家」および「至高権力保持者」の「設立」の「契約」の〈内容〉にかんがみて、「抵抗権」は、《論理上、成立しえない》のである。

ウ) i) それにまた、Lev·E, Lev·L の場合には、「至高権力保持者」の「命令」に、「服従しない」・「抵抗する」のは、「服従者」・「市民」の「個人」であって(「おびただしい数にのぼる」にしても、所詮、「個人」である)，

ii) かかる・「個人」による「抵抗」は、「服従者」・「市民」の「共同の平和と防衛」とを己れの「責務」とする「巨大なりヴァイアサン」、「死ヌコトノアリウル神」の「武力」によって、〈平和の敵〉・〈騒乱〉として、たちまちに粉砕されるにすぎないものである。

エ) マイア-タシは、ジョン・ロクについての研究を怠ったため、「抵抗権」なる概念にかんして、《雑駁》な観念を抱いたまま、ホブズに接したのである。

Lev·E, Lev·L の各『第一部』・『第十四章』の立論をめぐる・いわゆる「抵抗権」問題については、上述で充分である、と考える。

以下、「第十四章」の論述のつづきを、分析するところへ、戻ろう。

(第X章。II——F, 終り)

II——G

1) 既に見たとおり、EoLは、『第一部』・『第十五章』・第七節で、また、DC·Lは、『第一部』・『第二章』・第八節で、それぞれ、「権利」の「移譲」の様態の一つである「贈与」について論述したが、それにつづき、

a) EoLは、次・第八節、DC·Lは、次・第九節にあって、「移譲」の・いま一つの様態であり、かつ、さらに「協約」と〈類別〉される「約定」について、まず、その〈規定〉を示すところから、叙述を開始する。

EoL「第八節。総じて人が、見返りの利益を念頭において、自分の権利を移譲する場合、これは、贈与ではなくて、相互譲与であり、そして、約定(CONTRACT)と呼ばれる」¹⁾。

DC·L「第九節。ところで、自分の権利ヲ、相互に移譲シ合ウ・二人ないしは多数者の・その行為は、約定(CÓNTRACTVS [コントゥラクトゥス])と呼ばれる」²⁾。

b) ついで、各・同上節で(EoLは、次・第九節にかけて)、「約定」と「協約」・ないし「契約」との〈類別〉の〈内容〉が、示される。

EoL「ところで、あらゆる約定の場合、双方の約定当事者は、人々が、財貨の購買、ないし、販売、あるいは、現物互換を行う時のように、現下に(presently)，約定内容を履行し(perform)，すなわち、互いに相手方当事者に、約定を交す目的である事項の享受について、確実感と安堵感とを与えるか、ないしは、人が信用売りをする時のように、一方の当事者は、現下に約

1) EoL, p. 77

2) CD·LW, p. 102 ; CD·LO, p. 173

定内容を履行し、他方の当事者は、約定内容の履行を約束する (promiseth) か、でなければ、双方の当事者のどちらも、現下には約定内容を履行せずに、相互を信頼し (trust) 合うか、このいずれかである。上記・三つの種類以外に、約定の・いかなる種類も、存在することは不可能である。なぜかといえば、双方の約定当事者 (contractors) が、信頼し合うか、ないしは、どちらの約定当事者も、信頼し合わないか、でなければ、一方の約定当事者は信頼し、しかし、他方の約定当事者は信頼しないか、であるからである。

第九節。信頼が存在する・あらゆる約定の場合、信頼されている方の (is trusted) 当事者の・約定内容履行の約束 (the promise) が、契約 (COVENANT) と呼ばれる。…」³⁾。

c) このように、EoL では、「契約」の〈類別〉の〈内容〉は、——「約定」締結の〈時点〉たる「現下」と、「約定内容」の・「将来」における「履行」との間の〈時間上の懸隔〉を填めるものが、既に「履行した約定当事者」の・いまだ「履行」していない「相手方当事者」にたいする「信頼」と、後者の・前者にたいする・「履行」の「約束」との〈表裏一体性〉である——というところにある。

d) しかし、「契約」ならざる「約定」について、「双方の約定当事者」が、「現下に」「約定内容を履行」する、と述べるのは、まさに「財貨の購買」等々の例示に見られるとおり、「移譲」されるのが、——「自然の定めている・第二の法」が「ワガ身カラ引き離せ」と〈命令〉している・「各人」の「万事にたいする権利」ではなく、——通常の「権利」であることを、示している。

ここにも、「移譲」される対象たる「権利」が、なにであるはずであるのか、についての〈不覚〉と、「第二の法」にたいする〈忘失〉とが、露呈されている。

DC・L 「ところで、あらゆる約定の場合、双方の当事者は、約定が交され

3) EoL, p. 77

た内容を、即座に (státim [スタティム]) 履行して (præstat [プラエスター]), 相互に、なにごとも信頼に委ねる (concrèdat [コンクレーエダト]) ようなことはしないか、ないしは、一方の当事者が約定内容を履行し、他方の当事者には信頼が寄せられる (créditur [クレーディトル]) か、ないしは、双方の当事者のどちらも、約定内容を履行しないか、このいずれかである。双方の当事者が即座に履行する場合、この場合には、約定ハ、履行の完了と同時に (símul ac [スイムウル・アク]), 終結する (fínitur [フィニトル])。これにたいし、一方の当事者、ないしは、双方の当事者に、信頼が寄せられる場合、この場合には、信頼を寄せられている方の当事者は、自分が、後日に (pósteā [ポストエア]), 約定内容を履行することを、約束している (prōmíttit [プローミットティト]) のであり、そして、この種の約束 (prōmissum [プローミッススウム]) が、協約 (PÁCTVM [パクトゥム]) と呼ばれる」⁴⁾。

e) DC・Lにあっての・「協約」の〈類別〉の〈内容〉は、——「約定」締結の〈時点〉と、「約定内容」の「履行」の〈時点〉たる「後日」との間の〈時間上の懸隔〉を填めるものが、上記・c) に述べた・あの〈表裏一体性〉である——ということである。

f) そして、おそらく、直ちに推定されるであろうように、——「人ハスペテ、自分が交シタ契約内容ヲ、履行セヨ」、「協約内容ハ、履行サレナケレバナラナイ」とする「自然が定めている・第三の法」は、この「契約」・「協約」にかかわって、この「約束」の「履行」、「信頼」の「遵守」すなわち「信義」を、〈命令〉するものであるはずである。

g) 上記の〈類別〉の〈内容〉は、Lev・E, Lev・Lにあっては、さらに詳しく述べられている。

ア) まず。ひとしく「第十四章」・第九節において。Lev・E 「権利の・相

4) CD・LW, p. 102 ; CD・LO, p. 173

互の移譲 (The mutuall transferring of Right) が、人々が約定 (CONTRACT) と呼ぶものである」⁵⁾。

Lev・L 「権利の・相互の移譲 (Trānslātio jūris mūtua [トランスラーツィオ・ユウーウリス・ムートゥア]) が、約定 (cōntractus [コントラクトゥス]) と言われる」⁶⁾。

イ) つぎに、Lev・E では第七パラグラフで、Lev・L では、同じ第九パラグラフで、「約定」と「契約」・「協約」との〈類別〉の・〈第一〉の〈根拠〉が、語られる。

Lev・E 「物件 (the Thing) にたいする権利の移譲と、物件そのものの (of the Thing it selfe) 移譲ないしは引き渡し (tradition) すなわち交付 (delivery) との間には、相違がある」⁷⁾。

Lev・L 「ところが、互いの間で、権利ヲ移譲シ合ウコト (jūs trānsferre [ユウース・トランスフェルレ]) と、互いの間で、物件ヲ移譲シ合ウコト (rēm trānsferre [レーム・トランスフェルレ]), ないしは、物件ヲ引キ渡シ合ウコト ([rēm] trādere [[レーム]・トラーデレ]) とは、異なる」⁸⁾。

ウ) さらに、〈第二〉の〈根拠〉として、上記の「相違」・「異なる」ことの〈理由〉が、語られる。

Lev・E 「なぜなら、現金 (ready money) をもってする購買と販売との場合、ないしは、財貨あるいは土地の互換の場合のように、物件は、権利の移譲と同時に (together with), 交付されることもできるし、また、ある時日を経た後に (some time after), 交付されることもできるからである」⁹⁾。

Lev・L 「購買と販売とにあたって、一方の人間が貨幣 (pecūnia [ペクニー]

5) Lev・E, p. 192

6) Lev・L, p. 105

7) Lev・E, p. 193

8) Lev・L, p. 105

9) Lev・E, p. 193

ニア]) を、他方の人間が商品 (merx [メルクス]) を、それぞれ、〔貨幣・商品にたいする〕権利と同時に (símul cum jûre [スイムウル・クウム・ユウーレ]) 移譲する場合に生ずるよう、時には、物件が、権利が移譲されるのと同一の時点で (eòdem témporte [エオーデム・テムポレ]) 移譲されることもあるし、また、時には、物件が引き渡される以前に (ántequam [アンテクウアム])、権利が移譲されることもあるのである」¹⁰⁾。

h) 上記の論述のうちに、Lev·E では第十一パラグラフ、Lev·L では第十パラグラフで、「約定」から〈類別〉された「契約」・「協約」の〈内容〉が、告げられる。

Lev·E 「加えるに、約定当事者 (Contractors) の一方が、約定が交された目的である物件を、自分の責任としては (on his part) 交付し、他方の約定当事者にたいしては、一定の時日の後に (at some determinate time after)，その者の〔物件交付の〕責任 (his part) を履行する (to perform) に任せ (leave)，交付責任の履行までの期間は (in the mean time)，信頼を寄せられているままに ([to] be trusted) 任せることが、ある。この場合、後者の約定当事者が物件交付の責任を負う約定が、協約 (PACT) ないしは契約 (COVENANT) と呼ばれる。あるいはまた、双方の約定当事者が、後日に (hereafter)，物件の交付の責任を履行する、と今 (now) 約定を交すことがある。この場合、将来にあって (in time to come) この責任を履行すべき各当事者は、信頼を寄せられているのであるから (being trusted)，その者による・物件交付の責任の履行 (his performance) が、約束ノ遵守 (Keeping of Promise) と呼ばれ、ないしは、信義の遵守 ([Keeping of] Faith) と呼ばれ、しかし、物件交付の責任の履行を果たさないこと (the failing of performance) が、(それが、意志に基づくものであれば)，違約 (Violation of Faith) と呼ばれるのである」¹¹⁾。

10) Lev·L, p. 105

11) Lev·E, p. 193

Lev・L 「加えるに、約定当事者の方が、物件の引き渡しにあたって、ないしは、約定内容の遂行 (ex[s]équendum [エクス[セ]エクウエンドゥム]) にあたって、他方の約定当事者に、先行する者 (prior [プリオル]) であることが、ありうる。この場合、後行する者 (posterior [ポステリオル]) にたいして、信頼が寄セラレテイル (*crēdi* [クレーディー]), ないしは、信用ガオカレテイル (*fidēs habēri* [フィーデース・ハベーリー]), と言われる。信頼が寄せられ・信用がおかれている・この・後行する者が行う約束 (prōmissio [プローミッススイオ]) が、協約 (*páctum* [パクトゥム]) ト言われる。しかし、その約束をついに履行しなかったこと (nōn præstítisse [ノーン・プラエスティティッセ]) が、違約 (*violātio fidei* [ヴィオラーツィオ・フィーディー]) ト言われるのである」¹²⁾。

i) ア) このように、総じて「約定内容の遂行」における「先行」と「後行」との〈時間上の懸隔〉に基づいて、「後行する者」が「先行する者」にたいして行う「約束」と、それと〈表裏一体〉である。「先行する者」が「後行する者」に寄せ・おくところの「信頼」・「信用」とが、「協約」を「約定」から〈類別〉する〈内容〉である。

イ) EoL, DC・L にあって「信頼」・「約束」の「遵守」と言っていた事柄は、Lev・E, Lev・L で、上記のように、立ち入った規定を受けるに至ったのである。

じ) ア) ところで、Lev・E, Lev・L にあって、後に現われる・多くの立論の当否を吟味するために、とりわけ重要であるのは、前掲のとおり、Lev・E, Lev・L のいずれもが、「違約」を挙示している点である。

イ) 「違約」とは、Lev・E にあっては、「契約」・「協約」にあって「信頼を寄せられている者」が、「意志に基づ」いて「物質交付の責任の履行を果たさない」ことである、と〈規定〉され、Lev・L においては、「信頼が寄せら

12) Lev・L, p. 105

れ、信用がおかかれている・この・後行する者が行う約束」を、その者が「履行しなかったこと」と〈定義〉されている。

ウ) してみると、この「違約」が生ずるのは、――

i) 「約定」締結の〈時点〉――すなわち、「後行する者」が「将来」の〈時点〉において「約定」内容を「履行」する、という「約束」を行った〈時点〉――と、「約束」された・「将来」の「履行」の〈時点〉との間に、〈時間の経過〉が存在するところから、

ii) その〈時間の経過〉の間に、「約束」を行った者の・「履行」の「意志」に、〈変化〉ないしは〈消滅〉が生ずる〈可能性〉が存在し、

iii) したがって、〈変化〉した「意志」、ないしは、「履行」の「意志」の〈消滅〉としての・〈不履行〉の「意志」が「原動力」となって、

iv) 〈不履行〉が生ずる〈可能性〉が存在することによる――のである。

エ) 上記・ウ) の〈可能性〉は、

i) 「約定」内容の「履行」について「信頼を寄せられている」とこと〈表裏一体〉であり・「契約」・「協約」の核心をなす「約束」が、

ii) 「将来における実行〔履行〕を表わす表示媒体」たる「語」であるがゆえに、

iii) 生ずる事態である。

オ) したがって、「違約」とは、上記・ウ) とエ) とに基づくものであることになる。

2) さて、Lev·E, Lev·Lは、それぞれ、次・第十一パラグラフで、「権利」の「移譲」の・いま一つの様態である「贈与」(EoL, DC·Lにあっての・「贈与」をめぐる立論は、本稿で既見)について、語ることになる。

ところが、Lev·Eでは第十五パラグラフ、Lev·Lでは第十六パラグラフに至ってようやく姿を現わす立論であるが、しかし、EoL, DC·Lでは、「契約」・「協約」の〈類別〉の挙示にひきつづいて記されている・ある立論が、るのであって、まず、ここで、それを吟味しておかなくてはならない。

a) なぜなら、その立論は、先に見たところに関連するものであり、——「契約」・「協約」は、「約定」締結の〈後〉の、すなわち、「約定」締結の〈時点〉にたいすれば「将来」の・ある〈時点〉での・「約定内容」の「履行」(ないしは、「物件交付の責任」の「履行」)についての「約束」(「将来における実行を表わす語」をもってする。「履行」の「意志」の「表明」)である以上、その「履行」が〈生じない〉〈可能性〉が存在するのではないか、——という・理論上の危惧にたいする回答であるからである。

b) EoLは、第九節で、前掲のように、「契約」の〈類別〉の〈内容〉を示したのにつづいて、こう言う。

「ところで、この契約は、一つの約束であり、将来に属するものであるとはいえ、しかし、その時がくれば、当該の権利を移譲するのであって、それは、実際の譲与に劣るものではない。なぜなら、契約という約束は、約定内容を履行した方の当事者が、信頼を寄せられた側の当事者の意志は、ひとしく約定内容を履行することにあったのである、と理解したことの・明白な表示媒体であるからである。したがって、見返りの利益を念頭においている約束は、契約であり、意志の表示媒体であり、すなわち、秤量の最終の働きの表示媒体であって、この最終の働きによって、約定内容を履行するか、しないか、の自由は、奪い去られ、その帰結として、約束は、拘束力をもつ。なぜなら、自由が終りを告げる時、その時に拘束が始まるからである」¹³⁾。

c) しかし、この立論は、〈成立しえず〉、〈誤り〉である。なぜなら。

d) ア) 「契約」という「約束」が、既に「履行」した方の当事者による「理解」——「約束」した方の当事者の「意志」も、やはり「約定内容を履行することにあった」と「理解した」こと——の「明白な表示媒体」である、ということは、なにら、「約束」した方の当事者が、〈必ず〉、「履行」する、換言すれば、「約束」を「遵守」する、ということを、〈意味しない〉からで

13) EoL, p. 78

ある。

イ) その理由は、「履行」における「先行する者」が、「約定」締結の〈時点〉にあって、いかに、上記のように「理解した」にしても、その〈時点〉、すなわち相手方が「約束」した〈時点〉と、「約束」した方の当事者が「履行」する・「将来」との間の〈時間の懸隔〉は、「約束」した当事者の・「履行」の「意志」が〈変化〉ないし〈消滅〉する〈可能性〉の存在を、〈意味する〉というところに、ある。

e) ア) もっとも、EoLは、おそらく、こうした反論を予想し、「約束」によって「表明」された「意志」は、〈変化〉・〈消滅〉しない、ということを、——その「意志」は、「秤量の・最終の働き」である——という〈規定〉をもって言わんとしたのであり、

イ) すなわち、i) 本来は、‘dē’ ([デー])。「前置詞」。ここでは、〈尺度〉を表わす)と、‘libra’ ([リィ一イブラ])。「秤皿」) とから合成された「動詞」である ‘dē-librāre’ ([デー-リィーブラーアレ])。「秤ニカケル」。この「動詞」から、イングランド語・‘deliberation’ ('秤量') が、由来する)を、

ii) 〈分離〉を表わす‘dē’と、‘liber’ (リィ一イベル)。(m).「(市民トシテ)自由ナ」、「束縛サレテイナイ」、「妨ゲラレテイナイ」；「自由人」)に発する「動詞」・‘liberāre’ ([リィーベラーアレ])。「解キ放ス」、「自由ニサセル」)とから合成された・上記の「動詞」と同形の‘dē-liberāre’ ([デー-リーエラーアレ])。「自由ヲ引キ離ス」)なる語に置換して、

iii) 「秤量の・最終の働き」たる・「履行」の「意志」は、「履行」と〈不履行〉との〈選択〉の「自由」が〈奪われている〉、として、上記のように立論するのである。

ウ) i) しかしながら、「約束」によって「表明」された〈時点〉（「約定」締結の〈時点〉）における・「履行」の「意志」は、確かに、上記の「自由」を〈奪われている〉にせよ、

ii) その〈時点〉から「将来」の〈時点〉までの〈時間の懸隔〉が、その

「意志」が〈変化〉・〈消滅〉する〈可能性〉の存在を〈意味する〉ことは、依然として、〈否定されえない〉のである。

エ) i) そして、〈否定されえない〉からこそ、すなわち、「履行」の「意志」が〈変化〉・〈消滅〉する〈可能性〉が存在し、「違約」が生ずる〈可能性〉が存在すればこそ、

ii) 同じ EoL が、次「第十六章」・第一節で、「自然が定めている [・第三の] 法」を、「各人ハ、自分が交ス契約ヲ遵守シ、スナワチ、契約内容ヲ履行スルヨウニ、拘束サレテイル」¹⁴⁾ として、挙示せざるをえないのである。

オ) もとより、「自然が定めている・第三の法」は、「第二の法」が命ずる・「各人」が有する「万事にたいする権利」の・〈第三者〉への「移譲」の「契約」にとっても、〈必要〉である。

なぜなら。「第二の法」は、「各人が各人に敵対する戦争」が齎す「死にたいする恐怖」の「情念」に迫られて「理性」が見出した「法」・「自然が定めている法」であって、この「法」が「各人」に「移譲」の「契約」の「履行」を〈命令〉するものであるが、

「第三の法」は、かかる「契約」の「不履行」を〈防止〉するための「法」でも、あるからである。

f) 以上のようにして、「約定内容」の「履行」において「先行する者」から「信頼を寄せられ」、「将来」における「履行」の「約束」たる「契約」を行う者もまた、EoL の・前出の規定に倣って言えば、「契約内容を履行する者」(*ἀπεργάμενος* [アペルガメノス])ではなくて、「契約内容を履行することがありうる者」(*ἀπεργάσομενος* [アペルガソメノス])であるにすぎない。

g) そしてまた、DC・L (第十節) の論述も、上記と同じ根拠によって、〈成立しえず〉、〈誤り〉である。

DC・L 「ところで、協約ハ、信頼を寄せられている約定当事者により、既

14) EoL, p. 82

に約定内容を履行してしまっている当事者を相手に、結ばれるものであり、この約束は、将来における実行を表わす語によって行われたにせよ、将来の時点で権利ヲ移譲するものであることは、約束が、現在における実行を表わす語、ないしは、過去における実行を表わす語によって、行われた場合に劣るものでは、ない。なぜなら、約定内容の履行とは、履行してしまった当事者が、自分が信頼を寄せた相手方の言句を、双方の当事者によって合意された時点で約定内容を履行することを意志している者の言句として、理解した、ということの・明白この上ない表示媒体であるからであるし、また、相手方も、自分の言句がそのように理解されることを、この表示媒体によって、承認してしまったからである。それゆえ、約束ハ、既に受領された・ヨイモノのゆえに行われるのであって(そうした約束が、協約デある)，約定内容の履行を意志している者の表示媒体であり、すなわち、(先行節で明らかにされたとおり)，秤量活動の最終のものの表示媒体であって、この・最終の活動により、不履行の自由は取り除かれ、そして、帰結として、表示媒体は、拘束力をもつ。なぜなら、自由が終りを告げる時、その時に拘束が始まるからである」¹⁵⁾。

3) しかし、上述のように、EoL・第九節、DC・L・第十節の立論が〈誤り〉であることは、以下に見るとおり、それぞれの次節にあって、忽ちにして、その立論が覆されるところに、現われる。すなわち、

EoL「第十節。にも拘らず、約束が、履行を強要されることのありえない当事者の間でのものである場合、いずれの約定当事者によっても、今現在にあっては、なに一つ履行されないような・そうした相互信頼から成る約定においては、最初に約定内容を履行する当事者は、どのような事柄をもおのれの利益のために利用する・人間というものの自然本性の定めに想いをいたせば、最初に履行することによって、わが身を、約定を交す相手方当事者の貪

15) CD・LW, p. 102 ; CD・LO, pp. 173-174

欲、ないしは、そのほかの情念、の餌食とするにすぎないのである。そして、それゆえ、こうした契約は、効力を有しない (of none effect)。なぜなら、他方の約定当事者が、後日になって約定内容を履行する見込みのない場合に、一方の当事者が最初に履行する理由など、存在しないからである。そして、双方が、自然のままの状態と自然が定めている自由との中に留まっている限り、他方の当事者が履行する見込みが、あるのか、それとも、ないのか、については、見込みはなさそうである、という疑いを抱く・一方の当事者が、自ら判定者である（第十四章、第八節に述べられたとおり）」¹⁶⁾。

- a) ア) EoL が念頭においているのが、「契約」によって「移譲」されるべき「権利」とは、「万事にたいする権利」である、ということであるならば、
 - イ) 「契約」を交す「約定当事者」の「双方が、自然のままの状態と自然が定めている自由の中に留まっている」のは、〈自明〉のことであり、「…留まっている限り」という文言は、〈不要な同義反覆〉である。
 - ウ) したがって、また、「約定が、強制を受けることのありえない当事者の間のものである…」ことも、〈自明〉であり、「…ものである場合」という文言も、〈不要な同義反覆〉である。
 - エ) だがしかし、上記の「状態」と「自由」とは、「どのような事柄をもおのれの利益のために利用する・人間というものの自然本性の定め」が跳梁・跋扈している事態であり、
 - オ) それゆえにこそ、「自然が定めている・第三の法」の〈命令〉が必要とされるのであるから、「いずれの約定当事者によっても、今現在にあっては、なに一つ履行されない…」、ということは、〈ありうる〉事柄である。
 - カ) であればこそ、EoL は、「…なに一つ履行されない…」、としている。
 - キ) ここで、EoL が論議の対象としているのが、「第二の法」と関連する・「各人」の持つ「万事にたいする権利」の・〈第三者〉への「移譲」の「契約」

16) EoL, p. 78

であるのか、「見返りの利益を念頭においている」「契約」であるのか、は不明確であるが、

- ク) 所詮、「…、なに一つ履行されない…」ことは、〈当然〉である。
- ケ) しかし、「…なに一つ履行されないような・そうした相互信頼」が、〈存在しうるはずはなく〉、
- コ) ならば、「そうした相互信頼から成る約定」は、〈交されうるはずもない〉のである。
- サ) 加えて、前掲の「人間というものの自然本性の定め」にたがって自らも生きている「一方」の人間が、「他方」の人間は、「後日になって約定内容を履行する見込みはない」、という「懸念」を抱き「判断」を下すのは、〈もとより〉である。
- シ) したがって、「一方の当事者が最初に履行するという理由など、存在しない」ことも、〈言うを俟たない〉。
- ス) とすれば、「最初に約定内容を履行する当事者」が〈存在しうるはずもなく〉、
- セ) それゆえ、「こうした契約」は、「効力を有しない」どころか、そもそも、〈交されうるはずがない〉のである。
- b) 以上のように、先行・第九節の立論が、次節において、直ちに、根本から覆されるのも、EoLが、一つには、いま主題となっている「契約」は、「見返りの利益を念頭においている」「契約」のみではなくて、「万事にたいする権利」を、しかも、〈同次元〉にある「各人」から、〈高次元〉の〈第三者〉へ「移譲」する「契約」でもあることを、〈明確に自覚しなかった〉・一つの結果であり、二つには、「自然が定めている・第三の法」が「契約」の〈前提〉であることを、〈忘失〉した結果でもある。
- c) 上述したところは、DC・Lの論述にも妥当する。

DC・L 「第十一節。しかしながら、自然が定めた状態にあって、双方の約定当事者のいずれもが、なに一つ、即座には、履行しない場合に、信頼が相

互に寄せられ合う約定において行われる契約は、当事者のどちらかから、正当な懸念 (*iūstus … mētus* [ユウーウストゥス…メトゥス]) が湧けば^{*17)}、無効力 (*inválida* [インヴァリダ]) である。なぜなら、先立って履行する約定当事者は、自分の便益を、正当に、しかも同時に、不正に、追求する人間の大部分がもつ・邪まな本性ゆえに、約定を交す相手方の貪欲に、わが身を売り渡すものであるからである。すなわち、他方の者が、後日になって履行する、という気配がない場合に、ある者が先立って履行することは、理に合わないのである。気配があるのか、それとも、ないのか、を判定することができるのは、懸念を抱く者の方であり、これは、先行章・第九節で明らかにされたとおりである」¹⁸⁾。

4)さて、上掲の立論は、「自然のままの状態と自然が定めている自由」(EoL), 「自然が定めた状態」(DC・L) にあっての「約定」, 「契約」・「協約」にかかわるものであったが,

これにつづいて、しからざる状態における・それらの事項について、それぞれ同一節で、以下のように言われる。

EoL 「しかしながら、双方の約定当事者から、上記の点にかんする・自身の私的判断を切り離すような強制権力が、双方の当事者の頭上に君臨する場合、その場合には、前述のような契約も、効力を有することができる。なぜなら、最初に契約内容を履行する方の当事者も、履行へ向かって強要されう

17) このアステリクは、下記の脚注を、指示している。

「湧ケバ、云々】なぜなら、相手方当事者による・不履行の行為、ないしは、不履行の意志の・その他の表示媒体から、懸念の・新しい原因が生ずるのでなければ、正当な懸念は、存在しえないからである。いうまでもなく、契約の締結行為を妨害しえなかつた原因是、締結された契約の履行を妨害するはずはないのである」。CD・LWによれば、『草稿』と『ラテン語版・初版本』には、アステリクは、ない。脚注の文章は、本文中・第十一節の後に、独立パラグラフとして、記載されている。CD・LO, p. 174

18) CD・LW, pp. 102–103 ; CD・LO, p. 174

る・他方の当事者の履行について、疑いを抱く・理のある根拠を、もたなくなるからである」¹⁹⁾。

a) ア) ところが、EoLは、次「第十六章」・第一節で、前掲のように、「各人ハ、自分が交ス契約ヲ遵守シ、スナワチ、契約内容ヲ履行スルヨウニ、拘束サレテイル」という「自然が定めている・第三の法」を示す時、この「第三の法」がなくては、「各人ハ、万事ニタイスル権利ヲ、ワガ身カラ引キ離スベキデアル」という・「第二の法」も、「全く空しく、効力を有しない」としている²⁰⁾。

イ) この所論は、——既に指摘したとおり、その間に少なからぬ・立論上の動搖はあるものの——「第三の法」によって〈支えられた〉「第二の法」が、「強制権力」の「設立」としての「一つのカマンウェルスの形成」を「目的として集合した各人によって合意された契約」²¹⁾に、帰着するものであることを、含意しているわけである。

ウ) してみれば、上掲の論述にあって、「強制権力が、双方の当事者の頭上に君臨する場合、その場合には、前述のような契約も、効力を有することができる」とされているけれども、

エ) しかし、その「強制権力の設立」自体が依存する「契約」は、「自然のままの状態」において交される以外のものではなく、そこに、「第三の法」が存在する、と明言しないのであれば、

オ) この論述のみによつては、その「契約」は、やはり、「効力を有しない」のであり、いな、〈交されえない〉ものとならざるをえない。

カ) ということは、「強制権力」がついに〈存在しない〉ことに、ほかならない。

19) EoL, p. 78

20) EoL, p. 82

21) cf. EoL, Pt. 2, Ch. 1. § 6, p. 111

キ) i) こうして、前掲の・EoL の所論は、〈成立しえない〉ものである。

ii) そして、〈不成立〉の理由は、「自然が定めている・第二の法」は、「第三の法」を俟たずには、「効力」を〈有しない〉、——しかし、「第三の法」は、「各人が各人に敵対する戦争」が生む・「死にたいする恐怖」の「情念」を原動力として「理性」が見出す「法」・「自然が定めている法」である点で、「第二の法」にひとしい〈力〉を有する、——ということを、EoL が〈忘失した〉ところに、ある。

b) 上述した事柄は、また DC・L についても、そのまま言いうるところである。

DC・L (第十一節) 「以上のとおりであるのは、くりかえせば、自然のままの状態 (státus nātūrālis [スタトウス・ナートゥーラーアリス]) にあって、のことである。ところが、国家が存在する状態 (státus cīuīlis [スタトウス・キーウィーイリス]) にあっては、そこに、双方の約定当事者を強要する (cōgere [コーゲレ]) ことができる者が存在するのであるから、約定にあたって、先立って履行することを意図している (prīor est ad præstandum [プリオル・エスト・アド・プラエスタンドウム]) 当事者は、先立って履行しなければならない。なぜなら、他方の当事者が履行を強要されうる場合には、自分は履行すべきではなかった、という懸念を抱く根拠は、消滅するからである」²²⁾。

5) a) さて、EoL, DC・L における・本稿・本・II——G, 上掲・2) の・〈誤謬〉の立論が、そのまま、Lev・E, Lev・L に再現する。すなわち、Lev・E は、「第十四章」・第十五パラグラフで、こう言う。

「約定にあっては、語が現在ないし過去の時に属する場合にだけではなく、語が将来に属する場合にも、権利は、約定の相手方当事者に移行する。その理由は、約定とはすべて、権利の・相互の移譲、ないし相互の取り替えで

22) CD・LW, p. 103 ; CD・LO, p. 174

あって、それゆえ、約束をするだけにとどまる約定当事者でも、自分が、約束の目的である利益を、既に相手方当事者から收受してしまっているのであるから、自分は、権利を相手方当事者に移行させることを意図したのである、と理解されなければならない、というところにある。なぜなら、その者が、自分の語がそのように理解されることに甘んじてしまっていたのでなければ、他方の当事者は、自分の責任を最初に履行してしまう意志をもたなかつたであろうからである。そして、この理由によって、財貨の購買と販売、および、そのほかの約定行為にあっては、約束 (a Promise) は、契約 (a Covenant) と等価であり、それゆえ、拘束力を有する」²³⁾。

ア) しかし、i) 「自分が、約束の目的である利益を、既に相手方当事者から收受してしまっているのであるから」、「自分の語」が、「自分は、権利が相手方当事者に移行させる、と意図したのである」と「理解されなければならない」にしても、

ii) その「意図」・「意志」は、「約定」締結の〈時点〉のものにすぎず、

iii) 「将来」に至る〈時間の経過〉の間に、この「意図」・「意志」が〈変化〉・〈消滅〉しないという《保証》、「違約」が生じない、という《保証》は、なんら、〈存在しない〉のである。

イ) また、i) 「約束」する「当事者」が、「自分の語がそのように理解されることに」、「甘んじてしまっていた」のを〈原因〉として、「他方の当事者」が「自分の責任を最初に履行してしまう意志」を〈もち〉、したがって「履行」〈してしまった〉という〈結果〉が生じたにせよ、

ii) それとも、「約定」締結の〈時点〉のことであり、

iii) この因果関係が、「将来」にわたって〈不变〉である、という《保証》は、〈存在しない〉のである。

ウ) したがって、「約定」締結の〈時点〉における「約束」が、「拘束力を

23) Lev · E, pp. 194–195

有する」、という立論は、〈成立しえず〉、〈誤り〉である。

すなわち、この立論は、「違約」が生ずる〈可能性〉を排除する論理を、もたないのである。

b) 加えて、EoL, DC·Lで既に、「契約」とは「約束」である、とされていた。

したがって、ここで、「この理由によって、…約束は、契約と等価である」と論ずるのは、〈理をもたぬ〉と同時に、〈無意味〉でもある。

c) そして、さきの・Lev·Eの立論とひとしく、下記の・Lev·Lのそれも、〈誤り〉である。

Lev·L 「約定にあっては、言うまでもなく、権利の移譲は相互に行われる所以あるから、権利は、将来における実行を表わす語を通じても、相手方約定当事者に移行する。その理由は、約束する当事者は、そのゆえに自分が約束を行った・よいものを、既に、相手方当事者から受領しているからこそ、自分の権利を相手方に移譲することを意志しているのである、と理解される、というところにある。そのように理解されるのでなければ、約束を行った当事者は、将来において履行する者になることは、ありえないはずである。それゆえ、財貨の購買と販売、そのほかの約定にあって、約束は、協約と等しい価値をもつのである」²⁴⁾。

6)さて、つぎに、Lev·Eは、前掲・5), a) の立論にかんして、〈論理上の不安〉を残したようであって、次・第十六パラグラフで、ある〈新しい所論〉を開陳する。

a) その意図は、もとより、上記の〈不安〉の払拭にある。すなわち、ア) Lev·Eは、(Lev·Lもまた、同じであるが)、前出・a) の立論を語る前の第十四パラグラフで、(既に、EoL, DC·Lについて見たのとひとしく)、「語だけでは、贈与の・充全ならざる表示媒体である」とし²⁵⁾、そして、その

24) Lev·L, pp. 106-107

25) Lev·E, p. 194

理由を示したのち、以下のように述べている。

「しかしながら、語に加えて (besides Words), 総じて権利を移譲する意志について、そのほかの表示媒体 (other signes) が存在するならば、その場合には、贈与ではあるが、しかし、権利は、将来に属する語によって、相手方に移行するもの、と理解されることが許される。例えば、ある人が、ある競走の到着点に最初に入る者に賞品を与える、と提言するならば、これは、贈与であり、また、語は、将来に属するけれども、しかし、権利は、勝者に移行する。なぜなら、もし、提言者が、自分の語がこのように理解されることを、意志しなかったとすれば、その者は、人々を競走させるには至らなかつたはずであるからである」²⁶⁾。

Lev·L 第十五パラグラフ 「競争のさいに、賞品授与者 (Athlothêta [アトロトヘエータ]²⁷⁾) は、最初に到着点に入る者に、将来における実行を表わす語で、賞品を約束する。しかし、賞品は、無償で与えられるとはいえ、勝者にたいし、授与者の義務として与えなければならないもの (débitum [デービトゥム]) である。なぜなら、賞品授与者が、賞品は勝者に与えられなければならないものであることを、意志したのでなければ、授与者は、人々を競走へ参集させることができなかつたはずであるからである」²⁸⁾。

イ) Lev·E の論述には、「将来」における・「賞品授与」という「贈与」の「実行」の「意志」は、「語に加えて」、「そのほかの表示媒体」(例えば、「告示」・「掲示」、等の〈文字言語〉) によって「表明」される、という〈條件〉が示されているから、上掲の立論は、〈成立する〉。

ウ) これにひきかえ、 i) Lev·L の論述には、上記の〈條件〉が欠如しているため、——「語だけ」による「贈与」の場合とひとしく——「賞品」は「勝者にたいし、授与者の義務として与えなければならないものである」とする

26) Lev·E, p. 194

27) 本・脚注は、長文にわたるため、本·II——Gの本文の末尾に、記した。

28) Lev·L, p. 106

立論は、〈成立しえない〉。

エ) そして、「勝者」にたいし、授与者の「義務として与えなければならない」という立論が〈成立しえない〉のであれば、その場合には、「賞品授与者」が、「与える」「意志」をもちつづけ、その「意志」が「原動力」となって、〈必ず〉、「与える」という「行為」が〈成就〉することは、ない。存在するのは、ただ、「与える」という「履行」の〈可能性〉であるにすぎないのである。

オ) そこで、さきに5), a) に見た・Lev·Eの立論も、——「約定」にかかるものであるところから——、「そのほかの表示媒体」なる〈條件〉に加えて、「義務として与えなければならない」という〈論理〉を明示しなければ、〈成立しえない〉のである。

カ) ここに〈論理上の不安〉を感じたため、Lev·Eは、上掲・Lev·L、第十五パラグラフに記した・「義務として与えなければならない」の〈論理〉が明示されるような〈新たな立論〉を提示して、その〈論理上の不安〉を払拭しようとしたもの、と考えられるのである。

b) すなわち、

Lev·E 第十六パラグラフ「約定の場合に、最初に約定内容を履行する当事者は、他方の相手方当事者の履行によって自分が収受すべき約定内容を自分の手に入れるに値いする (MERIT)，と言われ、すなわち、その約定内容を、相手方当事者が義務トシテ与エナケレバナラナイモノ (*Due*) として、手にする (*hath*) のである。したがって、ある賞品が多数の者に向かって提供され、しかし、勝者にだけ与えられるべき場合、ないしは、金銭が多数の者の間にはばらまかれ、しかし、それをつかむ者たちだけのものとなる場合、これは贈与ではあるけれども、しかし、そのようにして勝者となること、そのようにしてつかむことが、自分ノ手ニ入レルニ值イスルこと (*to Merit*) であり、すなわち、賞品なり金銭なりを、提供者が義務として与えるべきもの (*Due*) として、手にすることである。なぜなら、権利は、誰にたいして移譲されるかは、定められてはおらず、競り合いの成り行きによって移譲される

のではあるけれども、賞品の提供の中で、また、金銭のばらまきの中で、移譲されるからである」²⁹⁾。

ア) i) この立論にあっては、まず、「贈与」について言えば、その「意志」を「表明」する「表示媒体」は、「賞品」の「提供」、ないしは「金銭」の「ばらまき」、という「行為」である。

ii) ところが、この「行為」は、「過去における実行を表わす語」、少なくとも、「現在における実行を表わす語」と「等価」なのであって、「将来における実行を表わす語」には〈相当しない〉のである。

iii) なぜなら。——「賞品」は「勝者」のみに与えられる、という「意志」、「金銭」は「つかむ者」にのみ与えられる、という「意志」が、「競り合い」が行われる〈時点〉たる「将来」に「おける実行を表わす語」によって「表明」されるとはいえ、——「賞品」、「金銭」は、「競り合い」に参加する「多数の者」のすべてにたいし、「提供」と「ばらまき」という「行為」により、〈可能性〉においては、〈既に与えられてしまっている〉のであり、

iv) しかし、〈現実性〉において〈与えられる〉のが、ただ、「勝者」のみであり、「つかむ者」のみである、ということであるからである。

イ) このことが、「勝者」には、「賞品」が、「つかむ者」には、「金銭」が、〈与えられる〉ということである。

ウ) こうして、「賞品」、「金銭」を「自分ノ手ニ入レルニ値イスル」という〈論理〉、「提供者」が「義務トシテ与エナケレバナラナイ」ものとして「手にする」という〈論理〉は、上記・ア), イ) であり、

エ) それゆえ、この〈論理〉に基づく〈新しい立論〉のうち、記述の順序では後になる・「贈与」についての部分は、〈成立しうる〉。

オ) だがしかし、「贈与」にかかわる立論とのアナロギアでは、先立って記述されている・「約定」にかかわる〈新しい立論〉が〈成立する〉、とは言い

29) Lev · E, p. 195

えない。

- i) それは、このアナロギアが、〈成立しえない〉からである。
- ii) なぜなら。なるほど、「約定」の場合にも、「一方の当事者」については、その「意志」を「表明」する「表示媒体」が、「最初に約定内容を履行する」という「行為」であることが、ありうる。
- iii) しかし、当該「行為」は、言うまでもなく、この「一方の当事者」が「最初に履行する」・その〈時点〉での「行為」である。
- iv) そして、「他方の相手方当事者」は、その〈時点〉でのみ、「将来」における「履行」を、「約束」したにすぎない。
- v) したがって、前者の「当事者」が、後者の「当事者」の「履行」によって自分が「收受すべき約定内容」を「自分ノ手ニ入レルニ値スル」のは、すなわち、「その約定内容」を後者の「当事者」が「義務トシテ与エナケレバナラナイ」ものとして「手にする」ことは、後者の「当事者」が「約束」した〈時点〉での事柄に、とどまるのである。
- vi) したがって、「約束」した〈時点〉から「将来」に至る〈時間の経過〉の間に、「約定」した・後者の「当事者」の・「履行」にたいする「意志」が〈変化〉・〈消滅〉する〈可能性〉が存在し、とりもなおさず、「不履行」の〈可能性〉が、存在する。
- すなわち、「違約」が生ずる〈可能性〉が存在するのである。
- vii) 上記の〈可能性〉が存在することは、「自分ノ手ニ入レルニ値スル」と、「相手方の約定当事者」が「義務トシテ与エナケレバナラナイ」ものとして「手にする」ことが、〈不变に効力を有する〉ということでは、ないことを、意味し、
- viii) すなわち、「最初に履行した当事者」が、「約定内容」を「自分ノ手ニ入レルニ値スル」ことが、〈現実に〉「約定内容」を「自分の手に入れる」ことでは、なく、
「相手方の当事者」が「約定内容」を「義務トシテ与エナケレバナラナイ」

ものとして「手にする」ことが、〈現実に〉「約定内容」を「手にする」ことでは、ないことを、意味しているのである。

カ) こうして、「贈与」にかかる立論が〈成立しうる〉からといって、それの〈論理〉とのアナロギアによつては、「契約」・「約束」についての〈新しい立論〉は、〈成立しえない〉のである。

キ) 加えれば、このアナロギアが〈成立しえない〉ことの〈根拠〉は、さらに、以下のところにある。

i) 「贈与」の場合には、〈受益者〉は〈被贈与者〉のみであり、

ii) 〈贈与者〉たる賞品・金銭の提供者は、賞品の提示・金銭のばらまきという「行為」によって、「勝者」、金銭を「つかむ」者を含む・「多数の者」である参加者のすべてを、〈可能性〉においてではあるが、賞品・金銭を「自分ノ手ニ入レルニ値イスル」者とし、これらの者は、賞品・金銭を、提供者が「義務トシテ与エナケレバナラナイ」ものとして「手にする」者となったのである。

iii) しかしながら、〈現実に〉〈受益者〉である「勝者」・「つかむ」者は、〈受益者〉であるにとどまるのであって、この「贈与」への対価たる・提供者にたいする「見返りの利益」賦与の「履行」には、〈全く無関係〉である。

iv) これにひきかえ、「約定」の場合には、〈受益者〉は、「約定当事者」の〈双方〉である。

v) α) ところで、「一方の当事者」が「最初に履行」するならば、

β) その時、「他方の（約束する）当事者」は、「約束の目的である利益を、既に、相手方当事者から收受てしまっている」(EoL), 「そのゆえに自分が約束を行った・よいものを、既に、相手方当事者から受領している」(DC-L), すなわち、〈受益者〉となる。

vi) けれども、「約束」・「契約」・「協約」は、あくまで、「将来における実行（履行）を表わす語」による（「約定」締結の〈時点〉での・後者の「当事者」による・「履行」の「意志」の）「表明」であるにすぎないがゆえに、「違

約」・「不履行」の〈可能性〉が存在する。

vii) してみれば、「最初に履行」した「当事者」にとり、いかに、「見返りの利益」が「自分ノ手ニ入レルニ值スル」ものであるにせよ、すなわち、「見返りの利益」が、「他方の当事者」が「義務トシテ与エナケレバナラナイ」ものとして「手にする」ものであるにせよ、換言すれば、両「当事者」が〈共に〉〈受益者〉となることが、いかに、〈正当〉であるにせよ、

viii) 「他方の当事者」の「違約」・「不履行」の〈可能性〉が存在する以上、「最初に履行」した「当事者」が、「見返りの利益」を、〈現実に〉「自分ノ手ニ入レル」こと、〈現実に〉その「利益」を〈与エラレル〉こと、すなわち、〈現実に〉〈共に〉〈受益者〉となることが、できない〈可能性〉もまた、存在するからである。

ix) この〈根拠〉によっても、「贈与」について〈成立しうる〉立論と、「約定」にかかる立論との間に、アナロギアは、〈成立しえない〉のである。

ク) それゆえ、この・二つの立論を、Lev·Eが、「したがって」、(Lev·Lも、のちに見るとおり、同じく、「したがって」と、アナロギアで、——しかも、〈成立しえない〉立論を先に、〈成立しうる〉立論を後において——結合しているのは、《きわめて不当》である。

ケ) もとより、以下に見る・Lev·Lの立論についても、Lev·Eに関して上述したところは、そのまま妥当する。

Lev·L 第十七パラグラフ「約定にあって先立って約定内容を履行する当事者は、他方の相手方当事者の履行 (præstatio [プラエスター・ツィオ]) を、後者が義務として行わなければならない履行 (débita [præstatio] [デービタ [・プラエスター・ツィオ]]) たらしめる。したがって、競技の場合、ないしは、金銭が先につかんだ者のものとなるように放り投げられる時、賞品・取分は、正当に (jûre [ユゥーウレ]), 勝者, ないしは, 先につかんだ者に、固有のもの (proprium [プロプリュウム]) となる。なぜなら、競技の布告そのものの中で、既に、権利は移譲されているからである」³⁰⁾。

7) ところが、Lev·Eは、上述のとおり、「贈与」についての立論と、「約定」にかかわる立論との間に、アナロギアは〈成立しえない〉、ということに〈想到しえなかつた〉も拘らず、しかし、「自分ノ手ニ入レルニ値イスル」ことにかんしては、「約定」の場合と、「贈与」の場合との間に、本稿・上記の〈相違〉がある、と認めるのである。

Lev·E 同・第十六パラグラフ 「しかしながら、上述の・二種類の・自分の手に入れるに値すること (Merit) の間には、以下の相違がある。すなわち、約定の場合には、私自身の・最初に約定内容を履行した効力 (power)，すなわち、約定当事者として、履行を相手方に迫る請求 (need) に基づいて、約定内容を、自分の手に入れるに値するのであるが、上記の・贈与の場合には、私は、もっぱら、贈与者の恩恵 (benignity) によってのみ、贈与される事柄を自分の手に入れるに値することができる。約定の場合には、私は、約定当事者であるがゆえに、相手方当事者が自分の権利を手放すべきことに、値するのであり、上記の・贈与の場合には、私は、贈与者が自分の権利を手放すべきことに、値するのではなくて、贈与者が自分の権利を手から放してしまった場合には、権利が、自分以外の者のものになるよりも、私のものになるべきことに、値するのである」³¹⁾。

上記によれば、

- a) ア) 「約定」の場合に、「最初に約定内容を履行する方の当事者」が「約定内容」を「自分の手に入れるに値する」ことの〈根拠〉は、
 - i) その「当事者」が、「最初に約定内容を履行した」という「効力」、
 - ii) すなわち、その「履行」に基づいて、「将来」の「履行」を「約定」した「相手方当事者」にたいし、「履行」を「請求」することであり、
 - イ) i) そして、この〈根拠〉によって、前者の「当事者」が、「約定内容」

30) Lev·L, p. 107

31) Lev·E, p. 195

を「自分の手に入れるに値する」—— ということが、

ii) —— その「当事者」が、「約定当事者であるがゆえに、相手方当事者が自分の権利を手放すべきであることに、 値いする」—— と表現し直されているのである。

ウ) しかしながら、 i) 「最初に履行した当事者」が、 いかに、 上記の「効力」を持ち、「請求」し、「相手方当事者」が「自分の権利を手放すべきであることに、 値いする」にしても、

ii) 「相手方当事者」が、「自分の権利」を〈手放さない〉こと・〈不履行〉・「違約」が生ずる〈可能性〉の存在は、〈払拭されえない〉ことに変りはない。

エ) したがって、「約定」(「契約」・「協約」)について、 上記の・両様の意味における「値いする」ことにかんする立論は、〈成立しえない〉のである。

b) ア) つぎに、「贈与」の場合には、〈被贈与者〉が〈贈与者〉から「贈与」される事柄を「自分の手に入れるに値する」ことの〈根拠〉は、「もっぱら、 贈与者の恩恵」であることは、 言うまでもない。

イ) i) 「恩恵」であるから、〈被贈与者〉たるべき者が、「贈与者」にたいし、「贈与」を「請求」することによって、「贈与」が行われるのでは、 もとより、^{。。。}ない。

ii) このことが、〈被贈与者〉は、「贈与者が自分の権利を手放すべきことに、 値いするのではなくて」と表現されているのである。

ウ) したがって、〈被贈与者〉たるべき者が、「贈与」される事柄を「自分の手に入れるに値いする」のは、「贈与者」が「恩恵」を施す心情に基づいて、「贈与」の「行為」をとった・その〈時〉にであるか、 その〈時以後〉にであるか、 でなくてはならない。

エ) i) 確かに、「贈与」は、 その意図において〈特定の個人〉を対象とするものであるか、 ないしは、 結果において〈特定の個人〉を対象とするものでは、 ある (例えば、「勝者」への「賞品授与」)。

オ) がしかし、〈被贈与者〉たるべき者が、「贈与」される事柄を「自分の

手に入れるに値する」ことは、

- i) 上記・ウ)に基づいて、「贈与者が自分の権利を手放してしまった」・その「行為」の〈後に〉、
- ii) かつ、上記・エ)に基づいて、「権利」が、「自分以外の者のものになる」よりも、〈特定の個人〉たる〈自分〉の・〈固有の〉「ものになるべきこと」に、「値する」ことなのである。

カ) こうして、「贈与」については、「贈与」の「行為」が既に〈前提〉されているのであるから、両様の意味をもつ「値する」ことについての・上記の立論は、〈成立しうる〉。

8) a) Lev・Eは、つづいて、上掲の・「贈与」にあっての「値する」ことの〈規定〉が、スクホラ学派における・〈二種類〉の「値する」ことの〈規定〉を、「権利」の「移譲」の様態の一つたる「贈与」に、〈対応〉するものであることを、語るのである。(同パラグラフ)。

「私は、上記の事柄は、スクホラ学派で言われる・神カラノ恩寵ニ起因スル・値イスルコト (*Méritum cóngrui* [メトリウム・コングルウイ]) と、自ラノ善行ニ起因スル・値イスルコト (*Méritum condigni* [メリトゥム・コンディーグニ])との区別の意味である、と考える。なぜなら。全能なる神は、(肉の面での欲望に目をくらまされていても)，神から命じられている教えと道とにしたがって (according to)，現世を辿り終ることのできる人間たちに、天の楽園を約束してきているのであって、スクホラ学派は、このように現世を辿る者は、恩寵ニ基ヅイテ (*Ex cóngruō* [エクス・コングルウオ]), 天の楽園に値する (Merit), と言うのである。しかしながら、なんぴとも、自分自身の義 (his own Righteousnesse), ないしは、どのようなものであれ・自分自身の中にある力量によっては、天の楽園にたいする権利を請求することはできないのであって、ひとり、神のみが授ける・無條件の恩寵 (the Free Grace) によって天の楽園に至ることができるのみであるから、スクホラ学派では、なんぴとも、自ラノ善行ニ基ヅイテ (*ex condignō* [エク

ス・コンディーグノー]) 天の楽園に値することは、できない、と言うからである。くりかえせば、これが、前掲の区別の意味である、と私は考える。しかし、スクホラ学派の討論者たちも、自分たち自身が用いている学問用語の表示内容について、自分たちの目的に役立つ範囲以上には、一致をみていないのであるから、私は、討論者たちの語る意味については、なにごとも断定したくない。私がくりかえすのは、ただ一つ、例えば、競り合いの目的である賞品のように、贈与物が、被贈与者の確定を伴わずに譲与される場合、勝者は、賞品を自分の手に入れるに値するのであり、すなわち、贈与者が義務として与えるべきものとして、賞品を請求することを許される、ということのみである」³²⁾。

b) Lev・Lには、上掲の叙述は、見られない。

その理由は、Lev・E の・この文章における要点は、最後の部分に語られているとおり、既述の〈くりかえし〉であり、加えて、スクホラ学を、もはや学問たりえない、と「斥けた」フラン西ス・ベイコンの〈方法〉に従い、かつ、若き日の・オクスファード大学での聽講の体験から、スクホラ学にたいし、ほとんど憎悪に近い敵対感情を抱かしめられたホブズとしては、あえてラテン語版にまで、この叙述を再記する必要も認めず、意向ももたなかつたところにある、と思われる。

9) さて、Lev・E は、次・第十七パラグラフから第十八パラグラフにわたり、また、Lev・L は、第十八パラグラフで、EoL, DC・L に現われたのと同一の論旨の・つぎの立論を記している。

a) Lev・E 第十七パラグラフ 「ひたすらな自然のままの身の上（それは、各人が各人に敵対する戦争の身の上である）にあって、約定当事者のいずれもが(neither)，現下には、約定内容を履行せず、相互に信頼を寄せ合う契約が交されることがありうるとするにしても、なにらかの・根拠ある疑惑

32) Lev・E, p. 195

が (any reasonable suspicion [*sic*]) 抱かれれば、この契約は、契約たりえない (Voyd)。けれども、契約当事者の頭上に、契約内容の履行を強要する (compell) に充分な権利と実力とをそなえた・ある・共同の力が設立されることがあるとするならば、この契約は、契約たりうる (not Voyd)³³⁾。

Lev·L 第十八パラグラフ 「話はあって、約定当事者のいずれもが (néuter [ネウテル])、約定内容を即座に履行するように拘束されることはなく、将来の・確定された日時に履行するように拘束されるような約定が交されることがありうるとするならば、こうした協約は、ひたすらに自然が定めている身の上、つまり、戦争にあっては、履行について、たとえどのような疑惑であれ、疑惑 (*suspicio* [スゥスピーキオ]) が介在することがありうるとすれば、契約たりえない (*inválidum* [インヴァリドゥム])。国家にあっては、そうではない」³⁴⁾。

b) ついで記されるのは、上掲の論述の〈根拠〉である。

Lev·E 「なぜなら、[ひたすらな自然のままの身の上にあっては]、最初に約定内容を履行する方の当事者は、他方の相手方当事者が、後日に約定内容を履行することになる、という安堵感を抱くことがないからである。その理由は、語という紳は、余りにも力弱いものであるために、なにらかの強制力 (coerceive Power) にたいする恐怖の感情 (the feare) を伴わなくては、人間の野望、貪欲、憤怒、そのほかの情念を、縛り上げることができない、というところにある。しかるに、万人が、平等であり、かつまた、自分自身が抱く・恐怖の感情に正当な根拠があるか否かの判定者である・ひたすらな自然の身の上にあっては、語が、強制力にたいする恐怖の感情を伴って、人間の情念を縛り上げることなど、決して想定されないのである。そして、それゆえ、最初に約定内容を履行する方の当事者は、わが身を自分の敵の餌

33) Lev·E, p. 196

34) Lev·L, p. 107

食にするだけのことしか、していないのである。これは、自分の生命を防衛する権利、および、生命を維持する手段を防衛する権利（人が、断じて放棄することのできない権利）に、背くものである」³⁵⁾。

Lev・L 「なぜなら、最初に約定内容を履行する方の当事者は、前記の・ひたすらに自然が定めている状態の場合には、他方の相手方当事者が履行することになるか否かに、確信がもてないからである。国家にあっては、履行を強要する者が存在するゆえに、確信がもてるのである。こうして、ある・強制力をそなえた (coercīva [コエルキーイウア])・共同の権力が存在しうるのでない限り、最初に約定内容を履行する当事者は、わが身を敵の手に売り渡すものであり、これは、自分と自分の手にあるものとを防衛する・自然に基づく権利に、反する事柄である」³⁶⁾。

c) 上掲の立論については、本・II——G、前出・3), 4)において、EoL, DC・L の・同一の論旨の叙述について記したところを、くりかえすほかはない。

d) しかし、要點を再言すれば、

ア) この立論にしたがえば、一面で、——上記の「強制力」を創出する「契約」、「強制力をそなえた・共同の権力」を「設立」する「契約」は、「ひたすらな自然の身の上」・「ひたすらに自然が定めている状態」にあって〈交されるほかない〉がゆえに、実は、〈交されることができない〉——という《矛盾》が存在し、

イ) 他面で、——その「契約」が〈交されうる〉ためには、〈予め〉、「強制力」、「強制力をそなえた・共同の権力」が、〈存在していなくてはならない〉、——という《循環》が存在する。

ウ) これは、——この《矛盾》と《循環》とを避けるには、言い換えれば、

35) Lev・E, p. 196

36) Lev・L, p. 107

上記の「契約」が〈交されうる〉ためには、「自然が定めている・第三の法」が〈不可欠〉であることが、〈忘却〉されていることによる。

(エ) もっとも、上掲・イ) の《矛盾》は、Lev·E, Lev·Lのみでなく、EoL, DC·Lが「第三の法」を挙示するさいの立論自体にあっても、再び犯されるのであるが。)

10) a) 最後に、Lev·Eは、第十八パラグラフで、こう述べる。

「ところが、国家が存在する状態 (civil estate) では、一つの権力が樹立されており、この権力が、しからざれば自らの信義を破るであろう者たちの力を抑圧するのであるから、あの・相手方当事者の不履行にたいする懸念 (feare) は、もはや、根拠のないものとなる。そして、その理由で、契約により、最初に約定内容を履行しなければならない当事者は、そのとおり最初に履行するように、拘束される」³⁷⁾。

(Lev·Lでは、前掲・b) に、この論旨を含意した文言が現われているため、Lev·Eの・この文章に対応する叙述は、存在しない)。

b) しかし、上掲の論述についてもまた、再言しなければならないのは、「一つの権力が樹立されて」いる「国家が存在する状態」を創出する「契約」が、「ひたすらな自然のままの状態」において〈交されうる〉《條件》が、ここには、なにら語られていない、ということである。

11) さて、a) Lev·E, Lev·Lは、「ひたすらな自然のままの身の上」にあっての・「権利」の「移譲」(「贈与」を除く)の「契約」・「協約」・「約束」——すなわち、「将来における実行〔履行〕を表わす「語」のみによる・「権利」の「移譲」の「約定」——について、それが、「拘束力をもつ」・いくつかの場合を、挙示していた。

b) これにたいし、本稿は、その挙示にあたっての立論が、いずれも、「違約」の〈可能性〉、したがって、上記の「契約」・「協約」・「約束」が「拘束力」

37) Lev·E, p. 196

を〈もたない〉〈可能性〉の存在を、論理上、〈排除しえない〉と〈反論〉してきた。

c) その〈反論〉の〈論拠〉は、――

ア) 「ひたすらな自然のままの身の上」にあっては、

イ) 「約定」締結の〈時点〉において設定される「契約」・「協約」・「約束」は、その〈時点〉にとって「将来」における・「約定内容」の「履行」を告げる「語」によるものであり、

ウ) 上記〈時点〉から「将来」に至る〈時間の経過〉は、

i) 上記の〈時点〉においては、当該の「語」という「表示媒体」によって「表明」された・「履行」の「意志」が、

ii) 〈変化〉・〈消滅〉する〈可能性〉の存在を、

iii) 意味する、――というところに、あった。

d) ところが、本・11), 前出・a) に述べたとおり、「契約」としての「約定」も、「拘束力をもつ」とする・その Lev·E, Lev·L が、第十九パラグラフにおいては、――結局、上記・c) の・本稿の〈反論〉の〈論拠〉に帰着すべき――つぎのような叙述を行っているのである。

Lev·E 「こうした契約を契約たらしめない懸念の根拠 (The cause) は、必ずいつも、契約が交された後に (after Covenant made) 生じてくる・なにらかの事態であらざるをえない。例えば、契約内容を履行しない (not to performe) という・なんらかの・新たな所為 (fact), ないしは、履行しない意志 (the Will) の・その他の・新しい表示媒体 (signe) が、それである。この根拠によるのでなければ、懸念が、契約を契約たらしめない、ということは、ありえない。なぜなら、総じて人に、約束をさせないように妨害を加えることのありえなかった事柄は、約束された内容の履行にたいする妨害物と認められるべきでは、ないからである」³⁸⁾。

38) Lev·E, pp. 196-197

Lev·L 「ところで、協約を協約たらしめない可能性を有する (póssit [ポッススイト]) 疑惑の根拠 (cáusa [カウサ]) は、協約に後続する (séquitur [セクウイトゥル])・ある事態であらざるをえず、したがって、協約内容を履行しない意志の表示媒体が、根拠であることもありうる。この根拠によるのでなければ、懸念が、協約を保証なきもの (írritum [イッルリトゥム]) にすることは、ありえない。なぜなら、君に、約束をさせないように障碍を加えることのありえなかった事柄が、君に、約束の内容を履行させないように障碍を加えることは、ありえないからである」³⁹⁾。

ア) Lev·E, Lev·L いずれにあっても、最後の叙述・「なぜなら」以下は、自明のことであって、これについて言うべき事柄は、ない。

イ) 肝要であるのは、—— i) 「契約が交された後に」 (Lev·E), 「協約に後続」して (Lev·L),

ii) 「契約内容を履行しない」「意志」の「表示媒体」 (Lev·L) である「所為」、「その他」のもの (例えば、「語」) (Lev·E) という「事態」が〈新たに〉「生じてくる」ことが、

iii) 「契約を契約たらしめない」「懸念」 (Lev·E), 「協約を協約たらしめない可能性を有する」「疑惑」 (Lev·L) の

iv) 「根拠」で「あらざるをえない」, —— とされている点である。

ウ) しかしながら、i) 「懸念」・「疑惑」とは、「最初に契約内容を履行する当事者」が、「契約」の「他方の相手方当事者」に、「将来」において「契約内容」を「履行しない」「気配」あり、とする「懸念」・「疑惑」であったから、

ii) 「履行しない」「意志」の「表示媒体」、すなわち、上掲・叙述のよう「事態」が、「契約が交された後に」、「協約に後続」して、「生じてくる」時には、もはや、「懸念」・「疑惑」というものは、〈存在しない〉のである。

39) Lev·L, p. 107

iii) したがって、「契約を契約たらしめない」のは、過って「懸念の根拠」と言われているもの、すなわち、〈新たに〉「生じてくる」「事態」——〈現実の〉・「履行しない」「意志」の「表示媒体」たる「所為」、「その他」のもの、——自身である。

iv) それゆえ、Lev・E の叙述は、〈誤謬〉である。

v) また、かかる「事態」は、「協約を協約たらしめない」ものであって、「協約たらしめない可能性を有する」ものではない。

vi) それゆえ、Lev・L の叙述は、〈二重に〉、〈誤謬〉である。

エ) さらに、i) Lev・E, Lev・L の〈いま一つ〉の〈誤謬〉は、

ii) かかる「事態」が、「生じてくる」〈可能性〉が、存在することを、語らなかつた点に、ある。

iii) 「生じてくる」〈可能性〉が存在することを語らなかつた点を〈誤り〉とするのは、本稿でくりかえした〈反論〉の〈論拠〉どおり、「契約」・「協約」・「約束」には、上記の・「違約」の「事態」の〈可能性〉が、〈必ず〉、随伴して存在するからである。

e) ア) こうして、上掲の・Lev・E, Lev・L の所論は、本稿が示してきた〈反論〉の〈論拠〉に帰着せざるをえない〈内容〉をもつてゐるのであって、

イ) その点が自覚されていれば、「権利」の「移譲」の「契約」・「協約」・「約束」が「拘束力を有する」、という立論は、いずれの箇所にも、現われなかつたはずである。

12) Lev・E, Lev・L の、「第十四章」の叙述は、本稿・前出・I —— C,

13) に見た・第二十パラグラフでの主要論述——想起すれば——「各人」が有する「万事にたいする権利」(「自然に基づく権利」・「自然が定めている権利」・〈自然権〉)の「引き渡シ」・「手放シ」の・〈二つ〉の「方式」である・当該「権利」の「放棄」、および「移譲」(「贈与」と、「約定」、ならびに、「契約」・「協約」・「約束」)についての主要論述——を以て終り、

EoL・「第十五章」・第十一節, DC・L・「第二章」・第十二節とともに, 本稿・次・13) に見る・所論を付加するところへ, 進む。

そこで, ここで, これまでに吟味した・連繋四著作にあっての諸立論についての見解を, まとめておこう。

a) 「引き渡シ」・「手放シ」の対象である「権利」が, 「ひたすらな自然のままの身の上」すなわち「各人が各人に敵対する戦争」の状態の「原因」たる・「各人」の「万事にたいする権利」・〈自然権〉であることの自覚が, 〈きわめて稀薄〉である。

むしろ, 「財貨」の「購買」・「販売」における・通常の「権利」の「引き渡シ」・「手放シ」が, 〈強く念頭にある〉。

b) それゆえ, 「万事にたいする権利」の「引き渡シ」・「手放シ」を考慮に入れる時には, それが, 〈同次元〉にある「各人」から, 〈高次元〉にある〈第三者〉にたいするもので〈あるべき〉にも拘らず, 「財貨」の「売買」の場合とひとしく, 〈同次元〉にある「各人」間において行われるものとして, 扱われることになる。

c) 「万事にたいする権利」の「引き渡シ」・「手放シ」を考慮に入れるとしても, それが, 「自然が定めている・第二の法」という・「理性」が発する〈命令〉によって行われるものであることが, 〈忘失されている〉。

この〈忘失〉の証左は, 「権利」の「放棄」が, 「引き渡シ」・「手放シ」の「方式」の一つに挙げられていることである。

d) 「権利」の「移譲」を論ずるさい, 「移譲」されるべからざる「権利」ありとして, これを「移譲」から〈除外〉する, という〈留保〉の立論は, 〈成立しえない〉。

e) 「語」を以てする・ないし「一方の契約当事者」による・「契約内容」の「履行」を以てする・「権利」の「移譲」の「契約」・「約束」が「拘束力をもつ」, とする立論もまた, 〈成立しえない〉。

f) 総じて, 「権利」の「引き渡シ」・「手放シ」についての立論は, 連繋四

著作を通ずる〈基幹理論〉を〈見失っている〉ものである。

13) 最後に。付加されている・いくつかの所論を、連繫四著作の順にしたがって、見ておこう。

a) まず。EoL 第十五章・第十一節 「[1.] あらゆる契約・約定、恵贈にあっては、当該権利が移譲される相手がその権利を受領することが、これらの契約、恵贈、等にとって不可欠であるのであるから、当該権利の受領を表明することを、自然本性によってか、ないしは、能力の欠如によって、なしえない者、あるいは、なしえても、実際に表明することをしない者にたいしては、それがいかなる者であれ、契約ないし恵贈を行うことは、不可能である。[2.] それゆえ、なによりもまず、なんぴとといえども、全能なる神と契約を交すことは、不可能である。もっとも、当該の契約を、なに者が本人の名前で引き受けさせ承認するかを表明して、それを、神が嘉すれば、別である。[3.] また、共通な言語が欠けているために、その意志の・完全な表示媒体を、私たち人間が知ってはいない類いの生物と契約を交すことも、不可能である」⁴⁰⁾。(括弧と、数字とは、引用者が付したもの。以下、同じ)。

つぎに。DC・L 第二章・第十二節。「[1.] ところで、あらゆる恵贈オヨビあらゆる協約ニあっては、移譲される権利ノ受領が要求される、というところから帰結するのは、なんぴとといえども、その受領を表示することのない者とは、契約ヲ交ス (pácisci [パキスキ]) ことが不可能である、ということである。[2.] それゆえ、私たち人間は、獣とは契約を交すことも不可能であり、また、獣に、どのような権利を賦与することも、不可能であり、ないしは、獣から、どのような権利を取得することも、不可能であるが、それは、獣には、言語と言語の表示内容についての理解能力とが欠如していることによるのである。[3.] さらにまた、なんぴとも、尊厳の位にある神との契約を結ぶこともできないし、誓約 (*vōtum* [ウォーオトゥム]) ニヨツ

40) EoL, pp. 78-79

テ、神にたいする責任を負うこともできない。もっとも、神にたいする誓約ト神との契約トヲ引き受け承引する権限を有する別人を、聖書にかけて、自らの代行者として身代りにすることが、神によって嘉せられている限りは、別である」⁴¹⁾。

さらに。DC・L 第二章・第十三節 「それゆえ、[1.] 人がなんらの・國家法 (*nūlla … lēx cīuīlis* [ヌゥー・ウルラ…レークス・キーウィーイリス]) によっても制御を受けることのない・自然が定めている状態に引き留められている人々は、(自らが神にたいして立てる誓約ト、神と交す協約トを承引する神の意志が、確実きわまる啓示によって、その人々に知られているのでないのであれば)、徒らに誓約を立てているのである。[2.]かといって、自然が定めている法に反する事柄を神に誓約スル場合には、その人々は、誓約ニヨッテ制御を受けはしない。なぜなら、なんぴとも、許されていない事柄を履行するように制御を受けることはないからである。[3.]これにひきかえ、なにらかの・自然が定めている法によって命じられた事柄を、神に誓約する場合には、誓約ニヨッテ、デハナク、[自然が定めている]法ソノモノによって、制御を受けるのである。[4.]けれども、誓約ヲ、行うか、それとも、行わないかが、以前に自由に任せていた場合には、その自由は、存続する。上記[1.]の理由は、私たちが神にたいする誓約ニヨッテ拘束されるためには、拘束する神の・明白に表示された意志が要求されるのであるが、この意志は、前掲の場合には、開陳されない、と想定される、というところにある。ところで、私が、拘束スル者と呼ぶのは、ある人がその者によって、制御され、ないしは、拘束される・当の・その者のことであり、これにたいし、拘束サレテイル者と呼ぶのは、制御される方の者のことである」⁴²⁾。

41) CD・LW, p. 103 ; CD・LO, pp. 174–175

42) CD・LW, p. 103 ; CD・LO, p. 175

つづいて。Lev·E 第十四章・第二十一パラグラフ 「獣類と契約を交すことは、不可能である。なぜなら。獣類は、私たち人間の言語を理解しないため、権利の・どのような移譲も理解せず、また、権利を受領もしないし、それに、どのような権利をも、相手方である人間に移譲することができないのであって、相互に受領し合うことがなくては、契約は存在しないからである」⁴³⁾。

第二十二パラグラフ 「神と契約を交すことは、不可能である。ただし、神が語りかける者の仲立ちによる場合、すなわち、超自然の啓示によるか、ないしは、神の下にあって、また、神の名によって、導いてくれる・神の代理者による場合には、別である。というのは、こうした仕方によらなくては、私たち人間は、私たちの交そうとする契約が、神によって受領されるのか、それとも、されないのかを、知るすべがないからである。また、それゆえ、なにごとであれ、神が定めている法である・なにらかの・自然が定めている法に反して、神に誓約を立てている者たちは、空しく誓約を立てているのである。なぜなら、こうした誓約を神に捧げることは、不当な事柄であるからである。しかし、誓約した事柄が、自然が定めている法によって命じられた事柄であるならば、その当人たちを拘束するものは、誓約ではなく、当該の法である」⁴⁴⁾。

最後に。 Lev·L 第十四章・第二十一パラグラフ 「獣と契約を交すことは、獣には、意志を表明しうる手段たる言語が欠けているゆえに、不可能である」⁴⁵⁾。

第二十二パラグラフ 「神と契約を交すことは、神が語りかける・なにらかの者が仲立ちにならなくては、ないしは、神の代理を勤める者が仲立ちにならなくては、不可能である。なぜなら、そうでなければ、私たち人間は、神

43) Lev·E, p. 197

44) Lev·E, p. 197

45) Lev·L, p. 108

もまた契約を交したのか、それとも、そうではないのかを、知る由がないからである。また、したがって、神が定めている法である・自然が定めている法に反して、神になにらかの事柄を誓約している者は、徒らに誓約を立てているのである。なぜなら、かかる誓約を立てることは、許されていない事柄であるからである。しかし、誓約が、自然に基づく法によって命じられている場合にも、その誓約は、無駄である。なぜなら、誓約を立てている者は、自らの誓約によって拘束されているのではなく、自然が定めている法によって拘束されているのであるからである⁴⁶⁾。

a) 「獣」との「契約」についての論述と、「神」との「契約」にかんする立論との〈一部分〉は、言うまでもなく、「権利」の「移譲」と「受領」との「意志」は、「表示媒体」の一つである「語」によって「表明」される、という〈理論〉からの〈帰結〉である。

b) しかし、他の〈部分〉について言えば。

ア) 「獣」は、「契約」を通じて「移譲」すべき「権利」を、〈有しない〉し、

イ) また、「神」は、「移譲」すべき「権利」を〈有するのか、否か〉、有するとすれば、それは、〈いかなる〉「権利」であるのかも、示されておらず、

ウ) そして、「人間」が、「神」にたいし、〈いかなる〉「権利」を「移譲」するのかも、語られていない以上、

エ) 「人間」が「獣」と「神」と交す「契約」について述べることは、〈無意味〉である。

シ) 上記・b) に照らしても、「契約」を論ずる時の連繫四著作には、「移譲」されるべき「権利」(本来は、「万事にたいする権利」でなくてはならないにも拘らず)が、〈なにであるか〉についての〈自覚が稀薄〉であることが、知られる。

46) Lev・L, p. 108

d) 「神」にたいする「誓約」についての論述は、おそらく、「約束」（「契約」）を念頭においたものであろうが、しかし、「誓約」は、「契約」とは異なり、〈相互性〉をもつものではないから、「第十四章」には〈無関係〉である。

e) しかし、その〈無関係〉を承知の上で、かりに「誓約」を「契約」と等置すれば、「自然が定めている法」によって命じられた「誓約」についての立論（EoL を除く）は、「契約」とその「履行」を命じている「自然が定めている・第三の法」との関係を、予め語っているものと見ることができる。

14) さらに。 EoL 第十五章・第十一節 「なにらかの行為を、ある・確定された時点と地点とにおいて、とる、という契約は、その時点が到来した時、その時に、契約内容が履行されたことによってか、ないしは、違約が判明したことによって、解消される (is dissolved)。なぜなら、一度でも、履行されることが不可能となった契約は、契約たりえないからである。しかし、時点が限定されていない場合の・[ある事柄を] 行わない、という契約、言い換えれば、いつまでも [その事柄を] 行わない、という契約は、その契約当事者が、この契約に違反した時、ないしは、死亡した時、その時にのみ、相手方契約当事者によって、解消される。また、一般に、すべての契約は、その契約を行う当事者が、相手方当事者の利益にたいして拘束されており、相手方当事者の権利によって拘束されているのであるから、相手方当事者によってならば、免除されることがありうる (are dischargeable)。それゆえ、相手方当事者の・この権利が、第三者に手渡されてしまえば、これは、契約の解除 (a release) である。同一の根拠によって、総じて、あらゆる拘束は、拘束する側の意志によって、左右されうる (determinable) ものである」⁴⁷⁾。

a) 見るとおり、EoL の・この論述は、

「契約」の「解消」の〈条件〉、

「契約」の「免除」の〈根拠〉と〈免除者〉、

47) EoL, p. 79

「契約」の「解除」の〈條件〉、

「契約」の「拘束力」の〈根拠〉、についてのものである。

b) しかし、ここに言われている「契約」が、「強制力をそなえた・共同の権力」・「カマン・ウェルス」・「国家」の「設立」の「契約」には、〈全く無縁〉なものであることは、上の論述内容から、明らかである。

c) また、「違約」による・「契約」の「解消」が挙げられている以上、「違約」が生ずる〈可能性〉は、〈いかにして〉存在するのかを、示すべきであって、それを示せば、「契約」にかんする主要論述のうちの・いくつかは、〈成立しえない〉ことが、明らかになったはずである。

15) さて。上記・14) の EoL の立論のうち、DC・L, Lev・E, Lev・L に再現する事項は、「契約」の「免除」にかかわるものである。

a) DC・L 第二章・第十四節 「協約内容は、秤量を経た行為のみ (sóles [ソレース]) から、成る。なぜなら、内容を伴う協約の締結(páctio [パクツイオ]) は、協約を交す当事者の・協約内容である行為の意志がなくては、生じないし、しかるに、その意志は、協約内容である行為を秤量する者の・最終の働きであるからである。ソレユエ、協約内容ハ、ヒタスラニ、可能ナ行為、オヨビ、将来ニ属スル行為、カラ成ル。したがって、なんぴとも、履行が不可能な行為にたいしては、自らの交す協約ニよって、自らを拘束することは、ない。とはいえ、私たちは、自分が約束した・その時には、可能と思われていたが、あとになってみると、しかし不可能であることが確かになるような・こうした事柄を協約することが、よくあるけれども、だからといって、私たちは、あらゆる拘束を免除される (liberāmur [リーベラアーアムウル]) ものでは、ない。免除されないことの根拠は、以下のところにある。すなわち、不確かな・将来に属する利益の反対給付を約束する方の協約当事者にしても、相手方当事者から、現在の利益を受領したのは、現在の利益を相互の利益とする、との条件で、であったのである。ところで、現在の利益の給付を履行する方の協約当事者の意志は、もちろん、反対給付が約束された事柄が有す

る限度の・自分ニトッテノ・ヨイモノを、ひたすらに、対象としている。意志は、その事柄自体の方を、ひたすらに、対象としているのではなく、その事柄が自分ニトッテノ・ヨイモノとなりうる場合に、対象としているのである。ただし、その事柄が、自分ニトッテノ・ヨイモノとなりえない、ということが生ずる場合は、履行されうる限度で、履行されなくてはならない、ということなのである。であるから、協約が当事者を拘束するのは、協約が交された事柄そのものにたいして、ではなく、履行するための・最大限の努力にたいして、である。なぜなら、この・最大限の努力だけが、私たちの能力の範囲内にあるのであって、協約が交された事柄そのものは、私たちの能力の範囲内にはないからである」⁴⁸⁾。

第十五節「私たちは、協約カラ、二つの事柄によって、免除される。すなわち、あるいは、契約が履行された (*præstitutum* [プラエスティトゥム]) 場合にか、あるいは、不履行を許容された (*condōnātum* [コンドーナーアトゥム]) 場合にか、である。履行された場合に、と言うのは、それ以上は、私たちは、拘束されてはいなかったからである。不履行を許容された場合に、と言うのは、私たちが拘束されている相手方当事者は、不履行を許容することによって、私たちからその相手方当事者に移譲される権利ガ、逆に (*dēnuō* [デーヌウオー]) 私たちに還帰する (*rēdeat* [レデアト]) ようにしているのであると、理解されるからである。というのは、不履行の許容 (*condōnātio*)⁴⁹⁾ とは、惠贈 (*dōnātio* [ドーナーツィオ]) デあって、すなわち、本章・第四節により、惠贈が行なわれた相手方当事者への・権利の移譲であるからである」⁵⁰⁾。

48) CD・LW, p. 103 ; CD・LO, p. 175

49) ‘*condōnātio*’なる語は、「古典ラテン語」では、「贈与」という語意と共に、「処罰セズニ釈放スルコト」の語義をも持ち、「中世ラテン語」では、「赦免」の語意となった。(1187年文書、1562年文書)。

50) CD・LW, p. 104 ; CD・LO, p. 176

b) 論述の内容の分析は、後述することとして、取り敢えず〈論理上の難点〉を指摘すれば、

ア) i) 「協約内容ハ、ヒタスラニ、…将来ニ属スル行為、カラ成ル」という規定が、

ii) 「…あらゆる拘束を免除されるものでは、ない」。「…履行されうる限度で、履行されなければならない」。「協約が当事者を拘束するのは、…履行するための・最大限の努力にたいしてである」——という規定を、〈無力ならしめる〉ものであることは、本稿で、既に再三、述べた。

イ) i) また、「この・最大限の努力だけが、私たちの能力の範囲内にある…」ということも、

ii) なんら、「協約が当事者を拘束する」ことを、〈保証しない〉のである。

ウ) その理由は、——「協約内容ハ、ヒタスラ、…将来ニ属スル行為、カラ成ル」ということは、「協約」締結の〈時点〉以後には、常に、(「あらゆる拘束を免除されない」ことの「根拠」には〈制約されずに〉)、「将来ニ属スル行為」にたいする「意志」が〈消滅〉する〈可能性〉が、存在することを、意味している——というところにある。

エ) i) なればこそ、「人ハ、自ラガ交シタ契約ヲ履行セヨ」(「契約内容」を「遵守」すべし)と、「自然が定めている・第三の法」が命令しなければならないのであり、

ii) すなわち、この「自然が定めている法」があつてのみ、「…あらゆる拘束を免除されるものでは、ない」、ということが成立しうるのである。

シ) ア) ところで、上記・DC・Lの論述のうち、第十四節の立論は、Lev・E、Lev・Lの第十四章・それぞれ第二十三、第二十四パラグラフに、

イ) 第十五節の立論は、Lev・E、Lev・Lの・それぞれ第二十五パラグラフに、再現する。

ド) Lev・E 第二十三パラグラフ 「契約の内容ないし主眼は、いつも必ず(always)，秤量を受ける・なんらかの事柄である。(なぜなら、契約すること

は、意志の働きであり、すなわち、秤量の働き、しかも最終の働きであるからである)。

したがって、契約の内容ないし主眼は、いつも必ず、その履行が将来に属する・なんらかの事柄であり、かつ、契約する当事者にとって、履行することが可能である、と判断される・なんらかの事柄である、と理解される」⁵¹⁾。

第二十四パラグラフ「それゆえ、履行することが不可能であることが知られている事柄を、約束することは、契約ではない。けれども、以前には、履行することが可能である、と考えられていた事柄が、後になって、不可能であることが、明らかになった場合は、その契約は、有効であり、すなわち、契約当事者を、(当の事柄〔契約内容〕の履行へ、ではないけれども)，その事柄〔契約内容〕の価値を相手方当事者に与えることへ、拘束するのであり、あるいは、その・価値を与えることも不可能である場合には、力の及ぶ限り履行する、という・誠実な努力へ、拘束するのである。なぜなら、それ以上の事柄にたいしては、なんびとも、拘束されることはありえないからである」⁵²⁾。

第二十五パラグラフ「人は、二つの道によって、契約を、免除される。すなわち、契約内容を履行すること(Performing)によって、ないしは、不履行を許容されること(being Given)によって、である。なぜなら、契約内容の履行は、拘束力の・自然に基づく終了であるからである。そして、不履行の許容は、契約当事者の自由の回復であるからである。というのは、不履行の許容とは、拘束力がそれの中に存在していた・当の権利を、移譲してしまうことであるからである」⁵³⁾。

e)さて、DC・LとLev・Eとの所論は、つぎのように、分析できよう。

51) Lev・E, p. 197

52) Lev・E, pp. 197-198

53) Lev・E, p. 198

- ア) i) 「協約内容」は、「将来」において「履行」されるべき「事柄」、とりもなおさず「行為」、であり、
- ii) その「行為」をめぐる「秤量」の「最終の働き」たる「意志」——当の「行為」を対象とし、これを〈成就〉させる「意志」——によって、生ずる。
- iii) 「意志」は、かかる・「秤量」の「最終の働き」である以上、「履行」の「不可能」な「事柄」・「行為」を〈対象〉とすることは、〈ありえない〉し、
- また、「意志」の対象である「行為」は、——その〈結果〉が「秤量」されたものであるゆえに——「将来に属する」「行為」、「将来において実行〔履行〕される」「事柄」である。
- iv) 「ソレユエ」、(「したがって」)，「契約内容」は、「いつも必ず」、それの「履行」が、「可能」であり、かつ、「将来に属する」「事柄」・「行為」「のみ」であらざるをえないことになる。
- v) また、「ソレユエ」、(「したがって」)，「履行が不可能な行為」・「事柄」を〈内容〉とする「協約」は、「拘束力」をもたず、ないしは、かかる「約束」は、「契約ではない」。——
- イ) i) しかし、上記・ア), i) - iv), の論旨は、〈不要〉である。
- ii) なぜなら、「契約」、ないし、一般に「移譲」の「意志」の「表明」は、「契約内容」の・「履行」の「意志」の「表明」であるのであるから、
- iii) 「契約内容」は、「いつも必ず」、〈必然に〉、その〈結果〉が「秤量」され・それゆえ、「履行」が「可能」な「事柄」・「行為」「のみ」である、とする規定で、〈必要にして充分〉であるからである。
- ウ) i) さらに、「契約内容」は、〈必然に〉、「履行」が「将来に属する」「事柄」・「行為」「のみ」である、という論旨は、
- ii) 本・15), 前出・b), イ) に述べたように、「違約」の〈可能性〉が、常に、存在することを語るものであって、

iii) 「力の及ぶ限り履行する, という・誠実な努力へ, 拘束する…」, という立論を, <成立せしめうる> ためには, 「自然が定めている・第三の法」についての論及が, <不可欠> である。

f) さらに, 「契約」からの「免除」についての論述のうち,

ア) 「契約内容」の「不履行」の「許容」による「免除」の立論, すなわち,

i) 「不履行」の「許容」は, 「約束」する当事者から相手方当事者に「移譲」されるべき「権利」が, 「逆に」前者に「還帰する」ことであり,

ii) 「約束」する当事者をして, 「履行」により, 相手方当事者に「権利」を「移譲」せしむべき「拘束力」がそれに内在している当該「権利」を, 相手方当事者が, 「約束」する当事者に, 「移譲」すること・「惠贈」であるゆえに,

iii) 「約束」する当事者にとっては, 「権利」の「移譲」へ向かっての「拘束力」の <消滅>, すなわち, 「自由の回復」である, —— とする立論は,

イ) 脚注・49)に示したように, ‘condōnātio’ の・古典ラテン語にあっての・二つの語意と, 古典ラテン語での・一方の語意・「処罰セズニ釈放スルコト」と, 中世ラテン語での・支配的な語意たる「赦免」とから, 着想されたものであろうが,

ii) しかし, いずれにせよ, <失当> である。

iii) なぜなら, 「不履行の許容」とは, α) 「約束」した当事者による・「契約」・「約束」の「不履行」すなわち「違約」を, 相手方当事者が「許容」することであるか,

β) ないしは, 「約束」した当事者に加わっている・「契約内容」の「履行」の「拘束力」を, 相手方当事者が, <随意に> <中斷> することであるか, であって,

γ) したがって, 正しくは, 「契約」の「解消」であるからである。

g) 付言すれば。前出・a) 以下に見た・この・「契約」からの「免除」の

立論全体は、「万事にたいする権利」の・〈第三者〉への「移譲」の「契約」には、〈妥当しない〉ことは、もとよりである。

h) 以上に述べたところは、すべて、Lev·Lの論述にも、あてはまる。

Lev·L 第十四章・第二十三パラグラフ 「協約の内容ないし対象は、いつも必ず (sémper [セムペル]), それについて秤量が行われうる・なんらかの事柄である。という理由は、意志の働きである秤量は、いつも必ず、将来において履行される事柄について、施されるもの、と理解されるからであり、また、秤量は、契約当事者によって、履行されることが可能である、と見做されている事柄について、施される、と理解されるからである」⁵⁴⁾。

第二十四パラグラフ「それゆえ、私たちが、それを履行することが不可能であることを承知している事柄を、約束することは、協約を交すことでは、ない。けれども、履行が可能であると信じられた事柄が、後になって、不可能であることになるにしても、協約は、有効であり、すなわち、約束された事柄を、ではなく、当該の事柄と等価の事柄(tántundem [タントゥンデム])を、履行するように、拘束する。しかし、その履行もまた不可能である場合には、協約は、力の及ぶ限り履行する努力へ、拘束する」⁵⁵⁾。

第二十五パラグラフ「私たちは、協約から、二つの仕方によって、免除される。すなわち、私たちが、協約内容を履行してしまった場合、ないしは、不履行を許容される場合が、それである。なぜなら、協約内容の履行はすべて、協約の・自然に基づく終了であり、他方、不履行の許容は、自由の回復、ないしは、拘束力の根拠たる権利の譲渡であるからである」⁵⁶⁾。

16) さて、つぎの主題は、「契約」が「恐怖」に基づく場合の諸問題である。

a) EoL 第十三節 「しばしば提起される問いは、恐怖 (fear) の念を抱

54) Lev·L, p. 108

55) Lev·L, p. 108

56) Lev·L, p. 108

かしめることによって人々から、いわば無理矢理奪い取られた、とでもいうような契約が、その人々を拘束するか、否か、という問い合わせである。例を挙げれば。ある人が、死にたいする恐怖という情念を抱かしめられたことが原因で、追剥ぎに、翌日、百パウンドを渡す、と約束し、かつ、追剥ぎを世間に暴露しない、と約束している場合に、こうした契約が、その当人にたいし拘束力を有するか、否か、である。ところで、ある場合には、こうした契約が無効であることがあるにしても、しかし、無効であるのは、恐怖という情念を抱かしめられた場合の契約が、いわば無理矢理に奪い取られたことを、理由とするものではない。なぜなら、私たちが、恐怖という情念に基づいて行う事柄が、私たちが、貪欲という情念を原因として行う事柄に比べ、履行がよりあやふやであるはずである、というような根拠が、存在するとは、思われないからである。その理由は、一方の・恐怖という情念も、他方の・貪欲という情念も、双方ともに、行為を、意志に発するもの (voluntary) たらしめる、というところにある。それにまた、死にたいする恐怖という情念から発する契約が、いずれも、有効ではないとするならば、互いに敵であった者たちの間の・講和の條件の・いずれも、効力をもちえず、また、いかなる法も、効力を有しえないことになるからである。講和條件も、法も、すべて、あの・恐怖という情念から、同意されたものなのである。その証拠には、人々が、自然が自分に与えている自由、すなわち、自分自身の意志と自分自身の力とによって自分自身を導いていく自由を、保有しつづける場合の死というものにたいして、恐怖という情念を抱かなかったならば、誰が、いったい、この自由を失う気になるであろうか。戦時に捕虜となり、敵にわが身の保釈金を強要することを承諾し、しかも、自分の生命が保証されたことによって、保釈金支払いの約束を履行すべきなのに、それを怠っても、なお、殺害されるべきではない捕虜とは、いったい、どういう捕虜なのであろうか。とはいへ、国政 (policy) と法 (law) とが導入された後では、事態は、変化しうる。なぜなら。法によって、前述のような契約が禁止される場合には、追剥ぎに

たいして、どのような事柄であれ約束する者は、ただに、履行を拒絶することを許されるにとどまらず、拒絶せざるをえなくなる。だが、しかし、法が、当該履行を禁止しておらず、履行を、約束した者の意に任せる場合には、その時には、履行は、依然として、合法(lawful)であり、そして、合法な事柄についての契約は、追剥ぎとの関係であっても、拘束力を有するからである」⁵⁷⁾。

ア) i) 「追剥ぎ」の例による立論によって、当該「契約」が「拘束力を有する」とする・二つの〈根拠〉のうち、一方の〈根拠〉——「情念」に発し、したがって「意志に発する」「行為」としての「契約」・「約束」は、「拘束力を有する」——は、〈不要〉である。

ii) なぜなら。いま一つの〈根拠〉——〈自己の生命の喪失・死〉という「最大の・わるいもの」にたいする「恐怖」・「嫌惡」という「情念」、とりもなおさず、「自己の生命の保存」という「最大の・よいもの」にたいする「欲求」(「欲望」)という「情念」が、「カマン-ウェルス」・「国家」を「設立」する「契約」の〈原動力〉であること——が、含意されていることで、〈必要かつ充分〉であり、

iii) かつ、〈きわめて重要〉な・この立論が、開陳されているからである。

イ) だがしかし、——「国政と法とが導入された後で」、「法」が、「追剥ぎ」にたいする・「どのような事柄」の「約束」であれ、その「履行」を「禁止しておらず、履行を、約束した者の意に任せる場合には、その時には、履行は、…合法であり、そして、合法な事柄についての契約は、追剥ぎとの関係であってさえも、拘束力を有する…」——という所論は、《荒唐無稽》である。

なぜなら。あらためて言うまでもなく、この所論は、i) ——人が追剥ぎによって「生命の喪失・死」にさらされる〈危険〉を、「法」が〈放置〉すること——を前提としているものであるが、その〈放置〉は、〈無法状態〉、す

57) EoL, p. 79

なわち「国政と法」とが〈存在しない〉こと・「自然のままの身の上」の存続を、意味する、という《矛盾》であるからであり、

ii) また、溯れば、この所論は、「追剥ぎ」にたいして——、〈ほかの人間が奪取されることを望まない権利〉を、〈わが身には奪取する〉ことを「強要」することを、——〈容認〉するものであって、言うまでもなく、「国政と法」との「目的」たる・「平和」の〈確保〉を、《否定》する所論であるからである。

(上記の「強要」は、ホブズが、おそらくプラトーンから学んだ‘πλεονεξία’ ([プレオンエクスィア]。原義は、「他人ノ取分ヲ上回ルモノニタイスル所有欲」) の概念を意味するものであって、連繫四著作は、「自然が定めている・第四の法」として、すなわち、「平和の身の上に入る」ための〈必須の条件〉として、かかる「強要」の〈禁止〉を、掲げている)⁵⁸⁾。

iii) さらに、プラトーンが『法』 (“Νόμοι.”) で言うとおり、この「他人ノ取分ヲ上回ルモノニタイスル所有欲」と「私利追求」 (*iδιοπράγμα* [イディオプラーギア]) とを〈禁止〉する「法 (*νόμοι* [ノモイ]) によってのみ、「国政」 (*πολιτεία* [ポリーテエイア]) が〈成立しうる〉⁵⁹⁾のであってみれば、

iv) 前記の〈無法状態〉は、直ちに〈無国政状態〉であり、

v) したがって、この所論は、再び、「国政と法とが導入された後で」も、「国政と法と」の〈非存在〉・「自然のままの身の上」の存続という《矛盾》を語るものにはかならないからである。

b) 上記の・EoL の所論にたいし、DC・L は、前掲の《荒唐無稽》・《矛盾》を自覚し、ア) i) 「なんらかの国家法が禁止しており、したがって、約束される事柄が、その法によって許されていない事柄となる場合を除けば」、という〈条件〉と、 ii) 「協約によってヨイモノが受領される場合、す

58) Lev · E, p. 212, Ch. 15, paragraph 21 ; Lev · L, p. 119, Ch. 15, paragraph 11

59) Platon : “Νόμοι.” Θ [IX] Stallbaum, 874 · e ; Burnet, 874 · e, 7—875 · d, 4

なわち、約束される事柄を約束することが許されている場合には」、というく条件〉とを付した上で、

イ) 「協約は、拘束する」、ということは、「総じて、真実である」との立論に、転ずるのであるが、しかし、この〈条件〉も、後述・17), b) と同一の理由で、〈無意味〉である。

DC・L 第二章・第十六節 「問われるのを常とするのは、恐怖という情念を抱かされることによって、いわば無理矢理に奪い取られる協約ハ、拘束力を有するか、それとも、有しないか、という事柄である。例を挙げれば、私が、追剥ぎの手から生命を救う目的で身代金を払うために、追剥ぎにたいし、自分は、翌日に金貨千枚を追剥ぎに手渡す、という協約ヲ行ウ者となるであろう場合に、しかし、私がその手中に落ちている追剥ぎが将来ある事柄を犯しても決して逮捕されることはありえない場合にも、私は、その協約に縛られなくてはならないか、それとも、縛られずに済むか、である。ところで、かかる類いの協約ハ、時として、無効である、と見做されなければならないとするにせよ、しかし、無効でありうるのは、その協約が、恐怖という情念から発している、という根拠に基づくものでは、ないのである。という理由は、もし上記の根拠に基づくとすれば、そこから帰結せざるをえないのは、人々が国家を形づくっての生活 (*vīta cīuīlis* [ヴィーサ・キーウィーイリス]) へ集合し、法が人々の安全を守る・あの協約も、無効である、ということであるからであり、(なぜなら、一方の者が他方の者の統治に服する、という協約は、相互の殺し合いにたいする恐怖の情念から、発するのであるからである)，また、帰結せざるをえないのは、戦時に捕虜の身となって、契約ヲ行ウ時に、わが身の保釈の代金支払いに誠実である者は、理性をそなえた行動をとっていることにならない、ということであるからである。総じて、真実であるのは、協約によってヨイモノが受領される場合、すなわち、約束される事柄を約束することが、許されている (*licitum*) 場合には、協約は、拘束する (*obligat* [オブリガト]), ということである。しかるに、私の生命を

救う目的で身代金を払うことを約束するのも、許されている事柄であり、また、私の財産から、私が意志するであろう・どのような金品であれ、たとえなんぴとにたいしてであれ、追剥ぎにたいしてでも、与えることも、許されているのである。それゆえ、なんらかの国家法 (*lēx cīuīlis* [レークス・キーウィーアイリス]) が禁止しており、したがって、約束される事柄が、その法によって許されていない事柄 (*illícitum* [イックリキトゥム]) となる場合を除けば、恐怖という情念から発した協約によって、私たちは、拘束されるのである」⁶⁰⁾。

c) ア) ただし。上掲にあって、「協約によってヨイモノが受領される」と言われる・その「ヨイモノ」の「受領」とは、

イ) EoLについて述べたとおり、「自然が定めている必然」である「欲求」の対象たる・「自己の生命の保存」という「最大の・よいもの」の「受領」である。

d) ア) それゆえ、再言すれば、上掲・引用文の最後に現われる——「恐怖という情念から発した協約によって、私たちは、拘束されるのである」——という規定は、

イ) EoLの規定とともに、「カマン-ウェルス」・「国家」を「設立」する「協約」を視野に入れた規定として、〈きわめて重要な意味〉を持つ。

17) ところで、上掲・DC・Lの論述にたいし、Lev・E, Lev・Lは、もはや、「恐怖」による・「ヤマン-ウェルス」・「国家」の「設立」の「契約」・「協約」には言及せず、しかも、「カマン-ウェルス」・「国家」の内部にあっても、ある《脆弁》を用い、「カマン-ウェルス」・「国家」の存在に《矛盾》する《条件》を設けて、「盗人」・「追剥ぎ」との「契約」・「協約」は、「合法的には、破棄できない」(Lev・E), 「協約」を「履行しないことは、許されてはいらない」(Lev・L), とすることにより、再びEoLの《荒唐無稽》，すなわち、「カマン-ウェルス」・「国家」の内部においてでありながら、「服従者」・「市民」と「盜

60) CD・LW, p. 104 ; CD・LO, p. 176

人」・「追剥ぎ」との間で、「自然のままの身の上」が存続している、という《矛盾》に、立ち戻るのである。

すなわち、

Lev·E 第十四章・第二十八パラグラフ 「ひたすら自然の身の上にあっては、恐怖によって締結された契約は、拘束力を有する。例えば、もし私が、敵にたいして、私の生命の代償として、身代金ないしは用役を支払う、と契約するならば、私は、その契約によって束縛される。なぜなら、これは、約定であって、一方の者は、生命という利益を受領し、他方の者は、生命の代価として、貨幣ないし用役を受け取るからである。そして、その帰結として、(ひたすらな自然の身の上の場合のように)、他の法が、上記の受領・受け取りの実行を禁止していない場合には、この契約は、有効である。であるから、戦争での捕虜は、わが身の身代金の支払いを承諾すれば、その身代金を支払う義務を負うのである。それにまた、軍事力の弱小な君主が、恐怖のため、軍事力の強大な君主と、わが身に不利な和解をするならば、弱小な君主は、その和解を遵守するように束縛される。もっとも、(前に述べられたとおり)、恐怖の・なにらかの・新しい・また、正当な原因が生じてきて、戦争を再開するのであれば、話は、また別である。いや、カマン-ウェルスの中でさえ、もし、私が、盗人に金銭をやると約束することによって、盗人の手からわが身を救わざるをえない破目に、立ち至った場合には、国家法が私を救い出してくれるまでは、私は、盗人に金銭を支払うように、束縛されるのである。なぜかといえば、私が、拘束を受けずに (without Obligation), 合法的に (lawfully), 行うことを許されている (may) 事柄は、どのような事柄であれ (whatsoever), 私としては、恐怖のゆえに、その・同じ事柄 (the same) を行う契約を、合法的に (lawfully), 交すことを許されている (may) のであり、そして、私が、合法的に、契約を交す事柄は、私として、合法的には、これを破棄できないからである」⁶¹⁾。

61) Lev·E, p. 198

Lev・L 同章・第二十六パラグラフ 「たとえ恐怖によって強制された協約であるにしても、しかし、人間の・自然のままの身の上では、効力を有する。例えば、もし私が、敵との間で、自分の生命を救うため、金銭を与える、という協約を交すならば、私は、その協約を履行する義務を負う。なぜなら、この協約は、一方の者が、生命にたいする権利を、他方の者が、金銭にたいする権利を、移譲する約定であるからである。こうして、自然のままの身の上の場合のように、履行を禁止する・他の法が存在しないところでは、協約は、効力を有するのである。同じようにして、戦争での捕虜は、後日、身代金を支払う、という・その条件で、身の自由を受け取ったのであれば、その身代金を支払うように拘束される。ある君主が、より強力な軍事力の君主と、恐怖ゆえに、不利な和解を行った場合にも、その君主は、和解を遵守しなくてはならない。もっとも、上述のように、和解を拒絶する・なにらかの・新しい・かつ、正当な原因が生ずれば、話は、また別である。同ようにして、国家の中でも、もし、私が、追剝ぎから、生命を救い出すための・金銭支払の約束を強要された場合にしても、国家法が禁止するのでなければ、金銭は〔追剝ぎに〕授与されなければならないのである。なぜかといえば、拘束を受けていない (*nōn obligātō* [ノーン・オブリガートー]) 私に、行うことが許されている (*lícitum* [リキトゥム]) 事柄は、いかなる事柄であれ (*Quícquid* [クウイクウイド]), 私としては、恐怖ゆえに、その・同じ事柄を (*ídem* [イデム]) 行う協約を、許されて (*lícitē* [リキテー]), 交しうるからである。ところで、協約を交すのを許されている事柄を、履行しないことは、許されてはいないのである」⁶²⁾。

- a) ア) 上掲の論述のうち、問題となるのは、
- i) 第一に、——「ひたすらな自然の身の上」にあっては、「各人」は、「身体の力」と「心の力」との「総計」においては、「平等」である、——という

62) Lev・L, pp. 108-109

〈前提〉が、《放棄》されている点である。

ii) 「戦争での捕虜」、「軍事力の弱小な君主」の存在を挙げるのであっては、「ひたすらな自然の身の上」が、「各人が各人に敵対する戦争」であることは、〈できない〉のであり、

iii) この「戦争」が齎す「死にたいする恐怖」によって、上記の「身の上」にある「各人」が、「平和」の〈確保〉を「目的」とする「国家」を「設立」する「契約」を交す日は、ついに到来しないであろう。

イ) おそらく、この〈難点〉が感知されざるをえなかつたところから、付加されたのが、「もっとも、…恐怖の・なにらかの・新しい・また、正当な原因が生じてきて、戦争を再開するのであれば、話は、また別である」(Lev·E), 「もっとも、…和解を拒絶する・なにらかの・新しい・かつ、正当な原因が生ずれば、話は、また別である」(Lev·L), という〈保留〉の文言である。

i) しかしながら、「ひたすらな自然の身の上」とは、「戦争を再開」し、「和解を拒絶する」「原因」が、——《根源的自然法》にしたがつて「正当」なものとして、また、〈新しく〉現われるものではなく、〈常在〉のものとして——「万事」について〈充满〉している「身の上」であるから、この〈保留〉の文言は、その「身の上」についての論述にあっては、〈空語〉と言うべきである。

ii) そこで、この文言を、上述の「身の上」に〈適合〉するように訂正するならば、「戦争を再開する」「原因」は〈普遍化〉され、すなわち、「弱小な君主」のみならず、「戦争での捕虜」も、「戦争」を〈続行〉する者とならざるをえず、

iii) したがつて、上掲の・「ひたすらに自然のままの身の上」にあっての「契約は、有効である」(Lev·E), 「その協約を履行する義務を負う」(Lev·L), とする所論は、〈成立しえない〉ものとなる。

b) 第二に、問題となるのは、ア)「カマン-ウェルス」の中ででさえ、「…盗人に…約束することによって、…、国家法が…救い出してくれるまでは、

…盗人に金銭を支払うように、束縛される…」(Lev·E), 「国家の中でも、…追剥ぎから…約束を強要された場合…, 国家法が禁止するのでなければ、金銭は〔追剥ぎに〕授与されなければならない…」(Lev·L), とする立論と,

イ) その立論の〈根拠〉——「私が、拘束を受けずに、合法的に、行うことを許されている事柄は、どのような事柄であれ、私としては、恐怖ゆえに、その・同じ事柄を行う契約を交すことを合法的に、許されている…, そして、私が、合法的に、契約を交す事柄は、私として、合法的には、これを破棄できない…」(Lev·E), 「拘束を受けていない私に、行うことが許されている事柄は、いかなる事柄であれ、私としては、恐怖ゆえに、その・同じ事柄を行う協約を、許されて、交しうる…。…協約を交すのを許されている事柄を、履行しないことは、許されてはいない…」(Lev·L), ——とである。

c) ここで、最初に吟味すべきは、当然、上掲の〈根拠〉である。

ア) まず。「私が、拘束を受けずに、合法的に、行うことを許されている事柄」(Lev·E), 「拘束を受けていない私に、行うことが許されている事柄」(Lev·L) とは、——「拘束を受けずに」, 「拘束を受けていない私に」, とある以上,

i) 「国家法」が「言及していない」ないしは「規定していない」「行為」以外の「行為」の・すべてが、〈作為〉あるいは〈不作為〉への「拘束を受けている」「カマン-ウェルス」・「国家」の中で、ではなく,

ii) 「ひたすらな自然の身の上」の中で,

iii) 「私」という「個人」(「各人」のひとり)が,

iv) 《根源的自然法》という「指針」にしたがって、という意味で、「合法的に」,

v) それゆえ、「許されて」,

vi) とる「行為」, —

vii) とりもなおさず、上の「行為」に〈合致〉するところの・「自分の生命の保存」にたいする「欲求」という「情念」を「原動力」としてとる「行為」

——以外のものでは、ありえない。

イ) i) しかしながら、上記の「欲求」という「情念」は、「自分の生命の喪失・死」にたいする「恐怖」（「嫌惡」）という「情念」と、〈表裏一体〉・〈同一〉のものであるから、

ii) 上記・ア), vii) の「行為」（「行う」「事柄」）は、また、この・「恐怖」なる「情念」を「原動力」とする「行為」でもあり、

iii) そして、再言すれば、この「行為」は、「ひたすらな自然の身の上」の中で、「各人」により、「合法的に」、「許されて」、とられるものである。

ウ) i) かかる「行為」は、「どのような行為であれ」(Lev·E), 「いかなる行為であれ」(Lev·L), それをとることは、すべて、「合法的に」、「許されて」いるのであるから、

ii) かかる「行為」をとる、という「契約」・「協約」を、「ひたすらな自然の身の上」において「交す」こともまた、「合法的に」、「許されている」(Lev·E), 「許されて、交しうる」(Lev·L) のは、もとよりである。

エ) i) ところで。こうした「契約」・「協約」の一つが、「盗人の手からわが身を救わざるをえない破目に立ち至った場合」に、「盗人に金銭をやると約束すること」(Lev·E) であり、「追剥ぎから、生命を救い出すための・金銭支払の約束を強要された場合」に、その「協約を交す」こと(Lev·L) である。

ii) そして、前述・ウ)；エ), i) によって、かかる「契約」・「協約」を「交す」ことは、「合法的に」、「許されている」し、「許されて、交しうる」のであるから、「合法的には、これを破棄できない」(Lev·E), 「履行しないことは、許されてはいない」(Lev·L) のである。——

オ) しかしながら、上記の〈根拠〉のうち、上掲・エ), i), ii) の部分もまた、「各人が各人に敵対する戦争」を〈否定〉するものであるから、——「ひたすらな自然の身の上にあっては、恐怖によって締結された契約は、拘束力を有する」(Lev·E), 「たとえ恐怖によって強制された協約であるにしても、

しかし、人間の・自然のままの身の上では、効力を有する」(Lev·L) —— とは、〈立論しえない〉。

d) ア) つぎに。上掲の〈根拠〉に基づく立論は、——「カマン-ウェルスの中で」(Lev·E), 「国家の中で」(Lev·L), しかも、「ひたすらな自然の身の上」にあっての「契約」・「協約」が、「拘束力を有する」, 「効力を有する」—— という《妄言》にほかならぬことは、明らかであり,

イ) 〈成立しえない〉 ものである。

е) まさに上記の《妄言》を暴露しているのが,

ア) 「国家法が私を救い出してくれるまでは」(私は、盗人にたいする「契約」に「束縛される」) (Lev·E),

イ) 「国家法が禁止するのでなければ」(「協約」は、「履行」「されなければならない」) (Lev·L), とする・《条件》の付加である。

f) ア) しかしながら、上記の《条件》は、——「カマン-ウェルス」・「国家」の中にあっても、「国家法」が〈発動〉するまでは、「服従者」・「市民」のなんぴとかと、「盗人」・「追剝ぎ」との間では、「ひたすらに自然のままの身の上」、いな、「各人が各人に敵対する戦争」が〈存続〉している、—— という・所論の《矛盾》を語るものである。

イ) また、この《条件》は、——「カマン-ウェルス」・「国家」も、「服従者」・「市民」のなんぴとかの「平和」を「盗人」・「追剝ぎ」が〈侵害〉するのを「禁止しない」ことが〈ありうる〉こと—— を意味するものであり、とりもなおきず、「カマン-ウェルス」・「国家」は、「ひたすらな自然の身の上」・「各人が各人に敵対する戦争」の状態にほかならない、という・論述の《矛盾》を告げるものである。

g) こうして、Lev·E, Lev·L の・前掲の立論は、《全く無意味》となる。

h) ア)かかる・《全く無意味》な立論が、Lev·E, Lev·L に現われるのは,

イ) 「権利の移譲」の「契約」・「協約」についての論述にあたって、——「自

然が定めている・第二の法」が命じているのは、「各人」が、自らの有する「万事にたいする権利」を、「各人」の〈高次元〉にある〈第三者〉に「移譲」することである——という事柄が、〈忘失〉され、

ウ) 「生命」にたいする「権利」を含むとはいえ、〈通常〉の「権利」の・エ) しかも、「各人」間の・「移譲」の「契約」・「協約」に、論述がくとらわれていたことに、よるものである。

以上で、連繋四著作のにおける・「権利の移譲」の「約定」；「契約」・「協約」にかんする論述の吟味を終り、主要テーマたる・「自然が定めている・第三の法」以下についての立論の分析に、進もう。

(第X章. II——G, 終り)

27) ラテン語辞典には見られない・この語は、ギリシャ語の‘*ἀθλοθετης*’([アトヲトヘエテエース])の・ホブズによるラテン語形化である。このギリシャ語の語意は、1)「競技〔会〕デノ賞〔品〕授与者」、2)「競技〔会〕デノ・勝敗ノ審判員」、ないし、「運営員」であるが、この語は、‘*ἀθλον*’([アーアトヲロン]。「競技〔会〕ノ賞〔品〕」)に由来するので、上記・1)が、原意である。

プラトオーンは、『法』・「第六編」の中で、下記の文脈にあって、1)の語意で用い、アリストテレースは、『ニコマクホスに与うる倫理学』・「第一編」・「第四章」において、2)の語意で用いている。

すなわち、——プラトオーンは、『国政』の中で、「魂の教育」は、「音楽」により、「身体の教育」は、「身体鍛練」によって、行われるべきである、とし、かつ、「教育」を、「ポリス」(「国家」)の責務とするのであるが、『法』では、これを享けて、下記のように述べられている。

「ところで、つぎに、音楽と身体鍛練との指導者 (*ἀρχοντες* [アルクホオンテス])を、国家が任命するのが、適切である、と考える。この指導者は、音楽と身体鍛練との各々について、二種類であり、一方の者たちは、音楽と身体鍛練との教育 (*παιδεια* [パイデエイア]) のための指導者であり、他方の者たちは、音楽と身体鍛練の競技会運営 (*ἀγωνιστική* [アゴオーニスティケエー]) のための指導者である。法は、一方で、教育の面で、身体鍛練場と音楽教場との整備と教授との監督者 (*επιμεληται* [エ

ピメレエータイ])], 同時にまた, 教育にかんし, 男女児童の通学と, 居住との配慮にあたる監督者を, 命ずることを, 望んでおり, 他方, 競技会(*ἀγωνία* [アゴーニア])の面では, 身体鍛錬の競技者 (*ἀθληται* [アトフエータイ])と音楽の競技者とについて, 賞授与者 (*ἀθλοθεται* [アトフロトヘエタイ])を, 命ずることを, 望んでいる。この場合にも, 賞授与者は, 二種類であり, 音楽の競技会に携わる者と, 身体鍛錬の競技会に携わる者とは, 互いに異なる]。

プラトオーンは, 「音楽」と「身体鍛錬」との双方について, 本来の「教育」と, 「教育」を促進する方法としての「競技会」とを, 構想しているのであるが, それぞれの担当者を, <二分> しているのは, プラトオーンの・《社会的分業》論という基本思考によるものである。“Platonis Opera.” Recognovit breviqve adnotatione critica instruxit Ioannes Burnet. Tomvs V. Oxonii, 1976. Typographeum Clarendonianum. “Νόμοι. ξ” Stallbaum, 764 · c, Burnet, 764 · C, 5—4

また, アリストテレスは, 前記・箇所で, つぎのように語っている。

「ところで, 私たちとして, 忘れてならないのは, 根源から離れていく (*ἀπὸ τῶν ἀρχῶν* [アポ・トオーオン・アルクホオーオン]) 思考と, 根源に辿りつく (*ἐπὶ ταῖς ἀρχαῖς* [エピ・タス・アルクハアス]) 思考とは, 相異なる, ということである。卓抜にも, ほかならぬプラトオーンが, 問題とし, 探究したのは, 方法(*ὁδοῖς* [ホドオス])とは, 根源から離れていくものであるのか, それとも, 根源に辿りつくものであるか, という事柄であった。これは, 丁度, 競走路の場合に, 走者は, 審判員 (*ἀθλοθεται* [アトフロトヘエタイ]) のところから離発して到着線へ辿りつくのか, それとも, その逆であるか, に似ている」。Aristotelis Ethica Nicomachea. Recognovit breviqve adnotatione critica instruxit I. Bywater. Oxonii, 1979. Typographeum Clarendonianum. Bekker, 1095 · a — 1095 · b, Bywater, 1095 · a, 30 — 1095 · b, 1.

ここで, アリストテレスが, プラトオーンに關説しているのは, おそらく, 『国政』・「第六編」で, ソークラテースに語らしめている・「思考内容」(*τὸ νοητόν* [トオ・ノエートオン])を「究明する」(*ξητεῖν* [ゼエーテエーエイン])・下記の「方法」のことであろう。

すなわち, プラトオーンは, —

「視覚内容の領域」と「思考内容の領域」とを区分し,

さらに, 「視覚内容の領域」の「部分」の一つを, 「私たち人間の周囲にある生物, および, 植物, 人工物の類の・すべて」, とし,

いま一つの「部分」を, かかる物の・光による「影」, 他の物に映る「映写像」, 総

じて、「影像」(*εἰκόνες* [エイコオネス]), ないし「写像」(*τὰ μιμηθέντα* [タ・ミメートヘエンタ]), とする。

この「影像」・「写像」は、「思考内容の領域」にとって、「思考の基礎」(*ὑποθέσεις* [ヒュポトヘエセイス]) となりうるものである。

例えば、数学上の「思考」にとって、「奇数」、「偶数」、「図形」、「角の三種類」〔「直角」、「鋭角」、「鈍角」〕, その他・これに類する・〈個別的〉・〈具体的〉な〈外部感覚内容〉が、それである。

さて、「魂」が、これらを「思考の基礎」として、そこから「出発する」(ἐξ [エクス]) にしても、

しかし、「魂」が、「影像」・「写像」に「従属しており」, すなわち, 例えは、「図形」について、「探究に突き進むべき」であるにも拘らず、「叡知」(*διανοία* [ディアノイア]) による「思考を施すこともせぬ」ままに、「影像」・「写像」を, そのまま、「既知のもの」, 「ことごとく明らかなもの」とする場合には,

「魂」は、「根源」(*ἀρχή* [アルクヘエー]) にある・数学上の「思考内容」へ「辿りつくべく進んでいる」のでは, ない。

このように、「魂」が、「根源に辿りつくべく進んでいる」(ἐπ' ἀρχὴν πορευομένη [エプ・アルクヘエーン・ポレウオメネエー]) のではない「方法」は、「思考内容の領域」の「方法」たりえないである。

これにひきかえ、「魂」が、「思考の基礎から出発する」にせよ、「視覚内容の領域を出ない」「影像」・「写像」から「離れて」(*ἀνεν* [アネウ]), 「図形」について「叡知」による「思考を施し」, すなわち, ある「図形」の・〈個別性〉を超えている「原型」(*εἰδη* [エイデエー]。イデアー (*ἰδεῖα*)) そのものを「追求する」(*τὴν μέθοδον ποιονμένη*. [テエーン・メトホオドオン・ポイウメエネー])。逐語的には、「方法ヲ立テル」。例えは、三角形の面積・一般の「思考内容」(底辺×高サ÷2) を「追求する」場合には,

「魂」は、この・「原型」の「追求」において、「無条件・絶対の根源に辿りつく思考内容」(*τὸ ἐπ' ἀρχὴν ανυπόθετον* [*νοήτον*] [トオ・エプ・アルクヘホーン・アンヒュポオトヘエトオン・[ノエートオン]]) を「究明する」「方法」を, とっているのであり,

「かかる思考内容を, 私は, 原型 (*τὸ εἰδος* [トオ・エーエイドス]。「イデエアー」) と呼ぶのであるが, 他方, 思考内容の究明に携る時に, 思考の基礎に従属せざるをえない魂は, 思考の基礎を超えていくことを得ないものとして, 根源に辿りつく魂と

は呼ばないのであり、…」、と述べられている。

すなわち、プラトオーンによれば、「思考の基礎」としての「影像」・「写像」に、しかし「従属し」てしまっている「魂」は、「根源」たる「思考内容」・「原型」から「離れる」ものなのである、

これにたいし、「思考の基礎」から「出発」しながらも、それを「離れて」、「超えて」、「叡知」による「思考を施し」、「思考の基礎」の「原型」を「追求する」「魂」のみが、「根源に辿りつく」「方法」をとっているのである。Platonis Opera. Recognovit breviqve adnotatione critica instrvxit Ioannes Burnet. Tomvs IV. Oxonii, 1978. Typographeum Clarendonianum. “Πολιτεία. ζ” Stallbaum, 509 · d-511 · a, Burnet, 509 · d, 8-511 · a, 6